

令和元年東日本台風(台風第19号)

災害対応報告書

令和3年3月

佐久市

はじめに



佐久市長

柳田清二

令和元年10月12日、佐久市がこれまで経験したことの無い規模の台風第19号（後に「令和元年東日本台風」と名称が定められた）が日本列島に上陸しました。市内の河川は複数箇所で氾濫し、その中でも千曲川沿いの建物流出や滑津川の決壊、また、志賀川、谷川、片貝川などの氾濫により甚大な被害を受け、市民生活にも大きな影響を与えました。

これまで「災害の少ないまち」ということを卓越性としてきましたが、令和元年東日本台風災害を受け、災害はいつどこで起こるかわからないということを改めて認識し、被害を繰り返さない改良復旧・機能強化により、「災害に強い佐久市」を目指してハード・ソフト両面での対策を進めてきました。

また、復旧・復興に当たっては、多くのボランティアの皆様や友好都市をはじめ多くの自治体の皆様から人的・物的支援をいただきました。多くの皆様のお力添えにより災害からの復旧・復興が推し進められたのはもちろんのことですが、何よりもそのお気持ちが私たちの強い支えとなりました。

改めて、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

台風接近時からの対応を振り返ってみますと、台風が上陸した2日前の10月10日から防災行政無線で台風情報を提供し始め、前日の11日からは職員体制を「災害警戒体制」とし、情報収集や事前対策、避難所開設準備などを進めてきました。そして、台風が最接近した12日には「非常体制」とし、全体体制で災害対応に当たってきました。

私を含め、多くの職員が不眠不休で対応に当たりましたが、後になって振り返ると「これはこうした方がよかった」などの反省や教訓が出てきました。こうした反省・教訓や当時の気象状況、被害状況等を「令和元年東日本台風（台風第19号）災害対応報告書」としてまとめ記録を残し、後世に伝えるとともに、今後も起こりうる自然災害対応への一助として生かしていきたいと思えます。

目 次

気象庁・長野地方気象台発表の主な事前情報（3日前～当日まで）	2
1 気象の概要	
（1）台風第19号の概要	29
（2）令和元年台風第19号に関する長野県気象速報	30
2 佐久市における状況	
（1）佐久市における気象情報の発表状況	33
（2）市内に設置されている雨量計の観測値	33
（3）当日の降水量	34
（4）当日の状況	37
（5）観測史上1位を更新した雨	42
3 被害の状況	
（1）人的被害の状況	43
（2）住家の被害状況	43
（3）その他の被害状況	50
4 避難所・避難者の状況	
（1）避難情報発令状況	54
（2）最大避難者数	55
5 ライフラインの状況	
（1）電気	56
（2）水道	56
（3）通信	56
6 道路の状況	
（1）高速道路	58
（2）国県道	58
（3）市道	58

7	公共交通機関の状況	
(1)	J R北陸新幹線	59
(2)	J R小海線	59
(3)	しなの鉄道	59
8	香坂ダムの放流	
(1)	香坂ダム放流の経過	59
9	災害廃棄物の受け入れ	60
10	台風・低気圧等接近時及び通過後の対応	
(1)	災害対策本部等の設置状況	61
(2)	掲示板・メール配信による市内情報伝達	61
11	受援関係	
(1)	自治体からの人的支援	63
(2)	自治体からの物的支援	65
(3)	個人・民間団体等からの物的支援	67
12	災害ボランティア	68
13	支援金・義援金	69
14	被災者の生活再建に向けた支援制度の申請状況	70
15	対応経過・記録写真	71
資料編		
1)	当日の気象データ（気象庁提供）	
2)	支援・サービス（市ホームページ・市広報紙別冊）	
3)	市民アンケート調査結果検証報告書	
4)	消防団（水防団）活動アンケート検証報告	
5)	「災害に強い佐久市」に向けたBBB（よりよい復興）の取組	
6)	教訓を踏まえた対策パッケージ	
7)	主な新聞記事から	

台風第19号に関する気象状況

◆降り始めから降り終わりの最大観測値

(参考) 初谷 568ミリ

(10月11日 15時～10月13日 1時)

◆気象台記録 24時間最大降水量

佐久 303.5ミリ (10月12日 0時～24時)

(参考) 初谷 546ミリ (10月12日 0時～24時)

◆気象台記録 1時間最大降水量

佐久 35ミリ (10月12日 14時～15時)

(参考) 初谷 57ミリ (10月12日 15時～16時)

各種法令等の主な適用状況

◎『災害救助法』適用※ (令和元年10月12日)

※適用自治体は14都県390市町村で過去最大の適用

◎『特定非常災害』認定※ (令和元年10月18日)

▶「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」

※台風災害としては初の指定

◎『激甚災害』指定 (令和元年11月1日)

▶「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

◎『非常災害』指定※ (令和元年11月1日)

▶「大規模災害からの復興に関する法律」

※平成28年(2016年)熊本地震に続いて2例目の指定

台風の名称

気象庁は、令和2年2月19日に令和元年台風第19号の名称を「**令和元年東日本台風**」と決めました※。このため、表現が混在している箇所があります。

※気象庁が台風に名称を定めるのは、昭和52年の「沖永良部台風」以来

気象庁・長野地方気象台発表の主な事前情報（3日前～当日まで）

台風の接近に際し、気象庁・長野地方気象台は、台風の位置情報、現況、今後の予想や防災事項といった情報を発表している。

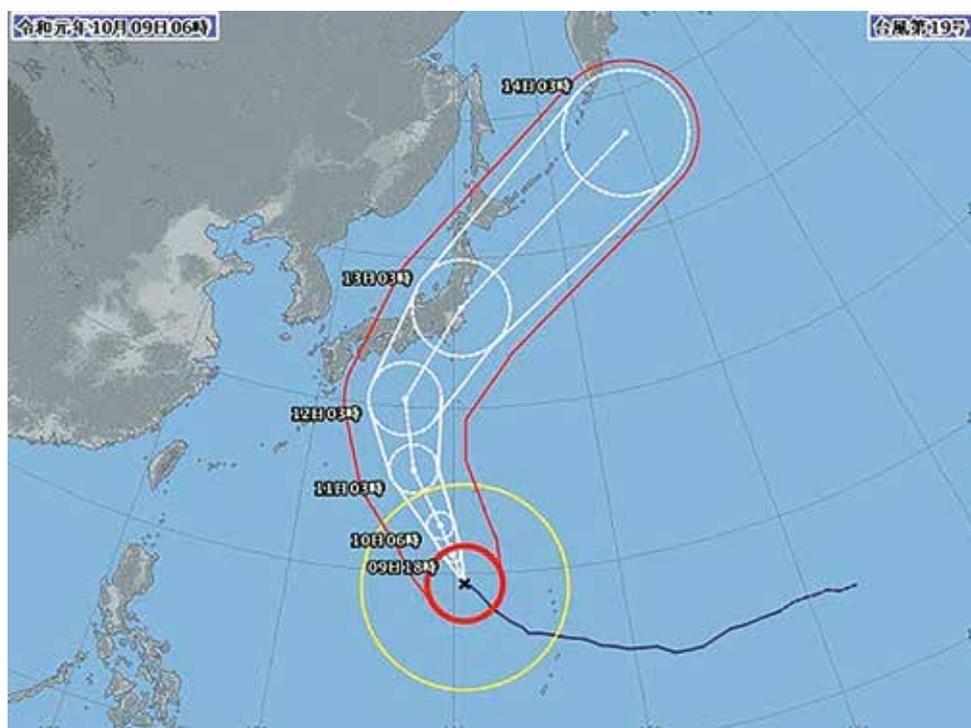
市では、事前準備に重要なこの情報を、職員への周知、また、市民へ防災行政無線等による注意喚起を行うなど、早めの対策に向けた情報の周知を行った。

【3日前】令和元年10月9日

◆ 令和元年10月9日 17時12分 気象庁 予報部発表

関東甲信地方では、12日から13日にかけて暴風、警報級の大雨や高波となるおそれがあります。

10日18時から11日18時までの24時間に予想される雨量
関東甲信 およそ50ミリ



出典「気象庁ホームページ」

令和元年 台風第19号に関する関東甲信地方気象情報 第2号
令和元年10月9日17時12分 気象庁予報部発表

大型で猛烈な台風第19号の影響により、小笠原諸島では12日にかけて大しけや猛烈なしけとなる見込みです。うねりを伴う高波に厳重に警戒してください。また、関東甲信地方では、12日から13日にかけて暴風、警報級の大雨や高波となるおそれがあります。

[台風の現況と予想]

大型で猛烈な台風第19号は、9日15時には小笠原近海にあって、1時間におよそ15キロの速さで北北西へ進んでいます。中心の気圧は915ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は55メートル、最大瞬間風速は75メートルで、中心から半径240キロ以内では、風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、日本の南で次第に北のち北東に進路を変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日から13日にかけて西日本から東日本に接近し、上陸するおそれがあります。

[防災事項]

小笠原諸島では、台風の強風域に入っており、海上は大しけの状態となっています。大しけの状態は12日にかけて続き、10日から11日は猛烈なしけとなる見込みです。うねりを伴った高波に厳重に警戒し、強風に注意してください。台風の動向によっては、10日から11日にかけて暴風となる可能性もあります。

関東甲信地方（小笠原諸島を除く）では、台風の北上に伴って10日はうねりを伴ってしける所があり、11日から13日にかけて広い範囲で大しけや猛烈なしけとなるおそれがあります。また、風や雨も強まって、12日から13日にかけて暴風や警報級の大雨となるおそれがあります。うねりを伴う高波に厳重に警戒し、暴風、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。なお、台風の動向によっては、暴風や警報級の大雨の期間が11日からとなる可能性があり、12日から13日頃は高潮のおそれもあります。

[量的予想]

<波の予想>

10日に予想される波の高さは、うねりを伴い
小笠原諸島 10メートル

伊豆諸島 5メートル

関東地方 3メートル

その後、台風の北上に伴って、伊豆諸島と関東地方では波がさらに高まる見込みです。

<風の予想>

10日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

小笠原諸島 23メートル（35メートル）

伊豆諸島 15メートル（25メートル）

その後、台風の北上に伴って、伊豆諸島、関東地方、甲信地方でも強風や暴風となるおそれがあります。

<雨の予想>

10日18時までに予想される24時間雨量は、多い所で

小笠原諸島 60ミリ

その後、11日18時までの24時間雨量は、多い所で

小笠原諸島 およそ 50ミリ

伊豆諸島 100から150ミリ

関東地方 50から100ミリ

甲信地方 およそ 50ミリ です。

[補足事項]

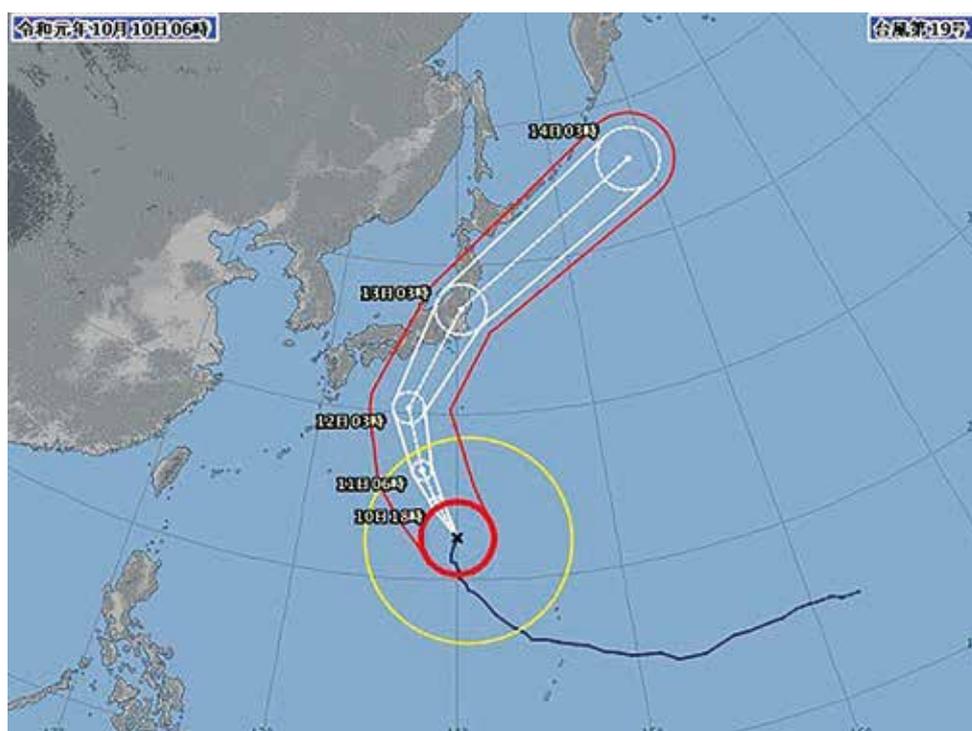
今後発表する台風情報、早期注意情報、警報、注意報、気象情報に留意してください。

【2日前】令和元年10月10日

◆ 令和元年10月10日 5時26分 気象庁 予報部発表

台風は非常に強い勢力を保ったまま、12日から13日にかけて、西日本から東日本に接近し、上陸するおそれがあります。全国的に暴風や警報級の大雨、猛烈なしけとなる可能性があります。

11日6時から12日6時までの24時間に予想される雨量
関東甲信地方 100から200ミリ（多い所）



出典「気象庁ホームページ」

◆ 令和元年10月10日 17時42分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日から13日にかけて風が強くなり、大雨となる所があるでしょう。暴風や、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

11日18時から12日18時までの24時間に予想される雨量
県内 100から150ミリ (多い所)

【参考】

気象庁・長野地方気象台からの事前情報を参考に、市が行った
防災行政無線等による事前の情報提供

	日 時	内 容
防災行政無線・さくネット等	10月10日 12時30分	台風19号の警戒
防災行政無線・さくネット等	10月11日 13時00分	台風19号の警戒
防災行政無線・さくネット等	10月12日 8時00分	台風19号の警戒

令和元年 台風第19号に関する関東甲信地方気象情報 第3号
令和元年10月10日17時42分 気象庁予報部発表

大型で猛烈な台風第19号の影響により、小笠原諸島では12日にかけて猛烈なしけや大しけが続き、関東地方と伊豆諸島では11日から大しけや猛烈なしけとなるため、うねりを伴う高波に厳重に警戒してください。小笠原諸島では11日にかけて土砂災害に厳重に警戒し、関東甲信地方では12日から13日にかけて、低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水や氾濫、暴風に厳重に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で猛烈な台風第19号は、10日15時には父島の南西の海上にあって、1時間におよそ20キロの速さで北へ進んでいます。中心の気圧は915ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は55メートル、最大瞬間風速は75メートルで、中心から半径240キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、日本の南を北北西に進み、次第に進路を北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日午後から13日にかけて、紀伊半島から東日本の太平洋側に接近・上陸し、東日本を進むおそれがあります。

[防災事項]

小笠原諸島では風が非常に強く、海上はうねりを伴った猛烈なしけとなっており、この状態は11日にかけて続き、12日も大しけとなるでしょう。

うねりを伴った高波に厳重に警戒し、強風に注意してください。台風の動向によっては、10日夜から11日午前中にかけて暴風となる可能性もあります。また、小笠原諸島では降り始めからの総雨量が100ミリを越える大雨となっており、11日にかけて土砂災害に厳重に警戒してください。

関東地方と伊豆諸島の海上ではしけており、11日から13日にかけて広い範囲で大しけや猛烈なしけとなるおそれがあります。また11日は伊豆諸島や関東地方南部で前線の影響で大雨となるおそれがあり、関東甲信地方では12日から13日にかけて暴風や警報級の大雨となるおそれもあります。

うねりを伴った高波、暴風、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒し、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全

確保に努めてください。また、12日から13日は高潮のおそれもあります。

[量的予想]

<波の予想>

1日に予想される波の高さは、うねりを伴い

関東地方 6メートル

伊豆諸島 10メートル

小笠原諸島 10メートル

その後、台風の北上に伴って、伊豆諸島と関東地方では波がさらに高まる見込みです。

<風の予想>

1日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

関東地方 15メートル（25メートル）

伊豆諸島 20メートル（30メートル）

小笠原諸島 23メートル（35メートル）

その後、台風の北上に伴って、関東地方、甲信地方、伊豆諸島でも暴風となるおそれがあります。

<雨の予想>

1日18時までに予想される24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 100ミリ

甲信地方 40ミリ

伊豆諸島 120ミリ

小笠原諸島 80ミリ

その後、12日18時までの24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 300から500ミリ

甲信地方 300から400ミリ

伊豆諸島 200から300ミリ です。

その後も、台風の接近に伴い、総雨量が更に増えるでしょう。

[補足事項]

今後発表する台風情報、早期注意情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する長野県気象情報 第1号
令和元年10月10日17時42分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日から13日にかけて風が強くなり、大雨となる所があるでしょう。暴風や、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で猛烈な台風第19号は、10日15時には父島の南西の海上にあって、1時間におよそ20キロの速さで北へ進んでいます。中心の気圧は915ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は55メートル、最大瞬間風速は75メートルで、中心から半径240キロ以内では、風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、日本の南を北北西に進み、次第に進路を北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日午後から13日にかけて、紀伊半島から東日本の太平洋側に接近・上陸し、東日本を進むおそれがあります。

[防災事項]

12日から13日にかけては、中部と南部を中心に、暴風による果実の落果等の農作物や農業施設の被害、倒木等による停電や交通障害に警戒してください。また、長野県では、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

[量的予想]

＜雨の予想＞

長野県では、12日午後から13日にかけて非常に激しい雨の降る所がある見込みです。

11日18時から12日18時までの24時間に予想される雨量は、多い所で100から150ミリの見込みです。

その後も13日にかけて総雨量は更に増えるでしょう。

＜風の予想＞

台風の北上に伴い、12日午後から13日にかけて風が強くなり、中部と南部を中心に暴風となる所がある見込みです。

[補足事項]

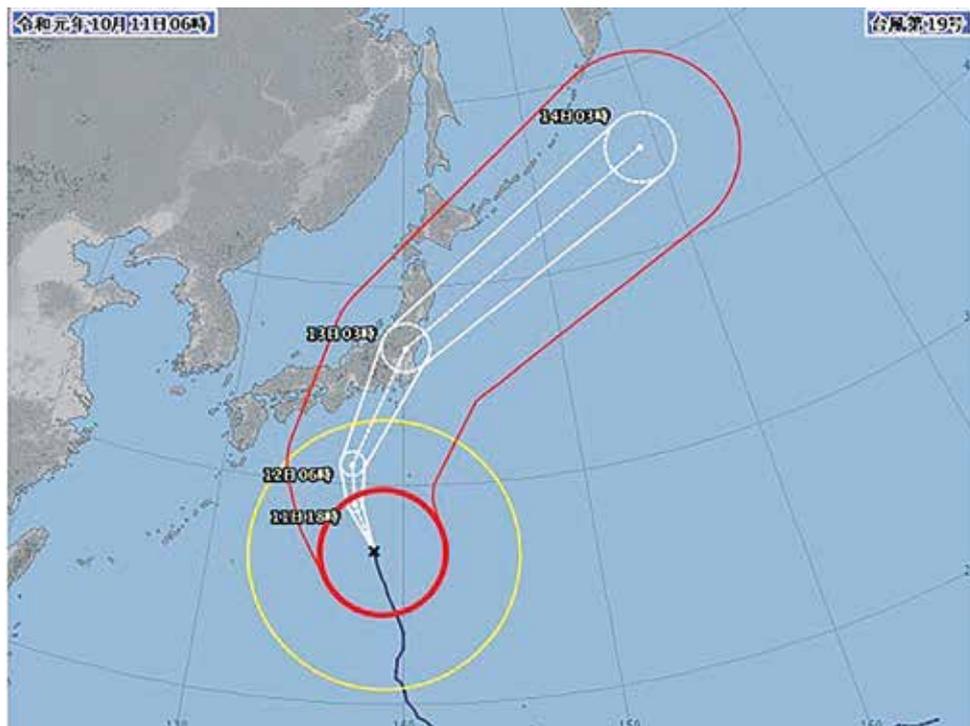
今後発表する台風情報、警報、注意報、気象情報等に留意してください。

【前日】令和元年10月11日

◆ 令和元年10月11日 5時59分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日昼過ぎから13日にかけて風が強くなり、非常に激しい雨が降る所があるでしょう。暴風、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

12日6時から13日6時までの24時間に予想される雨量
中部 200ミリから300ミリ



出典「気象庁ホームページ」

◆ 令和元年10月11日 11時37分 長野地方気象台発表

大型で非常に強い台風第19号は、12日夕方から12日夜遅くにかけて長野県に最も接近する見込みです。長野県では12日昼過ぎから13日にかけて、大雨や暴風となる所がある見込みです。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水・氾濫、暴風に警戒してください。

11日12時から12日12時までの24時間に予想される雨量
中部 120ミリ (多い所)

台風第19号			10月12日							10月13日				
			0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-6時	6-12時	12-18時	18-24時
台風最接近														
大雨(浸水)	北部	全域					50	50	50	50				
	中部	全域			30	50	50	60	60	50				
	南部	全域				50	60	60	50					
大雨(土砂)	北部	全域												
	中部	全域												
	南部	全域												
洪水	北部	全域												
	中部	全域												
	南部	全域												
暴風(メートル)	北部	全域			↓13	↓13	↓17	↓17	↓17	↓17				
	中部	全域			↓15	↓15	↓18	↓18	↓18	↓18				
	南部	全域			↓13	↓13	↓17	↓17	↓17	↓17				
雷(竜巻)	北部	全域				竜巻	竜巻	竜巻	竜巻	竜巻				
	中部	全域				竜巻	竜巻	竜巻	竜巻	竜巻				
	南部	全域				竜巻	竜巻	竜巻	竜巻	竜巻				

■ 警報級 ■ 注意報級

◆ 令和元年10月11日 16時52分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日から13日にかけて風が強く吹き、大雨となる所があるでしょう。暴風や、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

11日18時から12日18時までに予想される24時間降水量
中部 200ミリ (多い所)

12日18時から13日18時までに予想される24時間降水量
中部 100から150ミリ (多い所)

令和元年 台風第19号に関する長野県気象情報 第2号
令和元年10月11日05時59分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日昼過ぎから13日にかけて風が強くなり、非常に激しい雨が降る所があるでしょう。暴風、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、11日3時には父島の西海上にあって、1時間におよそ20キロの速さで北北西へ進んでいます。中心の気圧は925ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は50メートル、最大瞬間風速は70メートルで中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、日本の南を北北西へ進み、次第に進路を北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から12日夜遅くにかけて、東日本にかなり接近または上陸し、その後は東日本から東北地方を進むおそれがあります。

[防災事項]

12日昼過ぎから13日にかけて、中部と南部を中心に、暴風による果実の落果等の農作物や農業施設の被害、倒木等による停電や交通障害に警戒してください。

また、12日昼過ぎから13日にかけて、長野県では、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。竜巻などの激しい突風、落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[量的予想]

<雨の予想>

長野県では、12日明け方から雷を伴って1時間に30ミリ以上の激しい雨が降り、その後、12日昼過ぎから13日にかけて局地的に1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨となる見込みです。

12日6時までに予想される24時間降水量は、多い所で50ミリですが、その後は台風の接近で降水量が多くなり、12日6時から13日6時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

北部 200から300ミリ

中部 200から300ミリ

南部 200から300ミリの見込みです。

<風の予想>

台風の北上に伴い、12日朝から風が強くなり、12日昼過ぎから13日にかけて、中部と南部を中心に暴風となる所がある見込みです。

12日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部 15メートル（30メートル）

中部 19メートル（35メートル）

南部 17メートル（30メートル）

その後、13日にかけて、強い風の吹く所があり暴風となる見込みです。

[補足事項]

今後発表する台風情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報等に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する関東甲信地方気象情報 第4号
令和元年10月11日06時03分 気象庁予報部発表

大型で非常に強い台風第19号の影響により、小笠原諸島では12日にかけて、関東地方と伊豆諸島では13日にかけて猛烈なしけや大しけとなる見込みです。うねりを伴う高波に厳重に警戒してください。また、小笠原諸島では11日は土砂災害や暴風に、関東甲信地方では12日から13日にかけて、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風に、それぞれ厳重に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、11日3時には父島の西にあって、1時間におよそ20キロの速さで北北西へ進んでいます。中心の気圧は925ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は50メートル、最大瞬間風速は70メートルで、中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、日本の南を北北西へ進み、次第に進路を北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から12日夜遅くにかけて、東日本にかなり接近または上陸し、その後は東日本から東北地方を進むおそれがあります。

また、関東地方の太平洋側に前線が停滞しており、海上を中心に激しい雨が降っています。前線は次第に北上し、11日夜から12日にかけて北陸地方から東北地方に停滞する見込みです。

[防災事項]

＜暴風・高波＞

小笠原諸島では11日夕方にかけて非常に強い風が吹き、11日夜にかけて猛烈なしけとなるでしょう。また、12日も大しけとなる見込みです。

関東甲信地方は、12日から13日午前中にかけて、風速25メートル以上の暴風域に入る見込みです。海上では、13日にかけてうねりを伴い、広い範囲で猛烈なしけや大しけとなるでしょう。

高波や暴風に厳重に警戒してください。

＜大雨・雷・突風＞

小笠原諸島では、台風の影響で11日朝にかけて激しい雨が降る見込みです。これまで降った雨により地盤の緩んでいる所があり、土砂災害警戒情報が発表されています。土砂災害に厳重に警戒してください。

関東甲信地方では、11日は前線の影響で激しい雨の降る所があるでしょう。12日から13日は、台風の影響により広い範囲で1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が降り、局地的に1時間に80ミリ以上の猛烈な雨の降るおそれがあります。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒してください。

また、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

<高潮>

関東甲信地方では、12日から13日は高潮のおそれもあります。

[量的予想]

<波の予想>

12日にかけて予想される波の高さは、うねりを伴い

関東地方 13メートル

伊豆諸島 13メートル

小笠原諸島 10メートル

<風の予想>

12日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）

関東地方の陸上 40メートル（60メートル）

関東地方の海上 40メートル（60メートル）

伊豆諸島 40メートル（60メートル）

甲信地方 25メートル（35メートル）

小笠原諸島 25メートル（35メートル）

<雨の予想>

12日06時までに予想される24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 150ミリ

甲信地方 150ミリ

伊豆諸島 200ミリ

13日06時までに予想される24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 400から600ミリ

甲信地方 400から600ミリ

伊豆諸島 300から500ミリ です。

[補足事項]

今後発表する台風情報、早期注意情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する長野県気象情報 第3号 令和元年10月11日11時37分 長野地方気象台発表

大型で非常に強い台風第19号は、12日夕方から12日夜遅くにかけて長野県に最も接近する見込みです。長野県では12日昼過ぎから13日にかけて、大雨や暴風となる所がある見込みです。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水・氾濫、暴風に警戒してください。

台風第19号	10月12日							10月13日				
	0-2時	3-5時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-6時	6-12時	12-18時	18-24時
台風接近												
大雨(強風)	北部 全域				50	50	50	50				
	中部 全域			30	50	60	60	50				
	南部 全域				50	60	60	50				
大雨(土砂)	北部 全域											
	中部 全域											
	南部 全域											
洪水	北部 全域											
	中部 全域											
	南部 全域											
暴風(10m/s)	北部 全域			13	13	17	17	17				
	中部 全域			15	15	18	18	18				
	南部 全域			13	13	17	17	17				
雷(雷撃)	北部 全域											
	中部 全域											
	南部 全域											

*注意報、警報は、対象期間の前に数時間のリードタイムをもって発表します。今後の台風の進路によっては、状況が変わる可能性がありますので、最新の台風情報等をご利用ください。

【雨の予想】
12日12時までの24時間に予想される降水量は、いずれも多い所で
北部 60ミリ
中部 120ミリ
南部 80ミリ の見込みです。
13日12時までの24時間に予想される降水量は、長野県内の多い所で100から200ミリの見込みです。

【風の予想】
12日に予想される最大風速(最大瞬間風速)は
北部 17メートル(30メートル)
中部 18メートル(30メートル)
南部 17メートル(30メートル)の見込みです。

今後発表する台風情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する長野県気象情報 第4号
令和元年10月11日16時52分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日から13日にかけて風が強く吹き、大雨となる所があるでしょう。暴風や、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、11日15時には八丈島の南南西約550キロにあって、1時間におよそ25キロの速さで北北西へ進んでいます。中心の気圧は925ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は50メートル、最大瞬間風速は70メートルで中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、日本の南を北北西へ進み、次第に進路を北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、東海地方または関東地方に上陸し、13日にかけて速度を速めながら東日本から東北地方を進む見込みです。

長野県には12日夕方から12日夜遅くにかけて最も接近する見込みです。

[防災事項]

12日昼過ぎから13日にかけて、長野県では、暴風による果実の落果等の農作物や農業施設の被害、倒木等による停電や交通障害に警戒してください。

また、長野県では、12日昼過ぎから13日にかけて土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[量的予想]

<雨の予想>

長野県では、12日朝から雷を伴って1時間に30ミリ以上の激しい雨が降り、その後、12日昼過ぎから13日にかけて局地的に1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨となる見込みです。長野県の山沿いや東側の地域を中心に、降り始めからの総降水量が多くなる可能性があります。

11日18時から12日18時まで予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 180ミリ

中部 200ミリ

南部 180ミリ

その後、12日18時から13日18時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 100から150ミリ

中部 100から150ミリ

南部 50から100ミリ

の見込みです。

<風の予想>

長野県では、台風の北上に伴い、12日朝から風が強くなり、12日昼過ぎから13日にかけて暴風となる所がある見込みです。

12日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部 17メートル（30メートル）

中部 18メートル（30メートル）

南部 17メートル（30メートル）

の見込みです。

[補足事項]

今後発表する台風情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する関東甲信地方気象情報 第6号
令和元年10月11日17時42分 気象庁予報部発表

台風第19号は、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、東海地方または関東地方にかなり接近、上陸するおそれがあり、記録的な暴風や昭和33年の狩野川台風に匹敵する記録的な大雨となるおそれがありますので厳重に警戒してください。高波や高潮にも厳重な警戒が必要です。大雨の状況によっては、大雨特別警報を発表する可能性もあります。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、11日15時には八丈島の南南西の海上にあって、1時間におよそ25キロの速さで北北西へ進んでいます。中心の気圧は925ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は50メートル、最大瞬間風速は70メートルで、中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、次第に進路を北北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、東海地方または関東地方にかなり接近、上陸し、13日にかけて温帯低気圧の性質を帯びつつ、速度を速めながら東日本から東北地方を北東に進む見込みです。

[防災事項]

＜暴風・高波・高潮＞

伊豆諸島では、12日未明から13日未明にかけて、関東甲信地方では、12日昼前から13日午前中にかけて、風速25メートル以上の暴風域に入る見込みです。海上では、大しけとなっている所があり、13日にかけてうねりを伴い、広い範囲で猛烈なしけや大しけとなるでしょう。12日午後は高潮のおそれもあります。また、台風の勢力によっては記録的な暴風となるおそれもあります。

暴風やうねりを伴った高波、高潮、高潮と重なり合った波による、交通障害や停電、浸水、沿岸施設の損壊、塩害、農作物の管理などに厳重に警戒してください。

小笠原諸島では12日昼前にかけて強い風が吹き、12日昼前にかけてうねりを伴い猛烈なしけや大しけとなるでしょう。高波に厳重に警戒してください。

<大雨・雷・突風>

伊豆諸島では、12日未明から12日夜遅くにかけて、関東甲信地方では、12日朝から13日午前中にかけて、台風の影響により広い範囲で1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が降り、局地的に1時間に80ミリ以上の猛烈な雨の降るおそれがあります。土砂災害、低い土地や地下施設の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒してください。昭和33年の狩野川台風に匹敵する記録的な大雨となるおそれもあり、大雨の状況によっては大雨特別警報を発表する可能性もあります。

また、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

小笠原諸島では、これまでに降った大雨により地盤の緩んでいる所があります。引き続き11日夜のはじめ頃にかけて土砂災害に警戒してください。

[量的予想]

<風の予想>

12日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）

関東地方の陸上 40メートル（60メートル）

関東地方の海上 40メートル（60メートル）

伊豆諸島 40メートル（60メートル）

甲信地方 25メートル（35メートル）

小笠原諸島 20メートル（30メートル）

<波の予想>

12日にかけて予想される波の高さは、うねりを伴い

関東地方 13メートル

伊豆諸島 13メートル

小笠原諸島 9メートル

<雨の予想>

12日18時までに予想される24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 500ミリ

甲信地方 500ミリ

伊豆諸島 350ミリ

13日18時までに予想される24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 200から300ミリ

甲信地方 100から200ミリ
伊豆諸島 100から200ミリ

[補足事項]

今後発表する台風情報、警報、注意報、早期注意情報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

【当日】令和元年10月12日

◆ 令和元年10月12日 6時06分 長野地方気象台発表（抜粋）

長野県では、台風第19号の影響で、12日昼過ぎから夜遅くにかけて強い風が吹き、暴風となるでしょう。雨も非常に激しく降る所があり、13日朝にかけて大雨となるでしょう。暴風、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

12日6時から13日6時までに予想される24時間降水量
中部 300ミリ（多い所）

◆ 令和元年10月12日 11時25分 長野地方気象台発表（抜粋）

長野県では、台風第19号の影響で、12日昼過ぎから夜遅くにかけて、非常に強い風が吹く所があるでしょう。暴風に警戒してください。雨も非常に激しく降る所があり、13日朝にかけて大雨となるでしょう。大雨による土砂災害に厳重に警戒し、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

12日12時から13日12時までに予想される24時間降水量
中部 250ミリ（多い所）

令和元年 台風第19号に関する長野県気象情報 第5号
令和元年10月12日06時06分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日昼過ぎから夜遅くにかけて強い風が吹き、暴風となるでしょう。雨も非常に激しく降る所があり、13日朝にかけて大雨となるでしょう。暴風、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、12日5時には八丈島の南西にあつて、1時間におよそ20キロの速さで北へ進んでいます。中心の気圧は935ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は65メートルで中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、次第に進路を北北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、東海地方または関東地方に上陸する見込みです。

長野県には12日夕方から夜遅くにかけて最も接近する見込みです。

[防災事項]

長野県では、12日昼過ぎから夜遅くにかけて、暴風による果実の落果等の農作物や農業施設の被害、倒木等による停電や交通障害に警戒してください。

また、長野県では、13日朝にかけて土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[量的予想]

<雨の予想>

長野県では、12日昼過ぎから夜遅くにかけて、局地的に1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨となる見込みです。長野県の山沿いや東側の地域を中心に、降り始めからの総降水量が多くなる可能性があります。

12日6時から13日6時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 250ミリ

中部 300ミリ

南部 250ミリ
の見込みです。

<風の予想>

長野県では、台風の北上に伴い、12日昼過ぎから夜遅くにかけて暴風となる所がある見込みです。

12日に予想される最大風速（最大瞬間風速）は、

北部 17メートル（30メートル）

中部 18メートル（30メートル）

南部 17メートル（30メートル）

の見込みです。

[補足事項]

今後発表する台風情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する関東甲信地方気象情報 第8号
令和元年10月12日06時15分 気象庁予報部発表

台風第19号は、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、東海地方または関東地方に上陸し、関東甲信地方を進む見込みです。記録的な暴風や昭和33年の狩野川台風に匹敵する記録的な大雨となるおそれがありますので厳重に警戒してください。大雨の状況によっては、大雨特別警報を発表する可能性もあります。高波や高潮にも厳重に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、12日5時には八丈島の南西にあつて、1時間におよそ20キロの速さで北へ進んでいます。中心の気圧は935ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は65メートルで、中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、次第に進路を北北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、東海地方または関東地方に上陸し、13日未明にかけて関東甲信地方を進む見込みです。

[防災事項]

＜暴風・高波・高潮＞

伊豆諸島は、風速25メートル以上の暴風域に入っています。今後、伊豆諸島では、13日明け方にかけて、関東甲信地方では、12日昼前から13日明け方にかけて暴風域に入る見込みです。台風の勢力によっては記録的な暴風となるおそれもあります。

伊豆諸島では、猛烈なしけとなっている所があり、13日朝にかけてうねりを伴い、猛烈なしけや大しけとなるでしょう。関東地方の海上は、大しけとなっており、13日昼前にかけてうねりを伴い、猛烈なしけや大しけとなる見込みです。小笠原諸島では、12日昼前にかけてうねりを伴い大しけとなるでしょう。

伊豆諸島では、12日昼前から夜遅くにかけて、関東地方では、12日昼過ぎから13日明け方にかけて高潮のおそれがあります。

暴風やうねりを伴った高波、高潮、高潮と重なり合った波による、交通障害や停電、浸水、沿岸施設の損壊、塩害、農作物の管理などに厳重に警戒してください。

<大雨・雷・突風>

伊豆諸島では、12日夜遅くにかけて、関東甲信地方では、13日未明にかけて、広い範囲で1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が降り、局地的に1時間に80ミリ以上の猛烈な雨の降るおそれがあり、13日6時までの雨量は、500ミリの大雨となる所があるでしょう。

土砂災害、低い土地や地下施設の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒してください。昭和33年の狩野川台風に匹敵する記録的な大雨となるおそれもあり、大雨の状況によっては大雨特別警報を発表する可能性もあります。

また、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[量的予想]

<風の予想>

13日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）

関東地方の陸上 40メートル（60メートル）

関東地方の海上 45メートル（60メートル）

伊豆諸島 45メートル（60メートル）

甲信地方 25メートル（35メートル）

<波の予想>

13日にかけて予想される波の高さは、うねりを伴い

関東地方 13メートル

伊豆諸島 13メートル

小笠原諸島 6メートル

<雨の予想>

13日6時までに予想される24時間雨量は、いずれも多い所で

関東地方 500ミリ

甲信地方 500ミリ

伊豆諸島 400ミリ

[補足事項]

今後発表する台風情報、警報、注意報、早期注意情報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

令和元年 台風第19号に関する長野県気象情報 第6号
令和元年10月12日11時25分 長野地方気象台発表

長野県では、台風第19号の影響で、12日昼過ぎから夜遅くにかけて、非常に強い風が吹く所があるでしょう。暴風に警戒してください。雨も非常に激しく降る所があり、13日朝にかけて大雨となるでしょう。大雨による土砂災害に厳重に警戒し、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

[台風の現況と予想]

大型で非常に強い台風第19号は、12日9時には八丈島の西南西にあって、1時間におよそ20キロの速さで北へ進んでいます。中心の気圧は945ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は60メートルで、中心の東側370キロ以内と西側280キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。台風は、次第に進路を北北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、12日夕方から夜にかけて、静岡県または関東地方に上陸し、13日未明にかけて関東甲信地方を進む見込みです。

長野県には12日夕方から夜遅くにかけて最も接近する見込みです。

[防災事項]

長野県では、12日昼過ぎから夜遅くにかけて、暴風による果実の落果等の農作物や農業施設の被害、倒木等による停電や交通障害に警戒してください。

また、長野県では、13日朝にかけて土砂災害に厳重に警戒し、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[実況値]

<雨の実況>

降り始め（10月11日13時00分）から12日11時00分までの降水量（アメダスによる速報値）

北相木	147.0ミリ
軽井沢	128.5ミリ
佐久市中込	81.0ミリ

[量的予想]

<雨の予想>

長野県では、12日昼過ぎから夜遅くにかけて、局地的に1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨となる見込みです。長野県の山沿いや東側の地域を中心に、降り始めからの総降水量が多くなる可能性があります。

12日12時から13日12時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 250ミリ

中部 250ミリ

南部 200ミリ

の見込みです。

<風の予想>

長野県では、台風の北上に伴い、12日昼過ぎから夜遅くにかけて暴風となる所がある見込みです。

12日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部 17メートル（30メートル）

中部 20メートル（35メートル）

南部 17メートル（30メートル）

の見込みです。

[補足事項]

今後発表する台風情報、警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

1 気象の概要



(1) 台風第19号の概要¹（令和元年10月10日～13日）

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。

雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。

特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。

この大雨について、10月12日15時30分から順次、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた（13日8時40分までにすべて解除）。

風については、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速43.8メートルとなり観測史上1位を更新したほか、関東地方の7か所で最大瞬間風速40メートルを超えた。また、台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉県市原市では竜巻と推定される突風が発生した。

波については、波高が静岡県石廊崎で13メートル、京都府経ヶ岬で9メートルを超える記録的な高波が観測された。高潮については、東京都三宅島で潮位230センチなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島で、過去最高潮位を超える値を観測したところがあった。

この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。これら大雨による災害及び暴風等により、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生した。また、航空機や鉄道の運休等の交通障害が発生した。

1 出典「台風第19号による大雨、暴風等」（気象庁）

(2) 令和元年台風第19号に関する長野県気象速報²

10月12日から13日にかけて、台風第19号の影響により、長野県では非常に激しい雨降り、強い風が吹いた所があった。

このため、長野市穂保地区での千曲川堤防の決壊などによる洪水や大雨で人的被害や建物などの被害、鉄道の運休や航空機の欠航、停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、農業被害、土砂災害、浸水害、洪水害が発生した。

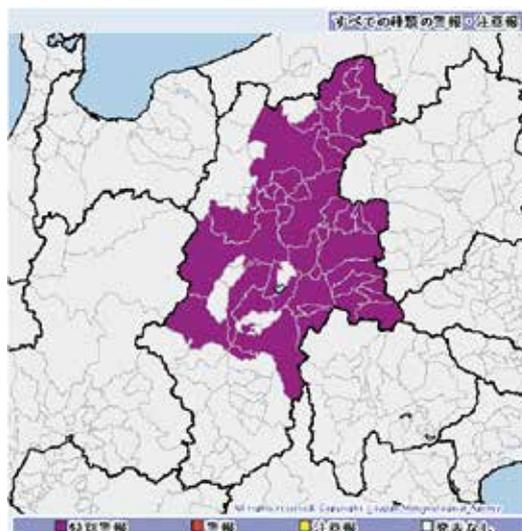
また、記録的な大雨により、平成25年8月の運用開始以来、県内43市町村に初めて大雨特別警報を発表した。さらに千曲川氾濫発生情報も発表した。

この台風の接近・通過に伴い、長野県では10月12日0時から13日24時までの総降水量は、笠岳で322.5mm、鹿教湯で322.5mm、軽井沢で315.0mm、佐久で303.5mm、北相木で395.5mmを観測し、北部と中部を中心に大雨となった。

県内の14の観測地点で、日降水量の統計開始以来の極値を更新した。

【大雨特別警報発表市町村（県内43市町村）】

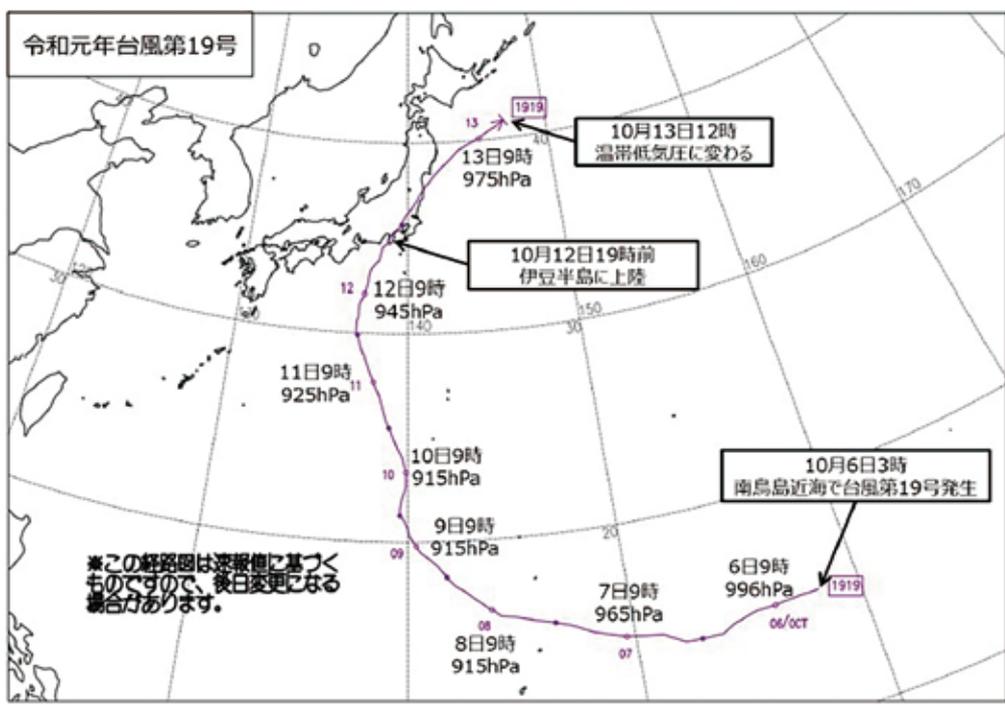
長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市（檜川）、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村



提供：気象庁

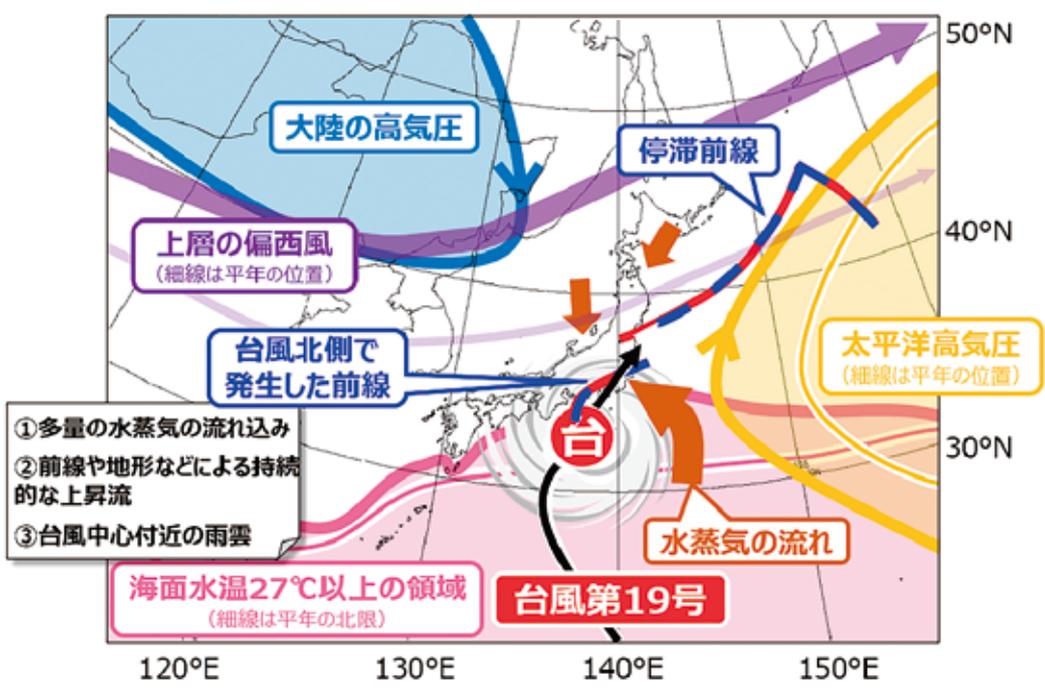
2 出典「令和元年台風第19号に関する長野県気象速報」（長野地方気象台）

● 令和元年台風第19号経路図



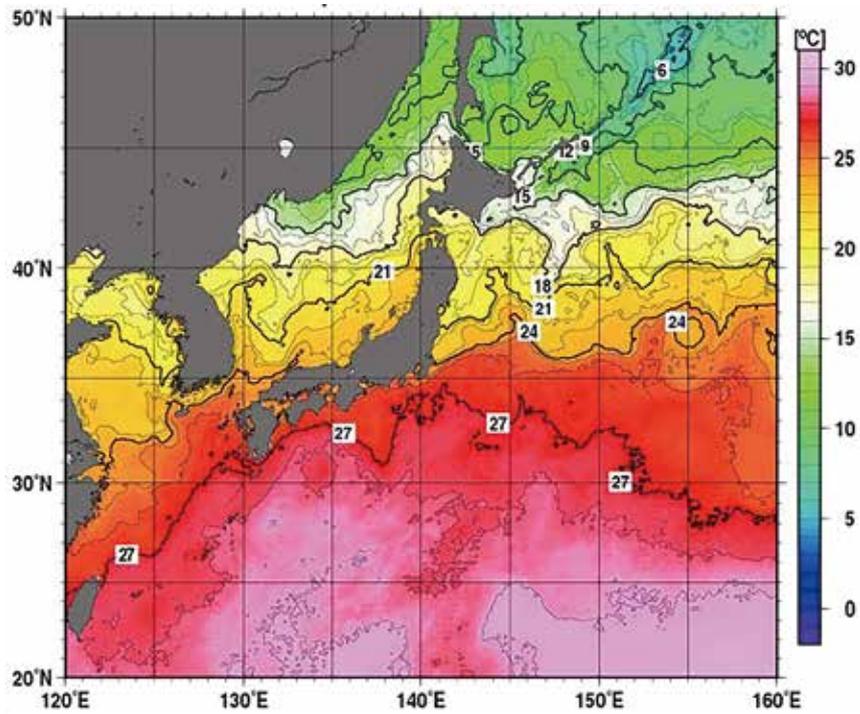
出典「台風第19号による大雨、暴風等」(気象庁)

● 記録的な大雨をもたらした主な気象要因



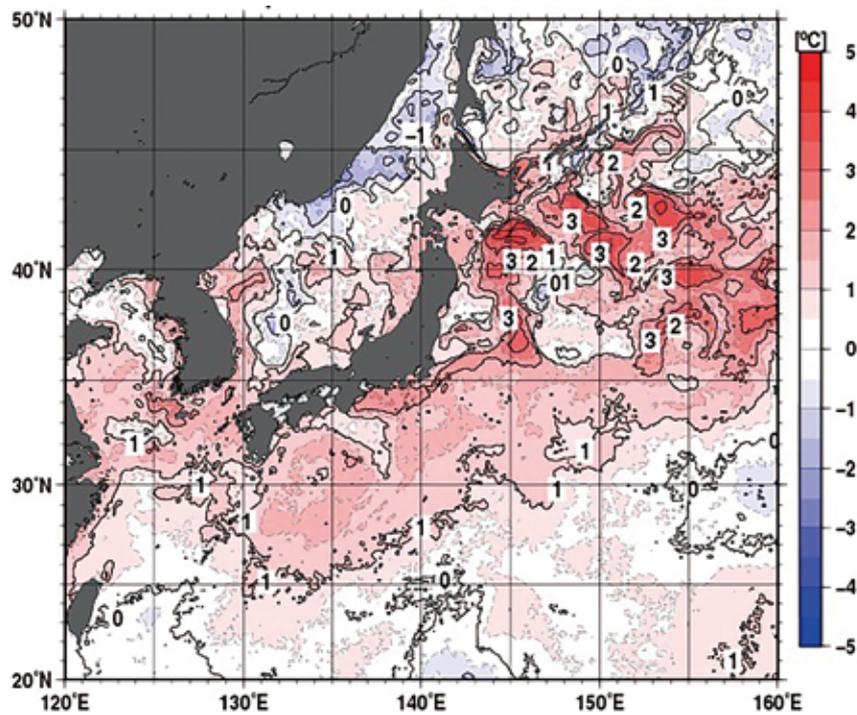
出典「令和元年台風第19号に伴う大雨の要因について」(気象庁)

● 令和元年10月12日の海面水温



出典「気象庁ホームページ」(気象庁)

● 令和元年10月12日の海面水温 (平年差)



出典「気象庁ホームページ」(気象庁)



(1) 佐久市における気象情報の発表状況

情報種別	発表日時	解除(引下)日時	発表期間
大雨警報	10月12日(土) 7時40分	10月13日(日) 8時29分	24時間49分
暴風警報	10月12日(土) 7時40分	10月13日(日) 0時57分	17時間17分
洪水警報	10月12日(土) 8時17分	10月13日(日) 11時6分	26時間49分
土砂災害警戒情報	10月12日(土) 15時5分	10月13日(日) 7時50分	16時間45分
大雨特別警報	10月12日(土) 15時30分	10月13日(日) 0時57分	9時間27分

(2) 市内に設置されている雨量計の観測値

◆24時間降水量(10月12日0時~24時)

単位:ミリ

	初谷	駒込	佐久	臼田建設	望月牧場
24時間 降水量	546.0	419.0	303.5	299.0	293.0

◆降り始めから降り終わりまでの降水量

(10月11日15時~10月13日1時)

単位:ミリ

	初谷	駒込	佐久	臼田建設	望月牧場
24時間 降水量	568.0	433.0	311.5	303.0	299.0

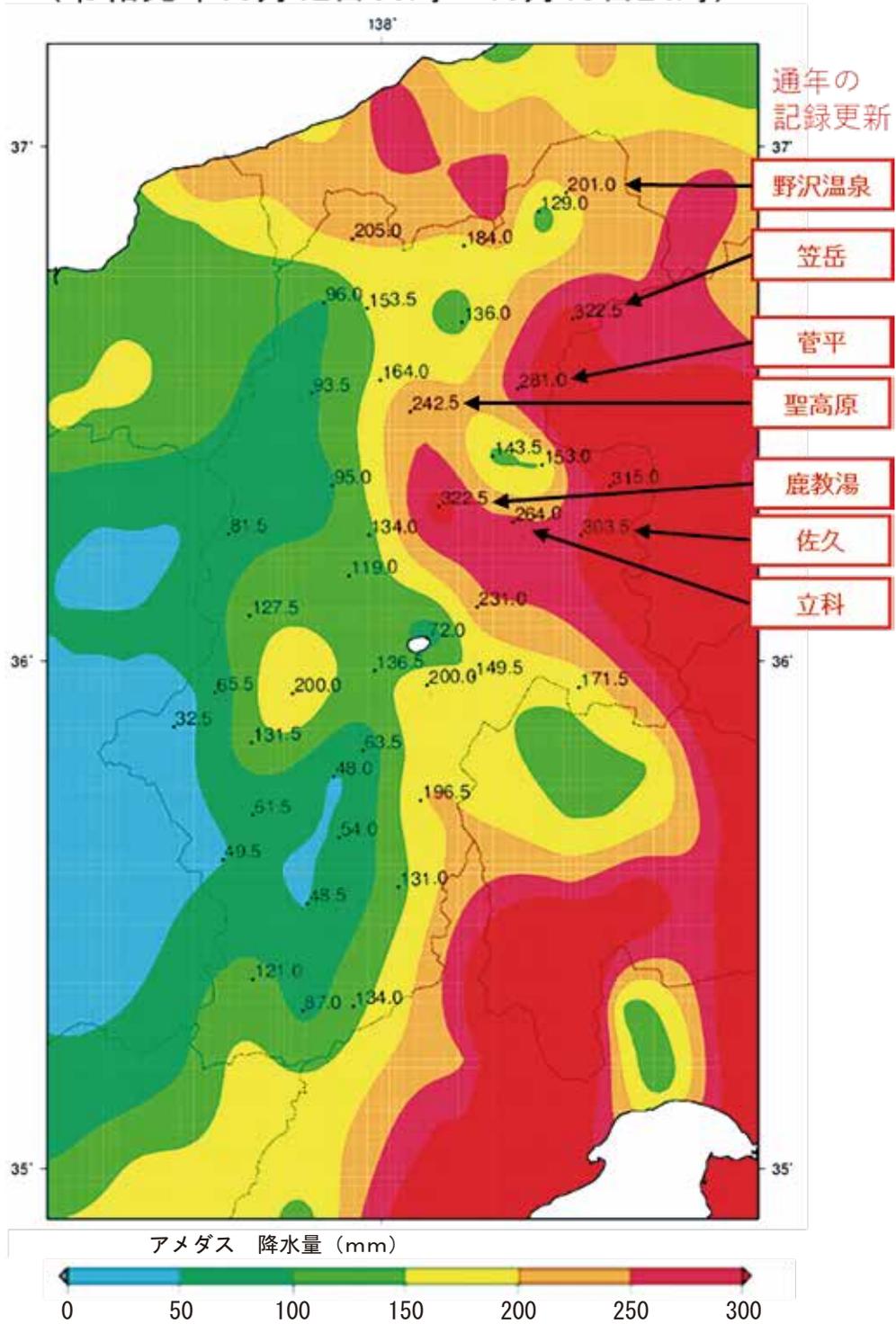
(3) 当日の降水量

場所 日時	宮代 公会場	入澤 集会場	上小田 田切西 区 公会場	美 笹	公民 館 長者 原	協西 公民 館	菅原 配水 池	臼田 建設	佐久 建設	春 日	初 谷	平	駒 込	望月 牧場	茂田 井	上平 尾	塩名 田	望 月	佐 久	
11日 (金)	14~15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15~16	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	1	1	1	0	1	0	2	1
	16~17	0.5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0
	17~18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	18~19	0.5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	19~20	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	6	1	5	1	1	1	1	1	0.5
	20~21	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5	0	5	0	0	5	1	1	3.5
	21~22	1	0	0	0	0	0.5	0	0	0	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0.5
	22~23	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0
	23~24	0.5	0	0	0	0	1	0	1	1	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1.5
計	5.5	0	0	0	0	7.5	0	4	4	6	21	5	14	5	5	9	5	7	8	
12日 (土)	0~1	1.5	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	2	4	2	2	4	1	2	1
	1~2	1.5	0	0	0	0	0	0	2	1	2	3	2	2	2	1	1	1	2	1
	2~3	3.5	0	0	0	0	0	0	2	3	3	14	2	8	4	3	2	2	3	2.5
	3~4	4.5	0	0	0	0	0	0	4	6	7	15	4	11	7	8	8	5	7	4.5
	4~5	9	0	0	0	0	0	0	7	8	7	23	5	17	9	8	6	6	9	7.5
	5~6	2	0	0	0	0	0	0	1	2	4	5	2	4	8	5	2	2	4	2
	6~7	6.5	0	0	0	0	0	0	6	5	4	16	5	11	7	4	5	3	4	5
	7~8	14	0	0	0	0	0	0	12	10	9	31	13	19	13	8	9	8	11	9
	8~9	20.5	0	0	0	0	0	0	19	15	11	31	16	25	16	13	20	13	13	16
	9~10	12.5	0	0	0	0	0	0	12	11	11	20	10	17	16	9	13	14	10	12
	10~11	14.5	0	0	0	0	0	0	14	13	11	20	11	15	15	11	13	11	13	12.5
	11~12	17.5	0	0	0	0	0	0	14	15	9	22	12	18	13	13	13	14	12	16
	12~13	24	0	0	0	2.5	15.5	10	18	22	17	33	18	29	15	13	25	19	14	23.5
	13~14	26	0	6	14	15	14	13	22	20	14	30	17	27	15	15	22	17	12	23.5
	14~15	36	40.5	27	18	20.5	19.5	18.5	37	28	22	54	27	43	22	25	30	32	19	35
	15~16	40.5	41.5	31	23.5	29	26	25.5	43	28	30	57	34	30	27	35	19	26	28	28
	16~17	25	26.5	19.5	15.5	20.5	20.5	20.5	26	24	22	26	20	28	25	29	19	25	21	26.5
	17~18	33.5	29	16.5	17	24.5	13.5	21	18	20	23	32	18	27	21	18	16	20	20	20.5
	18~19	41.5	38.5	16.5	19.5	22	0	19.5	17	20	24	39	18	27	21	16	14	23	19	22
	19~20	38	34.5	19	15.5	15.5	0	23.5	17	15	18	39	20	34	16	19	22	15	15	25
20~21	11	11	10.5	11	10.5	0	16	5	5	14	24	10	18	15	17	6	9	14	7	
21~22	2.5	4	5	5.5	3	0	0	2	3	5	8	3	5	3	3	1	4	4	3.5	
22~23	0.5	0	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	
23~24	0	0	0	0.5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	386	225.5	151.5	140	163	109	167.5	299	275	268	546	270	419	293	276	271	271	256	303.5	
13日 (日)	0~1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	1~5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累計 雨量	391.5	225.5	151.5	140.0	163.0	116.5	167.5	303.0	279.0	274.0	568.0	275.0	433.0	299.0	281.0	280.0	276.0	263.0	311.5	

※灰色の網掛けは雨量計の故障により欠測

● アメダス総降水量分布図

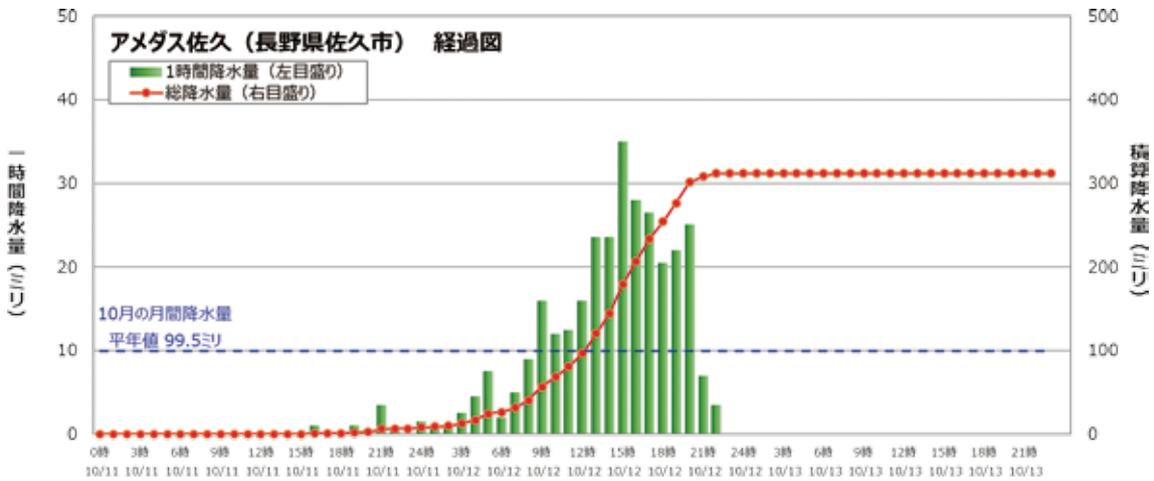
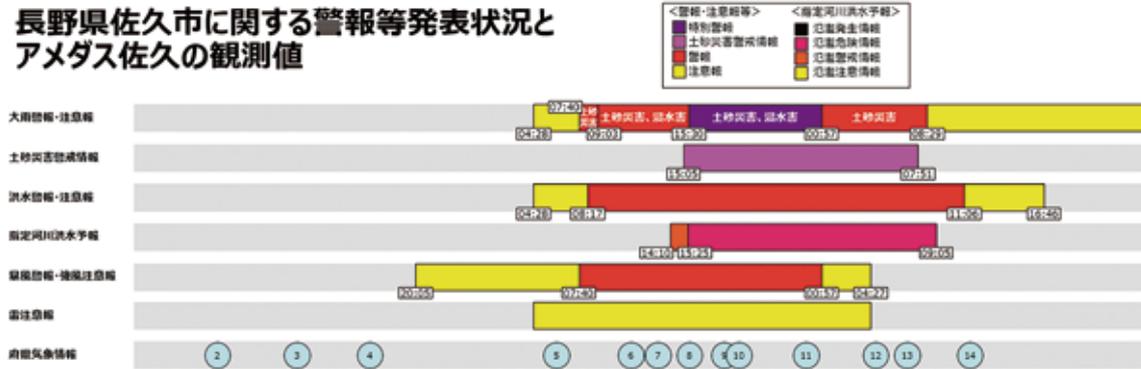
アメダス総降水量分布図
(令和元年10月12日00時～10月13日24時)



提供：気象庁

● 佐久市の警報等発表状況とアメダス佐久の観測値
(令和元年10月12日)

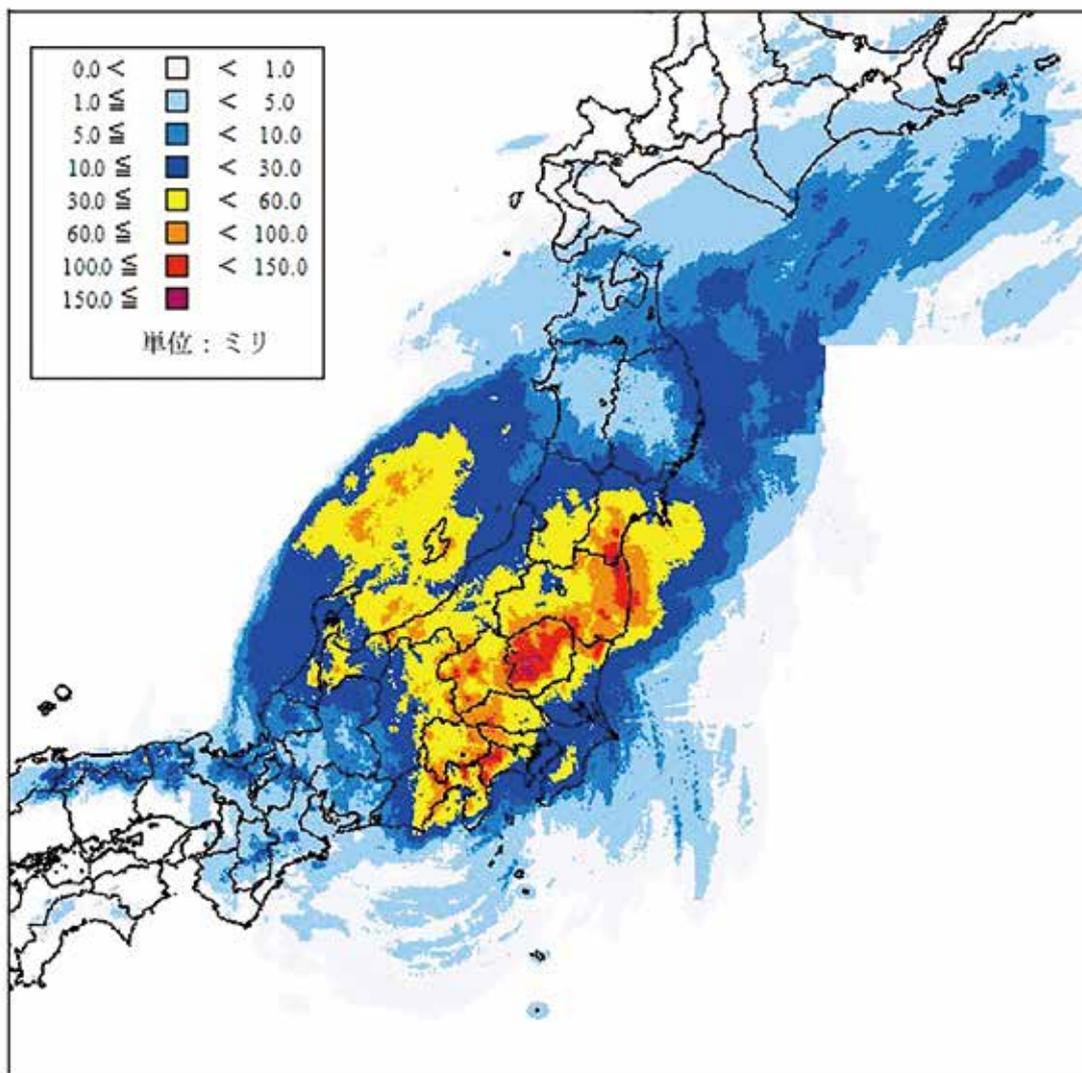
長野県佐久市に関する警報等発表状況とアメダス佐久の観測値



提供：気象庁

(4) 当日の状況

3 時間降水量(解析雨量)



出典「台風第19号による大雨、暴風等」(気象庁)

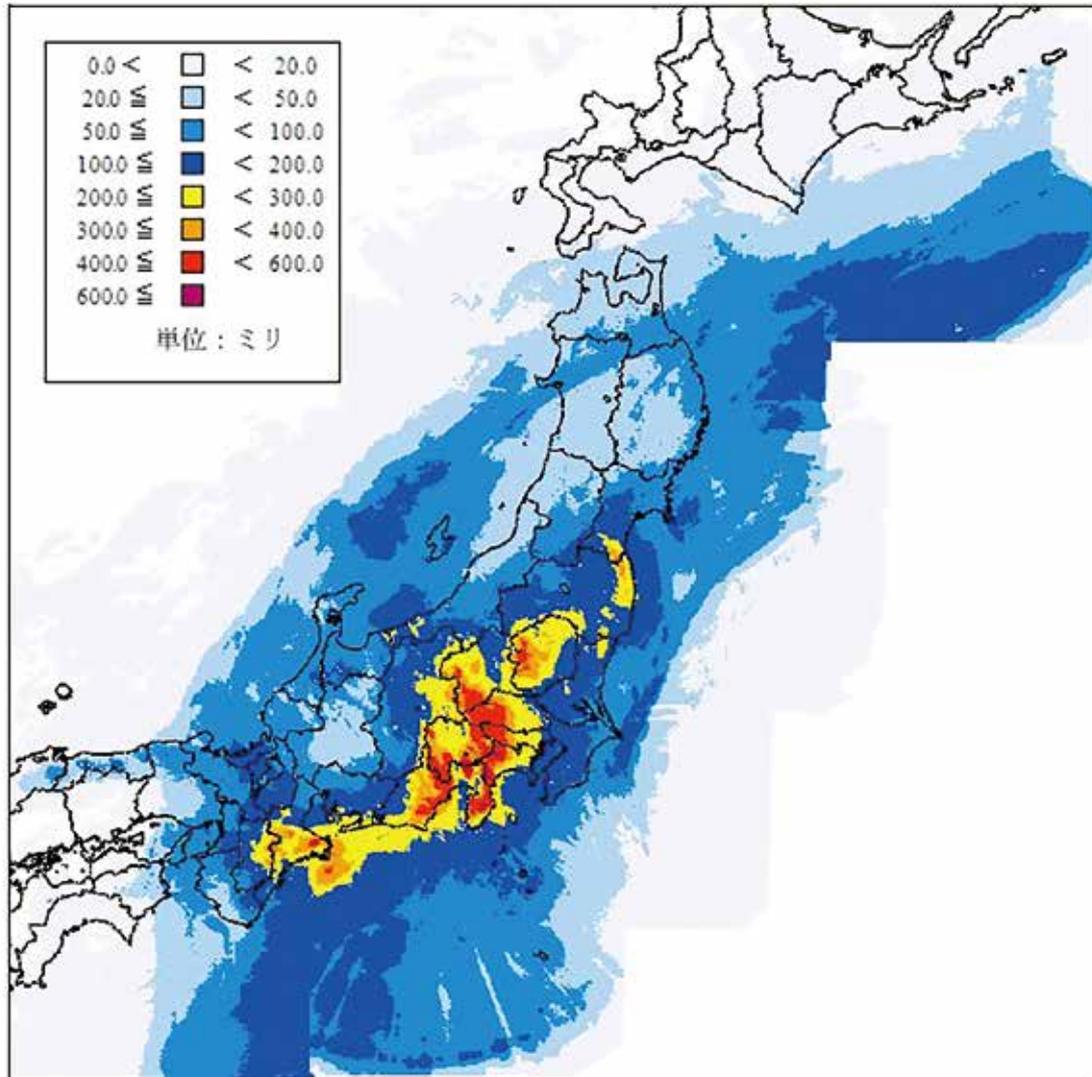
◆市内に設置されている雨量計の主な3時間降水量(最大値)

単位：ミリ

	初谷	宮代 公会場	入澤 集会所	臼田建設	駒込
3 時間 降水量	141.0	113.0	108.5	106.0	101.0

※最大値を観測した時間帯は雨量計ごとで異なる

48 時間降水量(解析雨量)



出典「台風第19号による大雨、暴風等」(気象庁)

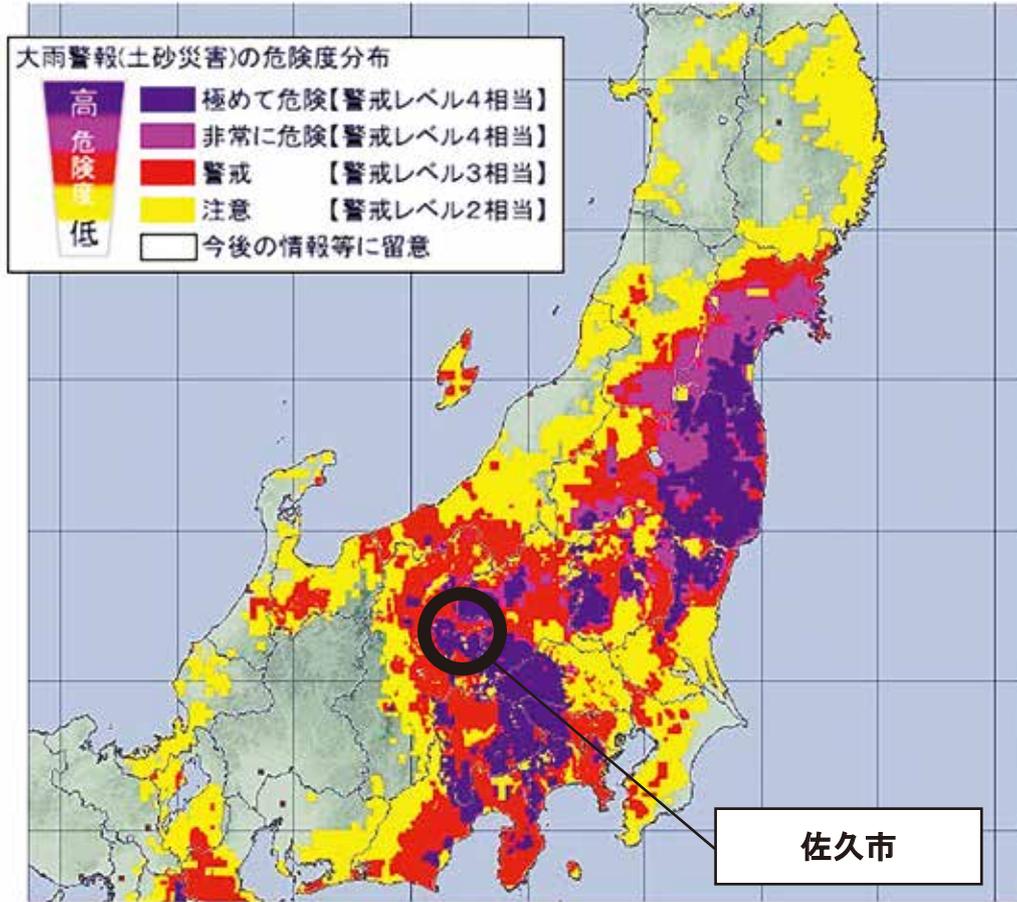
◆市内に設置されている雨量計の主な48時間降水量(最大値)

単位：ミリ

	初谷	駒込	入澤 集会所	佐久	臼田建設
48時間 降水量	567.0	433.0	391.5	311.5	303.0

※10月11日 0時～12日 24時の48時間

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

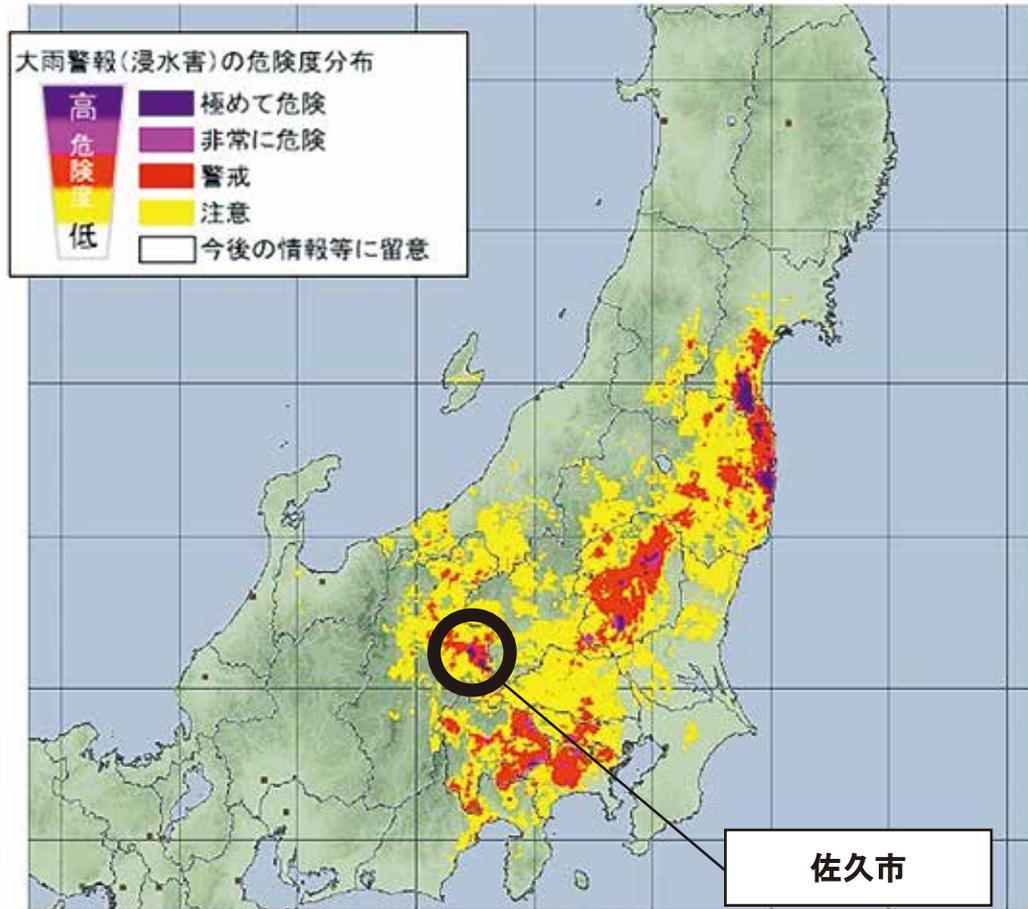


出典「台風第19号による大雨、暴風等」(気象庁)

被害の様子【10月13日 天神】



大雨警報(浸水害)の危険度分布

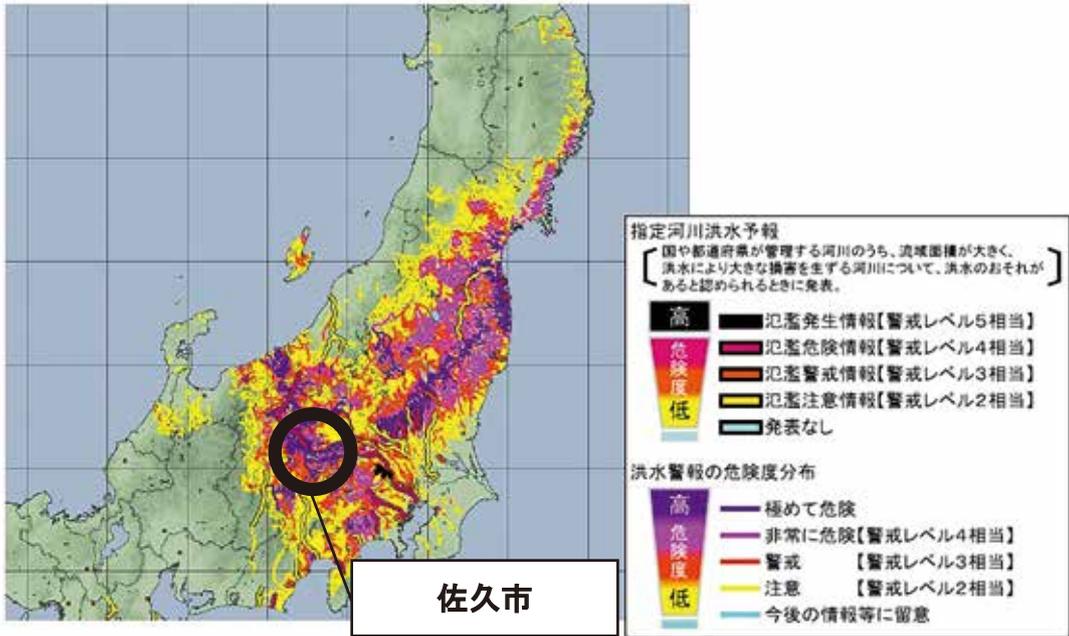


出典「台風第19号による大雨、暴風等」(気象庁)

被害の様子【10月13日 原】



洪水警報の危険度分布



出典「台風第19号による大雨、暴風等」(気象庁)

被害の様子【10月13日 石神】



(5) 観測史上1位を更新した雨

	今回の雨量	これまでの最大雨量	これまでの最大雨量との差
3時間降水量	93.5ミリ	83ミリ	10.5ミリ
6時間降水量	162.5ミリ	110ミリ	52.5ミリ
12時間降水量	260.5ミリ	156ミリ	104.5ミリ
24時間降水量	305ミリ	206ミリ	99ミリ
48時間降水量	311.5ミリ	220ミリ	91.5ミリ
72時間降水量	311.5ミリ	256ミリ	55.5ミリ

※アメダス観測地（佐久）による統計

被害の様子【10月13日 志賀川】





本稿における被害の状況は、令和2年8月31日現在のものである。

(1) 人的被害の状況

単位：人

死者	行方不明者	重傷	軽傷	計
2	0	0	18	20

※佐久広域連合消防本部調

(2) 住家の被害状況

◆ 罹災証明書の発行状況

単位：件

全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	計
18	14	133	38	86	289

※税務課調

◆ 床上床下浸水被害状況

単位：軒

床上浸水	床下浸水	計
134	947	1,081

※環境政策課調

※「罹災証明書の発行状況」は、税務課で罹災証明書の申請を行い、
証明書が発行された件数

※「床上床下浸水被害状況」は、環境政策課へ浸水被害による消毒の
依頼を行い、環境政策課が消毒を実施した軒数

◆ 住家の被害状況

※税務課調

※環境政策課調

地区名	罹災証明書の発行状況 (件)							床上床下浸水被害状況 (軒)		
	区名	件数	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	軒数	床上浸水	床下浸水
浅間 (12区)	相生町							3		3
	猿久保							5		5
	小田井下宿	1					1			
	横根							1	1	
	上平尾	1			1			2	1	1
	下平尾							1		1
	常田	2					2	4		4
	平塚							2		2
	根々井							1		1
	上塚原	1					1	2		2
	大和田	2		1	1			2	2	
	南岩尾	1					1			
小計	8		1	2		5	23	4	19	
野沢 (22区)	野沢本町							1		1
	原	2	2							
	高柳							1		1
	跡部							2		2
	三塚							2		2
	上桜井	1				1		3		3
	下県東	1				1		4		4
	下県西							3		3
	平井	1					1	1		1
	糠尾	3				1	2	4		4
	竹田							2		2
	下平	1			1			1	1	
	東立科							1		1
	前山北中	5			3		2	42	3	39
前山南	4			4			9	4	5	
洞源	6			5		1	28	5	23	

地区名	罹災証明書の発行状況 (件)							床上床下浸水被害状況 (軒)		
	区名	件数	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	軒数	床上浸水	床下浸水
野沢 (22区)	地家	1					1	3		3
	大沢下町	13			1	3	9	61	1	60
	大沢中町	7			5		2	14	4	10
	大沢上町	3			1	2		15	3	12
	大地堂							1		1
	大沢新田							3		3
	小計	48	2		20	8	18	201	21	180
中込 (30区)	杉の木	17	3	6	6	1	1	23	17	6
	石神	1					1	1	1	
	権現堂	3			3			7	5	2
	中央区南町	1				1		3		3
	中央区北町第一	1			1					
	前林							1		1
	三家第1							1	1	
	佐太夫町							1		1
	中込新町							2		2
	西耕地	2			1		1	7	2	5
	瀬戸南							3		3
	北耕地	5			3	1	1	7		7
	太田部							2		2
	常和南	14	3		4	1	6	22	6	16
	常和北	10			3	3	4	28	7	21
	荒家	10		1	7	1	1	16	6	10
	北口	3			3			10	1	9
	平賀下宿	2			2			11		11
	平賀中宿							2		2
	アヴェニュー							1		1
平賀上宿	4			1	1	2	23	1	22	
松井							12	2	10	
町下							1		1	
町中							3		3	

地区名	罹災証明書の発行状況 (件)							床上床下浸水被害状況 (軒)		
	区名	件数	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	軒数	床上浸水	床下浸水
中込 (30区)	町上	2			2			23	2	21
	中村	1			1			4	1	3
	相立							1		1
	苦水	2			1		1	4		4
	大月	1					1	1		1
	黒田	1				1		1		1
	小計	80	6	7	38	10	19	221	52	169
東 (9区)	東地							1		1
	西地	2					2	22		22
	安原							5		5
	新子田	5			1		4	17	3	14
	五十貫	1				1		1		1
	志賀下宿	26		1	15	4	6	72	14	58
	志賀中宿							12	1	11
	志賀上宿	1				1		7		7
	駒込	2					2	4		4
	小計	37		1	16	6	14	141	18	123
臼田 (25区)	丸山	2			2			21	1	20
	宮代	3	1			2		19	1	18
	川原宿							9		9
	田口中町	1					1	22		22
	下町	1					1	34		34
	清川	12			10		2	32	5	27
	大奈良							1		1
	上中込							2		2
	下越	7			7			42	5	37
	竜岡	3			3			14	3	11
	三分	4			3	1		35	2	33
	入澤	39	5	3	17	3	11	77	12	65
	十日町	3			2		1	9	1	8
湯原							8		8	

地区名	罹災証明書の発行状況 (件)							床上床下浸水被害状況 (軒)		
	区名	件数	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	軒数	床上浸水	床下浸水
臼田 (25区)	湯原新田							2		2
	上小田切西	1				1				
	上小田切							2		2
	中小田切							5		5
	北川							11		11
	横山							4		4
	下小田切							6		6
	泉ヶ丘							2		2
	伊勢							1		1
	美里							3		3
	旭ヶ丘	11			4	1	6	15		15
小計	87	6	3	48	8	22	376	30	346	
浅科 (9区)	塩名田	9	2	2	2	2	1	7	4	3
	御馬寄	1			1			4	1	3
	駒寄							1		1
	上原							4		4
	中原							3		3
	下原	1					1	4		4
	八幡	2			2			4		4
	御牧原							2		2
	矢嶋	1			1			12		12
	小計	14	2	2	6	2	2	41	5	36
望月 (23区)	御桐谷町	1					1	6		6
	吹上町	2				1	1			
	印内原							1		1
	茂田井							4		4
	観音寺							1		1
	入布施							6		6
	式部	1			1				1	2
	抜井									2
	中居	1				1				

地区名	罹災証明書の発行状況 (件)							床上床下浸水被害状況 (軒)		
	区名	件数	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	軒数	床上浸水	床下浸水
望月 (23区)	雁村							3		3
	下之宮							3		3
	金井	1			1					
	湯沢							2		2
	岩下							2		2
	入片倉							1		1
	片倉							2		2
	比田井	4	1		1	1	1	10	1	9
	天神	2	1			1		8	2	6
	協東							1		1
	高呂							3		3
	大谷地	1					1	5		5
	協西	1					1	4		4
	小平	1					1	11		11
小計	15	2			3	4	6	78	4	74
合計	130区	289	18	14	133	38	86	1,081	134	947

■住宅被害額：約1億7,600万円

《算出方法：市が申請窓口となっている災害救助法に基づく、
住宅の応急修理制度と公費解体に係る固定資産税評価額から想定》

◆ 罹災証明書の交付区分

	被害の概要
全壊	●住家の損害割合 50%以上 ●住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水
大規模半壊	●住家の損害割合 40%以上50%未満 ●床上1m以上1.8m未満の浸水
半壊	●住家の損害割合 20%以上40%未満 ●床上1m未満の浸水
一部損壊 (準半壊)	●床下・住家の損害割合 10%以上20%未満
一部損壊 (10%未満)	●床下・住家の損害割合 10%未満

◆ 主な被害地域

※環境政策課調

	前山北中	洞 源	大沢下町	杉の木	常和南	常和北	平賀上宿
床上浸水	3軒	5軒	1軒	17軒	6軒	7軒	1軒
床下浸水	39軒	23軒	60軒	6軒	16軒	21軒	22軒
計	42軒	28軒	61軒	23軒	22軒	28軒	23軒

	町 上	西 地	志賀下宿	丸 山	田口中町	下 町	清 川
床上浸水	2軒		14軒	1軒			5軒
床下浸水	21軒	22軒	58軒	20軒	22軒	34軒	27軒
計	23軒	22軒	72軒	21軒	22軒	34軒	32軒

	下 越	三 分	入 澤
床上浸水	5軒	2軒	12軒
床下浸水	37軒	33軒	65軒
計	42軒	35軒	77軒

(3) その他の被害状況

◆ 市有施設の主な被害状況

※施設所管課調

施設名	被害内容	備考
千曲川スポーツ交流広場	洗掘、土砂流入	令和2年6月一部供用再開
コスモホール	浸水で機械設備が機能停止	令和3年8月まで休館予定
臼田図書館		仮設電源等を用いて 令和2年度から開館
あいとぴあ臼田(デイサービス)	浸水で特殊浴槽動力盤等が故障	令和2年1月22日より 使用可能
佐久総合運動公園野球場	スコアボード一部破損	令和2年3月修繕完了
切原小学校	雨水浸水による事務室床タイルカーペット破損	令和元年11月修理済
浅科中学校	校舎及び武道館の屋根瓦落下による破損	令和元年11月修理済
望月中学校	グラウンドへの土砂流入	令和元年11月修理済

■あいとぴあ臼田(デイサービス)被害額：526.9万円

■コスモホール被害額：約5億2,000万円

《算出方法：すべての電気・機械設備等を入れ替えるとした場合の業者の見積による概算工事費を基に算出》

◆ 市道の主な被害状況

※土木課調

地区	路線数	主な被害状況
浅間	20	・法面崩落 ・舗装洗掘
野沢	41	・路肩崩落 ・法面崩落 ・道路崩落
中込	69	・道路洗掘 ・護岸流出 ・道路路肩崩落
東	31	・法面崩落 ・護岸崩落 ・法面崩落
臼田	83	・護岸流出 ・道路破損 ・舗装洗掘
浅科	33	・法面洗掘 ・舗装洗掘
望月	74	・路肩崩落 ・舗装洗掘
計	351	

■被害額：約7億2,000万円（道路災害）

《算出方法：実施工事費と概算工事費を基に算出》

◆ 一級河川の主な被害状況（26河川 200箇所）

※佐久建設事務所調

河川名	千曲川
箇所数	14

河川名	志賀川	滑津川	田子川	谷川	鹿曲川	片貝川	雨川	霞川	須釜川
箇所数	19	17	6	6	11	16	14	4	1

河川名	八丁地川	吉沢川	湯川	布施川	香坂川	瀬早川	中沢川	大沢川
箇所数	13	6	9	8	5	2	5	13

河川名	石突川	倉沢川	細小路川	濁川	宮川	小宮山川	三井川	馬坂川
箇所数	3	3	7	2	9	2	4	1

◆ 農産物・農業施設の被害状況

【農地・農業用施設箇所数】

※耕地林務課調

地区	田畑	農道	水路	ため池	その他※	計
浅間	104	32	65		26	227
野沢	381	53	102		22	558
中込	221	43	107	1	49	421
東	214	26	57		74	371
臼田	317	83	93	2	76	571
浅科	94	19	54	3	27	197
望月	549	126	249	6	81	1,011
計	1,880	382	727	12	355	3,356

※その他：頭首工、橋梁等

■被害額：約112億1,100万円

《算出方法：災害査定の工事費と概算工事費を基に算出》

【生産物被害】

※農政課調

	水稻	果樹	野菜	花き	その他※	計
面積 (ha)	72.1	15.4	1.07	0.05	0.1	88.8
被害額 (千円)	81,724	7,844	2,108	216	4,261	96,153

※その他：大豆、畜産物、水産物

《被害額算出方法：県の算出基準を基に算出》

【施設関係（パイプハウス等）】

※農政課調

件数	面積 (m ²)	被害額 (千円)
43	4,371	45,327

《被害額算出方法：被災された農業者の皆様が、国・県・市が実施する補助制度（「強い農業・担い手づくり総合対策支援補助金」）を申請した際の、再取得及び修繕の見積額》

◆ 林業施設の被害状況

※耕地林務課調

	路線数	箇所数	延長 (m)	被害額 (千円)
林道施設	69	598	35,893	612,000

《被害額算出方法：災害査定の工事費と概算工事費を基に算出》

◆ 商工業者への罹災証明書発行状況

※商工振興課調

	浅間	野沢	中込	東	臼田	浅科	望月	計
件数	7	11	12	8	8	15	10	71

被害の様子【10月13日 印内】



4 避難所・避難者の状況



(1) 避難情報発令状況

避難情報	対象地域	対象世帯・人数	発令時刻	解除時刻
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	内山地区	544 世帯	10月12日 10時45分	警戒レベル4 に引上げ
警戒レベル4 避難勧告		1,555 人	10月12日 14時45分	
警戒レベル4 避難勧告	滑津川付近	1,556 世帯 4,145 人	10月12日 15時25分	10月13日 11時40分
警戒レベル4 避難勧告	香坂・志賀地区	874 世帯 2,030 人	10月12日 16時15分	

◆ 5段階の警戒レベル

令和元年5月29日より、避難情報の意味を瞬時に理解できるよう、気象庁や市から発信される情報を「5段階の警戒レベル」で発信することとなった。

これを受け、市ではシールの作成・全戸配布や、出前講座を通じ、「5段階の警戒レベル」を周知してきた。

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました。

今後は「警戒レベル」で避難情報をお伝えします		
住民がとるべき行動	警戒レベル	避難情報等
命を守る最善の行動	警戒レベル5	災害発生情報
全員避難	警戒レベル4	避難指示(緊急) 避難勧告
高齢者等は避難	警戒レベル3	避難準備・ 高齢者等避難開始
避難行動の確認	警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報
災害への心構えを高める	警戒レベル1	警報級の可能性

目につく所に貼っておきましょう。

※令和2年4月に表記の見直しが行われたため、令和3年3月現在の警戒レベルとは一部内容が異なります。

(2) 最大避難者数

避難者が最も多かったのは10月12日 21時時点で、75箇所の避難所に合計3,281名が避難した。

◆ 指定避難所等の開設状況（10月12日 21時時点）

小中学校 避難者数

【10/12(土) 21:00現在】	
施設名	避難者数
1 岩村田小学校	29
2 佐久平浅間小学校	21
3 平根小学校	13
4 中佐都小学校	27
5 高瀬小学校	24
6 野沢小学校	70
7 泉小学校	141
8 岸野小学校	10
9 中込小学校	103
10 佐久城山小学校	520
11 東小学校	294
12 白田小学校	15
13 田口小学校	55
14 切原小学校	36
15 青沼小学校	196
16 浅科小学校	34
17 望月小学校	64
18 浅間中学校	22
19 野沢中学校	10
20 中込中学校	30
21 東中学校	133
22 白田中学校	180
23 浅科中学校	4
24 望月中学校	17
合計	2,048

保育所・児童館 避難者数

【10/12(土) 21:00現在】	
施設名	避難者数
1 泉保育園	0
2 大沢保育園	2
3 城山保育園	56
4 東保育園	0
5 平根保育園	0
6 中佐都保育園	0
7 高瀬保育園	0
8 あさしな保育園	0
9 望月保育園	0
10 泉児童館	0
11 岸野児童館	0
12 野沢児童館	0
13 佐久浅間児童館	0
14 中込児童館	0
15 田口児童館	16
16 城山児童館	14
17 東児童館	0
18 平根児童館	0
19 岩村田児童館	0
20 中佐都児童館	0
21 浅科児童館	0
22 高瀬児童館	0
23 小田井児童館	0
24 白田児童館	0
25 望月児童館	0
合計	88

その他施設 避難者数

【10/12(土) 21:00現在】	
施設名	避難者数
1 中込会館	332
2 創錬センター	295
3 浅間会館	63
4 佐久平交流センター	23
5 野沢会館	38
6 旧布施小学校	59
7 旧春日小学校	0
8 駒の里ふれあいセンター	19
9 浅科保健センター	53
10 駒場公園(創造館)	0
11 佐久長聖高校	2
12 ヘルシーテラス佐久南	0
13 佐久平総合白田キャンパス	2
14 農村環境改善センター	40
15 大沢地区社会体育館	50
16 望月地域コミュニティセンター	35
17 桜ヶ丘地域ふれあいセンター	25
18 御鹿の郷地域ふれあいセンター	21
19 佐久大学	0
20 中央隣保館	0
21 下町公会場	0
22 あいとびあ白田	0
23 原区公民館(田口)	60
24 馬坂特農館	3
25 御馬寄コミュニティセンター	17
26 下水道管理センター	8
合計	1,145

市内全体の状況

避難所開設数	75
避難者合計人数	3,281

<10月12日(土) 21時時点>



(1) 電気

暴風により、市内各地で倒木が発生し、広い範囲で停電が発生した。10月13日より、中部電力（株）の社員2名がリエゾンとして市へ派遣され、主に市民からの停電状況の問い合わせに対応した。

(2) 水道

河川の増水で道路が流されたことなどにより、水道管が破損し、いくつかの地域で断水が生じた。断水への対応として、佐久水道企業団が断水地域へ給水車を派遣した。

(3) 通信

携帯電話大手3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）の携帯電話サービス（音声通話・パケット通信）が利用しにくい（つながりにくい）状況が発生していた。

被害の様子【10月13日 小海線（滑津－北中込駅間）】



◆ ライフラインの被害状況

※下水道課調

※電気、上水道、通信はホームページ等により確認

	事業主体	被害内容	備考
電気	中部電力(株)	●停電発生戸数(最大) 10月13日 2時時点 5,508戸 ●停電期間 10月12日～10月17日	
上水道	佐久水道企業団	●市内断水戸数(最大) 205戸 ●断水期間 10月12日～10月18日	
	赤谷簡易給水施設	●現在も給水タンクを設置	令和2年7月より 通常給水予定
下水道	市 下水道課	●下水道管理センター浸水により機能停止	現在、一部仮設で対応中 令和3年3月本復旧完了 予定
		●浅科塩名田水管橋が流失	現在、仮設で対応中 令和3年3月本復旧完了 予定
		●志賀農集 一部浸水被害	令和2年6月復旧済
		●常和農集 一部浸水被害	令和元年12月復旧済
	南佐久環境衛生組合	●入沢地区 管路流出3か所	令和元年10月2か所復 旧済 令和2年10月1か所復 旧完了予定
通信	NTTドコモ KDDI ソフトバンク	●携帯電話が繋がりにくくなる ●10月18日までに 全キャリアで回復	

■下水道関連施設被害額：約40億9,800万円(市下水道課所管)
：約540万円(南佐久環境衛生組合所管)

《算出方法：災害査定の工事費と概算工事費を基に算出》



(1) 高速道路

上信越自動車道、中部横断自動車道は、10月12日に通行止めとなった。13日には、通行止めのほとんどが解消されたが、佐久-碓氷軽井沢IC間において、盛土変状や路面クラックが確認されたことから、全面での通行止め解除に時間を要することとなった。

【上信越自動車道】

- 10月12日～13日 全線通行止め
- 13日～16日 佐久IC-松井田妙義IC間で通行止め
- 16日～23日 佐久IC-碓氷軽井沢IC間で通行止め
- 23日～ 通行止め解除（一部1車線対面通行）

【中部横断自動車道】

- 10月12日～13日 全線通行止め
- 13日～ 通行止め解除

(2) 国県道

【254号線】

台風災害により、以下の道路が通行止めとなっていたが、10月29日にいずれも解除された。

【141・142号線】

石神の交差点付近が冠水し、通行できない状況だった。

【県道】

複数路線で路面冠水等により交通規制がかかる。

(3) 市道

市は、台風による冠水への警戒のため、10月11日から、佐久平駅南・東側アンダーパス（ミレニアムパーク横）を通行止めとした。アンダーパスの通行止めは、台風通過後、安全が確認できた後に解除した。

7 公共交通機関の状況



(1) JR北陸新幹線

千曲川の下流が決壊し、長野市にある長野新幹線車両センターが浸水し、10編成計120車両が被害を受けた。これにより、東京ー長野駅間と金沢ー上越妙高駅間でそれぞれ折り返し運行となったが、10月25日から東京ー金沢駅間で運行再開となった(運行本数は減少)。

(2) JR小海線

台風災害後、線路下の盛り土が流出するなどし、小諸ー小淵沢駅間で運転見合わせとなった。その後、10月18日より小諸ー中込駅間で運行が再開され、20日からは、中込ー小海駅間での運転が再開されたことで、小諸ー小海駅間は台風災害後約一週間での運行再開となった。

大きな影響を受けた小海ー野辺山駅間も、11月1日に運転が再開される見込みのため、これにより全線で運行再開となった。

(3) しなの鉄道

台風災害後、橋の損傷などにより、上田ー田中駅間が運休となった。10月末現在も同区間の運休が続いており、臨時バスやJR北陸新幹線による代替輸送が行われた。

8 香坂ダムの放流



(1) 香坂ダム放流の経過

- ・放流ゲート2門が設置されており、第1号ゲート(幅1.7m×高さ2.0m)は常時全開(EL. 804.0m)
- ・10月12日 18時に香坂ダム操作規程で定められた水位(EL. 816.0m)に達したため、第2ゲート(幅0.5m×高さ0.8m)を全開
- ・ゲート全開にあたり、下流の住民へは広報車により注意喚起
- ・13日 11時に、規程で定められた水位(EL. 806.5m)まで低下したため、第2ゲートを閉鎖し、通常運用に移行



◆ 10月14日～31日

受入場所	受入時間	受入内容
うな沢第二最終処分場	9時～17時	家具、衣類、畳、金属、布団、家電、有害廃棄物、その他ごみ
宇とう南沢処理場		コンクリートがら、ブロック、土砂 他

◆ 11月1日～11月30日

受入場所	受入時間	受入内容
旧勝間園跡地	9時～正午 13時～15時30分	家具、衣類、畳、金属、布団、家電、有害廃棄物、その他ごみ
宇とう南沢処理場		コンクリートがら、ブロック、土砂 他

◆ 12月1日～12月22日

受入場所	受入時間	受入内容
旧勝間園跡地	9時～正午 13時～15時30分	家具、衣類、畳、金属、布団、家電、有害廃棄物、その他ごみ

◆ 1月26日～

受入場所	受入時間	受入内容
旧勝間園跡地	日曜日（概ね月2回程度開場、相談者及び被災家屋の公費解体申請者） 9時～正午 13時～15時30分	家具、衣類、畳、金属、布団、家電、有害廃棄物、その他ごみ



(1) 災害対策本部等の設置状況

日 時	体 制
10月8日(火) 8時22分	警戒の準備体制
10月11日(金) 10時00分	警戒本部 設置
10月12日(土) 14時00分	災害対策本部 設置
11月2日(土) 0時00分	災害復旧・復興推進本部

◆ 災害対策本部会議の開催状況

	日 時
第1回	10月15日(火) 15時30分～
第2回	10月17日(木) 8時30分～
第3回	10月24日(木) 17時30分～
第4回	11月1日(金) 14時30分～

(2) 掲示板・メール配信による庁内情報伝達

◆ 台風第19号

情報発信手段	日 時	内 容
掲示板	10月8日 8時22分	台風19号に関する情報提供について
掲示板	10月9日 9時3分	台風19号に関する情報提供について
掲示板	10月10日 9時00分	台風19号に関する情報提供について
防災行政無線	10月10日 12時30分	台風19号に対する警戒について
防災行政無線	10月11日 13時00分	台風19号に対する警戒について

情報発信手段	日 時	内 容
メール配信	10月11日 17時2分	台風19号に対する嚴重警戒について
防災行政無線	10月12日 8時00分	台風19号に対する警戒について
メール配信	10月12日 8時23分	台風19号に対する嚴重警戒について
メール配信	10月12日 10時11分	職員の非常参集について
メール配信	10月12日 10時46分	内山地区の避難準備・高齢者等避難開始について
メール配信	10月12日 14時31分	災害対策本部の設置について
メール配信	10月13日 15時21分	今後の職員体制について

◆ 低気圧等による大雨

情報発信手段	日 時	内 容
防災行政無線	10月14日 11時20分	雨に対する警戒について
掲示板	10月21日 9時26分	台風20・21号に対する警戒について
メール配信	10月21日 18時00分	今晚から明日いっぱいにかけての雨について
メール配信	10月22日 7時32分	最新の気象情報について
メール配信	10月22日 12時37分	今後の気象情報
掲示板	10月24日 7時56分	被災箇所の応急対策と今後の大雨について
掲示板	10月24日 10時34分	最新の気象情報について
防災行政無線	10月24日 16時00分	雨に対する警戒について
メール配信	10月24日 18時46分	大雨に対する警戒について
メール配信	10月25日 12時49分	雨量・河川に対する警戒について
メール配信	10月25日 15時54分	パトロールの実施について
掲示板	10月28日 7時57分	明日29日に予想される雨について
掲示板	10月28日 16時8分	明日29日に予想される雨について
掲示板	10月29日 8時9分	本日予想されている雨について



(1) 自治体からの人的支援

※総務課調

都道府県	市町	受入期間(実日数)	受入課等	実(延)人数	担当業務
北海道	ニセコ町	10月18日～10月28日(10日)	生活環境課	5人(35人)	災害ごみ受入
	大樹町	10月28日～11月8日(11日)	耕地林務課	1人(11人)	耕地等の災害調査・設計
岩手県	大船渡市	10月28日～11月8日(9日)	土木課	2人(18人)	道路等の災害調査・設計
秋田県	能代市	10月20日～10月28日(9日)	生活環境課	5人(11人)	災害ごみ受入
		10月20日～10月28日(9日)	環境政策課	6人(18人)	床下消毒
埼玉県	朝霞市	10月23日～10月24日(2日)	税務課	1人(2人)	現地調査・罹災証明発行
		10月23日～11月8日(12日)	土木課	4人(26人)	道路等の災害調査・設計
	和光市	11月7日～11月12日(5日)	耕地林務課	1人(5人)	耕地等の災害調査・設計
		10月28日～11月29日(24日)	土木課	1人(24人)	道路等の災害調査・設計
	久喜市	11月18日～11月29日(10日)	耕地林務課	2人(10人)	耕地等の災害調査・設計
	吉川市	11月18日～11月29日(10日)	土木課	1人(10人)	道路等の災害調査・設計
桶川市	11月25日～11月29日(5日)	耕地林務課	1人(5人)	耕地等の災害調査・設計	
東京都	小金井市	11月25日～11月29日(5日)	耕地林務課	2人(10人)	耕地等の災害調査・設計
神奈川県	茅ヶ崎市	10月23日～11月7日(13日)	耕地林務課	6人(39人)	耕地等の災害調査・設計
富山県	富山市	10月23日～11月1日(10日)	生活環境課	6人(24人)	災害ごみ受入
	射水市	11月18日～11月29日(10日)	土木課	2人(10人)	道路等の災害調査・設計
石川県	小松市	10月18日～11月1日(15日)	生活環境課	4人(19人)	災害ごみ受入
岐阜県	関ヶ原町	10月22日～11月1日(11日)	生活環境課	4人(22人)	災害ごみ受入
	岐阜市	11月18日～11月29日(10日)	土木課	1人(10人)	道路等の災害調査・設計
静岡県	静岡市	10月28日～11月16日(17日)	耕地林務課	3人(17人)	耕地等の災害調査・設計
		11月5日～11月15日(9日)	土木課	3人(27人)	道路等の災害調査・設計
愛知県	岡崎市	10月23日～10月24日(2日)	税務課	1人(2人)	現地調査・罹災証明発行
		10月24日～11月7日(13日)	耕地林務課	1人(13人)	耕地等の災害調査・設計
三重県	伊勢市	11月18日～11月29日(11日)	耕地林務課	1人(11人)	耕地等の災害調査・設計
大阪府	泉佐野市	10月23日～10月29日(5日)	生活環境課	2人(10人)	災害ごみ受入
	枚方市	11月18日～11月29日(11日)	耕地林務課	1人(11人)	耕地等の災害調査・設計
	泉大津市	11月18日～11月29日(11日)	耕地林務課	1人(11人)	耕地等の災害調査・設計

都道府県	市町	受入期間(実日数)	受入課等	実(延)人数	担当業務
兵庫県	芦屋市	11月6日～11月15日(9日)	耕地林務課	4人(18人)	耕地等の災害調査・設計
	西宮市	11月18日～11月29日(11日)	耕地林務課	1人(11人)	耕地等の災害調査・設計
奈良県	生駒市	11月18日～11月29日(10日)	耕地林務課	4人(20人)	耕地等の災害調査・設計
和歌山県	有田市	11月5日～11月14日(9日)	耕地林務課	1人(9人)	耕地等の災害調査・設計
熊本県	熊本市	11月1日～11月29日(26日)	耕地林務課	1人(26人)	耕地等の災害調査・設計
鹿児島県	肝付町	11月5日～11月29日(16日)	耕地林務課	9人(36人)	耕地等の災害調査・設計
長野県	長野県	11月11日～12月27日(35日)	土木課	3人(36人)	道路等の災害調査・設計
	茅野市	10月18日～10月24日(4日)	税務課	13人(15人)	現地調査・罹災証明発行
		11月6日～12月26日(37日)	土木課	6人(42人)	道路等の災害調査・設計
	岡谷市	11月11日～11月29日(15日)	土木課	4人(18人)	道路等の災害調査・設計
	諏訪市	11月1日～11月29日(20日)	土木課	6人(20人)	道路等の災害調査・設計
	下諏訪町	11月6日～11月22日(9日)	耕地林務課	3人(9人)	耕地等の災害調査・設計
	富士見町	11月5日～11月8日(4日)	耕地林務課	1人(4人)	耕地等の災害調査・設計
	小諸市	10月18日～10月30日(9日)	生活環境課	16人(18人)	災害ごみ受入
	軽井沢町	10月21日～10月25日(4日)	生活環境課	8人(8人)	災害ごみ受入
	佐久税務署	10月18日～10月25日(5日)	生活環境課	11人(12人)	災害ごみ受入
合計	37団体(1都1道1府16県 1県28市7町1機関 計159人(711人))				

被害の様子【災害廃棄物の処理①】



◆ 中長期職員派遣【地方自治法第252条の17による派遣】

※総務課調

都道府県	市町	受入期間(実日数)	受入課等	人数	担当業務
群馬県	高崎市	令和2年4月1日～令和3年3月31日	耕地林務課	1人	農道等災害復旧等
神奈川県	茅ヶ崎市	令和2年1月1日～3月31日	生活環境課	1人	公費解体制度設計等
石川県	小松市	12月9日～令和2年3月31日	耕地林務課	1人 (交替有)	農道等災害査定対応等
福井県	坂井市	令和2年4月1日～令和3年3月31日	土木課	1人	市道等災害復旧等
岐阜県	多治見市	12月9日～令和2年3月31日	耕地林務課	1人	農道等災害査定対応等
静岡県	静岡市	令和2年1月1日～3月31日	生活環境課	1人	がれき処理制度設計等
愛知県	岡崎市	12月9日～令和2年3月31日	土木課	1人	市道等災害査定対応等
		令和2年4月1日～令和3年3月31日	耕地林務課	1人	農道等災害復旧等
長野県	茅野市	令和2年1月1日～3月31日	土木課	1人	市道等災害査定対応等
		令和2年4月1日～令和3年3月31日	土木課	1人 (交替有)	市道等災害復旧等
合計	8団体	(8県 8市 計10人)			

被害の様子【災害廃棄物の処理②】



(2) 自治体からの物的支援

※契約課調

府県	市町	品目	数量	単位
岩手県	大船渡市	布団6点セット	7	組
		毛布(10枚入り)	4	箱
		マスク(50枚入り)	20	箱
秋田県	能代市	毛布(10枚入り)	10	箱
	由利本荘市	寝具一式	50	組
		カラーコーン	50	個
		コーンバー	25	本
神奈川県	茅ヶ崎市	軍手	108	組
		ポリ袋	3,000	枚
		土嚢袋	1,200	枚
		ブルーシート	30	枚
		寝具一式	40	組
新潟県	加茂市	カラーコーン	40	個
		コーンバー	20	本
岐阜県	関ヶ原町	土嚢袋	1,000	枚
		マスク	1,000	枚
愛知県	岡崎市	土嚢袋	1,200	枚
		軍手	720	組
		肌着(男女)	各100	枚
		生理用品(昼用)	720	枚
		生理用品(夜用)	768	枚
大阪府	八尾市	カラーコーン	20	個
		コーンバー	20	本
福岡県	太宰府市	カラーコーン	120	個
		コーンバー	60	本
合計	9団体 (1府7県 8市1町)			

(3) 民間団体等からの物的支援

※契約課調

団体名等	品目	数量	単位
千曲設備様	飲料水（500ml）	1,200	本
JA浅間様	フリーズドライ	200	食
イオン様	紙コップ	500	個
イノアックコーポレーション様	防災マット（厚さ4cm×横1m×縦2m）	216	枚
双信電機様	<ul style="list-style-type: none"> ・缶パン60缶 ビスコ20箱 水500ml 24本入×256箱 ウェットティッシュ 410袋 カイロ 3820個 非常時用食料 ビスコ20箱 野菜スープ 24袋×43箱 そばろ 24袋×18箱 ポテトサラダ 24袋×26箱 ハンバーグ 24袋×26箱 筑前煮 24袋×26箱 牛丼 24袋×35箱 中華丼 24袋×35箱 		左記のとおり
コープながの様	飲料水（2ℓ）	240	本
長野県庁企業局	飲料水（500ml）	528	本
竹花美幸県議	携帯ラジオ（名古屋市の方より支援いただいたもの）	7	台
ドーバー酒造株式会社〔軽井沢ブルワリー〕様	スプレー消毒剤（パストリーゼ77 500ml）	240	本
(株)日興建設様 青木あすなろ建設 (株)様	トンパック	300	袋



佐久市社会福祉協議会が10月14日に佐久市災害ボランティアセンターを開設し、被災された方の要望を確認しながら、多くのボランティアの方に活動していただいた。

被災家屋の片付けなどといった活動を行ってきたが、被災された方のご要望や災害廃棄品の片付け状況などの見通しを踏まえ、11月8日をもって、佐久市災害ボランティアセンターの活動を終了した。

※佐久市社会福祉協議会調（延べ人数）

活動日	活動件数	ボランティア数
10月14日	28件	234人
15日	13件	225人
16日	13件	140人
17日	1件	15人
18日	0件	0人
19日	17件	150人
20日	16件	281人
21日	12件	91人
22日	0件	0人
23日	7件	57人
24日	6件	17人
25日	0件	0人
26日	2件	13人
27日	2件	12人
28日	0件	0人
29日	0件	0人
30日	0件	0人
31日	0件	0人
11月1日	2件	8人
11月2日	0件	0人
11月3日	0件	0人
11月4日	0件	0人
11月5日	0件	0人
合 計	119件	1,243人

13 支援金・義援金



令和元年東日本台風による甚大な被害に対し、多くの皆さんから心温まるご支援をいただきました。

皆さんからお寄せいただいた災害支援金(ふるさと納税寄附金を含む。)は、被災された方への支援のほか、新たに設置した「防災対策基金」等へ積み立て、災害に強い、安心安全なまちづくりへの事業に活用させていただきます。

※令和2年3月31日時点 企画課調

種別	件数	金額
支援金	2,076件	66,108,516円
義援金	561件	38,965,066円

支援金：自治体に対する寄附で、使い道は自治体に任せるもの

義援金：被災者に対する寄附で、自治体が寄附を受け付け、ルールに基づいて被災者に配分するもの

被害の様子【復旧の様子（11月6日）】





※福祉課・建築住宅課調

支援制度	内容	該当数	申請数
災害弔慰金	災害で亡くなった方の遺族に弔慰金を支給	2名	—
災害見舞品（寝具）	被災世帯に寝具を支給	104組	—
災害見舞金	被災世帯に見舞金を支給	198世帯	—
災害支援金	被災世帯に支援金を支給	205世帯	—
災害義援金	被災世帯に義援金を支給	205世帯	—
被災者生活再建支援金（県・市独自）	住宅が半壊した世帯に支援金を支給	—	118世帯
被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法）	住宅が全壊・大規模半壊した世帯に支援金を支給	—	32世帯
住宅の応急修理	住宅の被害の程度に応じ必要最小限度の応急修理費用を市が負担	—	88件

◆ 市営住宅等入居人数

※建築住宅課調

世帯数	人数
11世帯	34名



◆ 市の主な対応状況

	日時	内容
防災行政無線・さくネット等	10月10日 12時30分	台風19号の警戒
緊急部長会議	10月11日 9時00分	万全の体制構築
災害警戒本部設置	10月11日 10時00分	
防災行政無線・さくネット等	10月11日 13時00分	台風19号の警戒
防災行政無線・さくネット等	10月12日 8時00分	台風19号の警戒
非常体制【職員】	10月12日 10時11分	
避難準備・高齢者等避難開始発令 【防災行政無線・さくネット等】 【エリアメール】	10月12日 10時45分	【警戒レベル3】 対象：内山地区
防災行政無線・さくネット等	10月12日 12時45分	避難場所開設 対象：平賀・三家・中込新町
防災行政無線・さくネット等	10月12日 12時55分	避難場所開設 対象：志賀
災害対策本部設置	10月12日 14時00分	
避難勧告発令 【防災行政無線・さくネット等】 【エリアメール】	10月12日 14時45分	【警戒レベル4】 対象：内山地区
避難勧告発令 【防災行政無線・さくネット等】 【エリアメール】	10月12日 15時25分	【警戒レベル4】 対象：滑津川付近
Jアラート	10月12日 15時30分	大雨特別警報発表
避難勧告発令 【防災行政無線・さくネット等】 【エリアメール】	10月12日 16時15分	【警戒レベル4】 対象：香坂・志賀地区
防災行政無線・さくネット等 【エリアメール】	10月12日 16時46分	市内全小中学校開設
防災行政無線・さくネット等 【エリアメール】	10月12日 20時40分	身を守る最善の行動を
避難勧告解除	10月13日 11時40分	
災害対策本部会議	10月13日 16時45分	
防災行政無線・さくネット等	10月14日 11時20分	雨に対する警戒
防災行政無線	10月14日 14時15分	避難場所開設 対象：蕃松院近隣
防災行政無線	10月14日 17時35分	避難場所開設 対象：蕃松院・宮東団地近隣
防災行政無線	10月14日 19時20分	避難場所開設 対象：上中込
災害対策本部会議	10月15日 15時30分	今後の気象情報、 各対策部の現状、対応等
災害対策本部会議	10月17日 8時30分	今後の気象情報、 各対策部の現状、対応等
災害復旧・復興 推進本部移行	11月 2日 0時00分	

被害の様子【湯川（10月13日）】



被害の様子【大沢（10月13日）】



被害の様子【前山（10月13日）】



被害の様子【太田部（10月13日）】



被害の様子【杉の木（10月13日）】



被害の様子【杉の木（10月13日）】



被害の様子【杉の木（10月13日）】



被害の様子【杉の木（10月13日）】



被害の様子【内山（10月13日）】



被害の様子【黒田（10月13日）】



被害の様子【常和（10月13日）】



被害の様子【志賀（10月13日）】



被害の様子【香坂（10月13日）】



被害の様子【上中込（10月13日）】



被害の様子【清川（10月13日）】



被害の様子【入沢（10月13日）】



被害の様子【三分（10月13日）】



被害の様子【宮代（10月13日）】



被害の様子【丸山（10月13日）】



被害の様子【湯原新田（10月13日）】



被害の様子【中津橋（10月13日）】



被害の様子【塩名田（10月13日）】

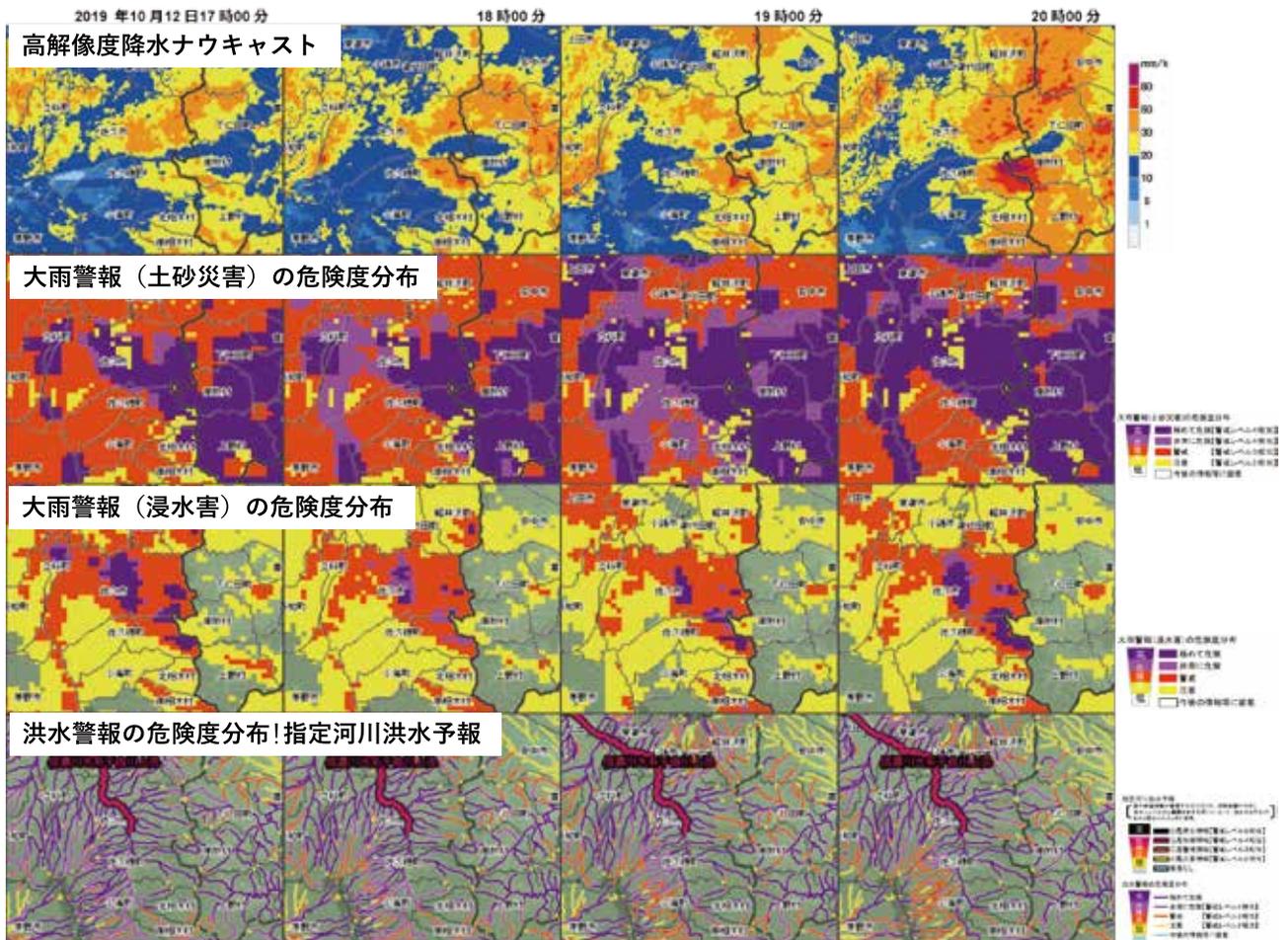


資料編

1) 当日の

気象データ

(気象庁提供)





10月13日 常和

**2) 支援・サービス
(市ホームページ・
市広報紙別冊)**



令和元年台風第19号に伴い受けられる支援やサービス等

更新日 2019年10月29日

申請や届け出方法等につきまして、それぞれの所管課等（出張所を除く）にお問い合わせください。

更新履歴

令和元年10月29日(1-4 休日相談窓口を追加しました。)

令和元年10月28日(5-5 住宅の応急修理、5-6自然災害による住宅災害保険金、12-1 予防接種、13-4 所証明手数料の免除を追加しました。)

[1 相談窓口・通訳](#)

[2 罹災（りさい）証明の発行](#)

[3 お風呂](#)

[4 ごみ](#)

[5 住宅の消毒・提供・修理・融資・保険金](#)

[6 下水道・し尿汲み取り](#)

[7 携帯電話の充電、公衆無線LAN](#)

[8 見舞品（寝具）の支給・支援金・貸付け等](#)

[9 教育・子育て](#)

[10 農業・商業](#)

[11 税金・保険料関係](#)

[12 予防接種](#)

[13 その他](#)

1 相談窓口・通訳

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 健康相談 (窓口相談・個別訪問・地区へ出向いての相談等) こころと体の健康相談をお受けします (PDF 453KB)	市民	64歳までのこころや体に関する一般健康相談	無料	不要	健康づくり推進課 各支所	健康づくり推進課 健康増進係 62-3189 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
		65歳からのこころや体に関する一般健康相談			高齢者福祉課 各支所	高齢者福祉課 高齢者福祉係 62-3157 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
2 通訳・相談	市民	定住外国人支援推進員による中国語、ポルトガル語、	無料	不要	移住交流推進課	移住交流推進課 交流推進係

			タイ語の通訳・相談				62-3283
3	納税相談	納税義務者	被害に遭われた方の納税の相談について、佐久市役所本庁舎収税課で相談窓口を設置		不要	収税課	収税課 収税係 62-3043
4	休日窓口の開設	市民	日時 11月2日（土曜） 11月3日（日曜） 11月9日（土曜） 11月10日（日曜） いずれも午前9時から午後5時まで 場所 佐久市役所本庁2階 福祉課 申請・相談内容 1 被災者生活再建支援金支給申請 2 住宅の応急修理 3 健康相談 4 その他相談 休日窓口の開設について (PDF 47KB)		既に発行されている方はお持ちください。	福祉課 建築住宅課 健康づくり推進課 高齢者福祉課 ほか	福祉課 地域福祉係 62-2919

2 罹災（りさい）証明の発行

項目	対象	内容	割合	担当課	問合せ先
1 罹災証明書の発行	市民	居住する家屋が受けた被害状況について、必要な証明書を発行します。 被害の程度の判定のために、随時現地調査を行いますので、発行まで日数を必要とします。 ※協力団体 長野県行政書士会	無料	税務課 各支所	税務課 資産税係 62-3040 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
2 被災届出証明書の発行	市民	居住する家屋以外の物件等に受けた被害状況について、被災者から市に届出があった旨を証明します。 被害写真等による確認のみで証明を行います。 ※協力団体 長野県行政書士会	無料	税務課 各支所	税務課 資産税係 62-3040 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
3 罹災証明書の発行	市内商工業者等	事業所等の被災状況について、必要な証明書を発行します。	無料	商工振興課	商工振興課 商工振興党政係 62-3265

3 お風呂

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 入浴の提供	市民	佐久市福祉会館 10月15日から無料 10月21、28日、11月5日、6日、11日、18日、25日、26日は休館日となります。	無料	不要	生活環境課	生活環境課 環境衛生係 62-3094
2 入浴の提供	市民	「あいとびあ臼田」の一般入浴施設を10/15から無料開放し、時間も10 00～19 00（通常は16 00）まで時間延長。平日だけでなく土日も開放しています。	無料	不要	高齢者福祉課	あいとびあ臼田 81-5555
3 入浴の提供	市民	「長寿閣」の一般入浴施設を10/15から無料開放し、利用時間も10 00～19 00（通常は15 00）まで	無料	不要	高齢者福祉課	長寿閣 67-5575

			時間延長しています。なお、土、日、祝日は休館日。22日（火曜）は営業します。				
4	入浴の提供（外部サイト）	罹災証明書を受けた住家に居住している者（佐久市以外で罹災証明書を受けた方も対象となります）	「布施温泉」、「穂の香乃湯」、「もちづき荘」、「ゆざわ荘」にて、被災された方に日帰り入浴を無料で提供します。 期間 令和元年10月24日～令和2年1月31日 入浴提供について（PDF 125KB）	無料	初回のみ罹災証明書の写しが必要となります。（入浴許可証を発行します） 罹災証明書が発行されるまでは、各施設にて「入浴受付書」を記入してください。	観光課	布施温泉 53-0181 穂の香乃湯 58-0033 もちづき荘 52-2515 ゆざわ荘 52-0022
5	入浴料の割引（外部サイト）	罹災証明書を受けた方（佐久市在住の方に限りです）	平尾温泉みはらしの湯では、被災された方の入浴料を割引します。 期間 令和元年12月未まで	大人・中人 800円→400円 小人 400円→200円 未就学児 100円 3歳未満 無料	写しをご持参ください。	観光課	平尾温泉みはらしの湯 68-0261

4 ごみ

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 災害ごみ	市民	災害ごみの受入れ うな沢第2最終処分場 宇とう南沢処分場 にて当面の間実施します。 10月27日までは 午前9時から午後5時まで 10月28日からは 午前9時から正午 午後1時から午後3時半まで ※協力団体 佐久市建設業協会	無料	不要	生活環境課	生活環境課 環境衛生係 62-3094

5 住宅の消毒・提供・修理・融資・保険金

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 消毒薬などの配付	床上浸水の被害を受けた方	区より報告のあった方又はそれ以外で床上浸水の被害を受けた方に消毒薬などを配付します。窓口は佐久市保健センターと各支所です。	全対象者に1セット無料配布	不要	健康づくり推進課 各支所	健康づくり推進課 保健予防係 62-3527 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
2 床下消毒	市民	噴霧器による消石灰の散布	無料	不要	環境政策課 各支所	環境政策課 環境保全係 62-2917 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111 各経済建設環境係
3 市営住宅の提供	市民	自宅が被災等で使用できな	使用料3か月	不要	建築住宅課	建築住宅課

			い被災者に対し、市営住宅を最長1年間提供します。	無料 4か月目以降は各団地の最低額の使用料 ※り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）の提出があれば1年間無料	(あれば減免期間の延長)		住宅係 62-3430
4	災害復興住宅融資（外部サイト）	罹災証明書を交付されている方 ※その他の条件もあります	住宅復旧のための建設・購入資金ならび補修資金に対する融資 申込期間 罹災日から2年以内	建設・購入ならびに補修の場合について、それぞれ融資金利、限度額、償還期間等があります。	写し及び原本の提示が必要となります。	建築住宅課	住宅金融支援機構災害専用ダイヤル 0120-086-353 受付時間 9 00~17 00
5	住宅の応急修理	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）のり災証明が発行された方	被災されたご自宅を応急修理する場合、被害の程度に応じ必要最小限度の応急修理費用を佐久市が負担します。 被災された皆様へ（R.1.10.28版）（PDF 863KB）	上限59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合上限30万円）	原本の提示が必要となります。	建築住宅課	建築住宅課 建築係 62-6637 住宅係 62-3430
6	自然災害による住宅災害保険金	佐久市勤労者互助会加入の方	床上浸水 床上浸水以外	18,000円 被害の程度による 9,000円から 90,000円	写しでも可 (修理業者による見積書も必要)	商工振興課	商工振興課 商工振興労政係 62-3265

6 下水道・し尿汲み取り

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 下水道使用料の減免	市民	被災した方の下水道使用料	未定	写しでも可	下水道課	下水道管理センター 63-0101
2 し尿汲み取り料金の減免(補助)	市民	家屋等への浸水が原因で、汲み取りが必要になった方への汲み取り料金の減免	未定	写しでも可	生活環境課	佐久平環境衛生組合 62-1119

7 携帯電話の充電、公衆無線LAN

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 携帯電話等充電	どなたでも	充電ケーブルを持参していただければ、携帯電話等を無料で充電可。市役所、各支所にて。 利用可能時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)	無料	不要	契約課 各支所	契約課 用度係 62-3084 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
2 公衆無線LAN (Wi-Fi) 解放	どなたでも	市内28ヶ所 の公共施設で、利用規約同意のみ（認証不要）でWi-Fiを利用可。 利用可能時間 24時間（各施設の開館時間内） 1回あたり接続時間 15分 (何度でも接続可能)	無料	不要	広報情報課	広報情報課 情報政策係 62-3923
3 携帯電話等充電	どなたでも	佐久情報センターで、充電ケーブルを持参していただければ、携帯電話等を無料で充電可。 利用可能時間 9:00~	無料	不要	広報情報課	佐久情報センター 64-5556

			18:00 休館日（月曜、祝日の翌日）除く				
4	携帯電話等充電	どなたでも	10/16～「あいとびあ白田」の窓口にて、携帯電話等を無料で充電可能	無料	不要	高齢者福祉課	あいとびあ白田 81-5555

8 見舞品（寝具）の支給・支援金・貸付け等

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 災害見舞金・見舞品（寝具）の支給	市民	災害による怪我及び家屋に被害を受けた世帯に見舞金及び見舞品を支給します。	被害の程度による (3万円から10万円)	不要	福祉課	福祉課 地域福祉係 62-2919
2 被災者生活再建支援金の支給	市民	災害により家屋に著しい被害を負った世帯に支援金を支給します。 被災者生活再建支援制度のご案内 (PDF 164KB)	被害の程度や世帯数による (37万5,000円から300万円)	必要	福祉課 各支所	福祉課 地域福祉係 62-2919 白田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
3 災害弔慰金の支給	市民	災害により亡くなられたご遺族に、弔慰金を支給します。	500万円 (世帯主) 250万円(その他)	不要	福祉課 各支所	福祉課 地域福祉係 62-2919 白田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
4 災害障害見舞金の支給	市民	災害により負傷や疾病にかかり、別に定める程度の障害があるとき、障害見舞金を支給します。	250万円 (世帯主) 125万円 (その他)	不要	福祉課 各支所	福祉課 地域福祉係 62-2919 白田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
5 災害援護資金の貸付け	市民	災害により家屋等に被害を受けた世帯に貸付けを行います。	被害の程度による (150万円から350万円)	必要	福祉課 各支所	福祉課 地域福祉係 62-2919 白田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111

9 教育・子育て

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 児童手当の認定請求	児童手当受給者	児童手当認定請求時の添付書類を本人の申立書をもって代えることができます。 ※支所でも受付はできません。		不要	子育て支援課	子育て支援課 子育て支援係 62-3149
2 児童扶養手当の認定請求	児童扶養手当受給者	児童扶養手当認定請求で特例措置が受けられる場合があります。		写しでも可	子育て支援課	子育て支援課 子育て支援係 62-3149
3 長野県母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭	福祉資金の貸付けに関して特例措置が受けられる場合があります。		写しでも可	子育て支援課	子育て支援課 子育て支援係 62-3149
4 保育の提供	児童	災害や病気によって家庭での保育が困難な方は、保育を受けられる場合があります。		不要	子育て支援課	子育て支援課 保育係 62-3149

			す。(保育所等入所、一時保育事業、病児保育事業)				
5	ランドセルの提供	児童	ランドセルを災害により使用できない児童に提供	無料	不要	学校教育課	学校教育課 学務係 62-3478
6	学用品の提供	児童・生徒	学用品の提供	無料	不要	学校教育課	佐久地域こども応援プラットフォーム学用品リユース実行委員会 090-3473-8387
7	教科書の提供	児童・生徒	教科書を災害により使用できない児童に提供	無料	不要	学校教育課	学校教育課 学務係 62-3478

10 農業・商業

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 共済金の支払い	市民 (農業者)	農業共済加入者については、共済金が支払われる可能性があるため、農業共済組合へお問い合わせください。		不要	農政課	長野県農業共済組合 東信地域センター 住所 佐久市塩名田390 電話 58-2580 FAX 58-2590
2 融資に関する相談	市民 (農業者)	金融機関からの融資について、融資の迅速化や既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等について適時的確な措置を講ずるよう、国から各金融機関に要請が行われているので、各金融機関へお問い合わせください。		場合によっては必要となります。	農政課	各金融機関
3 農地の災害復旧補助	被災耕作者	農地の法面復旧や土砂だし等に要する費用の一部補助(補助要件等があるため、事前相談が必要)	10分の9以内 (上限あり)	不要	耕地林務課	耕地林務課 農村整備係 62-3247

11 税金・保険料関係

項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1 市県民税 固定資産税 の納期の延長	納税義務者	災害を理由として、交通の途絶等により納付期限までに納付することができない納税者は、期限の延長を受けることができます。	普通徴収納税者 2か月以内 特別徴収納税義務者 30日以内 (災害時納期未到来分)	不要	税務課	税務課 市民税係 資産税係 62-3040
2 法人市民税 市たばこ税 入湯税 の申告期限の延長	納税義務者	災害を理由として、交通の途絶等により申告期限までに申告することができない納税者は、申告期限の延長を受けることができます。	納税者 2か月以内 特別徴収納税義務者 30日以内 (災害時申告期限未到来分)	不要	税務課	税務課 市民税係 62-3040
3 固定資産税の減免	納税義務者	所有する固定資産の損害を受けた納税者は、損害の程度に応じて固定資産税の減免を受けることができます。	全部～10分の4 (災害時納期未到来分)	不要	税務課	税務課 資産税係 62-3040
4 市県民税の減免	納税義務者	所有する住宅等の損害金額(保険金、損害賠償金等に	全部～8分の1	不要	税務課	税務課 市民税係

			より補てんされるべき金額を除く。)が、それらの価格の10分の3以上あり、前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税者は、市県民税の減免を受けることができます。 災害による市県民税の減免について (PDF 122KB)	(災害時納期未到来分)			62-3040
5	医療機関での受診の際に保健証が無い場合	市民	災害により保険証を紛失又は家庭に残したまま避難しているため、医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、住所を口頭にてお伝えいただくことで、保険適用による受診ができます。		不要	国保医療課 各支所	国保医療課 国保年金係 医療給付係 62-3164 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
6	納税の免除等	国民健康保険加入者がいる世帯主(国保税に滞納がない者に限る)	現在居住している住宅が全壊及び半壊の場合(罹災証明により判断)、今後納期が到来する額の納付を、免除又は軽減することができます。 国民健康保険税の減免について (PDF 187KB)	全壊 免除 半壊 3分の2減額 (災害時納期未到来分)	写しでも可	国保医療課 各支所	国保医療課 国保年金係 62-3164 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
7	医療機関等での窓口負担について	国民健康保険加入者 後期高齢者医療保険の被保険者	次のいずれかに該当する方は窓口でその旨を伝えていただくことで窓口(診療・調剤及び訪問看護)での支払いが不要となります。 (令和2年1月末まで) 1 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	国保医療課 各支所	国保医療課 国保年金係 62-3164 医療給付係 62-2915 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
8	保険料の免除等	国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の方)	住宅等の財産が、概ね2分の1以上の損害を受けたとき、免除等を受けることができます。	免除 一部免除 納付猶予	写しでも可	国保医療課 各支所	国保医療課 国保年金係 62-3164 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
9	保険料の免除等	後期高齢者医療保険の被保険者	住宅、家財等が著しく損害(罹災証明により判断)を受けたとき、免除等を受けることができます。	全壊 免除 半壊 8割減額 (災害時納期未到来分)	写しでも可	国保医療課 各支所	国保医療課 医療給付係 62-2915 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
10	介護保険料の減免	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)	災害により、住宅等が10分の3以上の損害を受けた時、介護保険料の免除を受けることができます。 介護保険料の減免申請について (PDF 96KB)	減額または免除	写しでも可	高齢者福祉課	高齢者福祉課 介護保険事業係 62-3154

			減免申請書（様式第14号） (PDF 89KB)				
11	介護サービス利用者の利用料の免除	介護サービス利用者	次のいずれかに該当する方は、介護サービス事業所にその旨を伝えていただくことで利用料が免除となります。(令和2年1月末まで) 1 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	高齢者福祉課 ※各支所でも受け付けられます	高齢者福祉課 介護保険給付係 62-3154

12 予防接種

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1	高齢者インフルエンザ予防接種自己負担費用の免除	65歳以上の方	次のいずれかに該当する方は佐久市内のインフルエンザ実施医療機関にその旨を伝えていただくことで自己負担が免除となります。(令和元年10月28日から12月31日まで) 1 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災された方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 佐久市からのお知らせ (PDF 131KB) 医療機関一覧 (PDF 105KB)	自己負担 1,000円免除	不要	健康づくり推進課 各支所	健康づくり推進課 保健予防係 62-3527 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111

13 その他

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	担当課	問合せ先
1	マイナンバーカード及び通知カードの再発行	市民	災害によりマイナンバーカード及び通知カードを紛失、破損したとき(罹災証明により判断)	無料	原本確認が必要となります。	市民課 各支所	市民課 市民戸籍係 62-3087 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111
2	占用料等の減免	市民・事業者	公園施設等にキッチンカー等を設置し、被災された方あるいは、支援のためのボランティア活動に従事する方に無料で飲食等を提供する場合	無料	不要	公園緑地課	公園緑地課 公園管理係 62-3424
3	図書館の損害賠償	利用者	災害により、借りている図	免除	不要	中央図書館	中央図書館

			書等を損傷、滅失した場合				67-2111
4	諸証明手数料の免除 各種証明手数料の免除について (PDF 127KB)	罹災証明書または被災届出証明書の交付を受けた方で、被災による保険請求や融資、公的支援・援助等を受けるために証明書等が必要な方。	住民票に関する証明書、戸籍に関する証明書、印鑑証明書、印鑑登録の再発行の手数料の免除	免除	罹災証明書または被災届出証明書をご提示ください。 (写しても可)	市民課 各支所・各出張所	市民課 市民戸籍係 62-3087 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111 浅間出張所 67-2505 野沢出張所 62-0271 中込出張所 62-0059 東出張所 67-3534
			所得証明書、課税証明書、土地・家屋関係証明書等の手数料の免除			税務課 各支所・各出張所	税務課 市民税係 資産税係 62-3040 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111 浅間出張 67-2505 野沢出張 62-0271 中込出張 62-0059 東出張所 67-3534
			納税証明書の手数料の免除			収税課 各支所・各出張所	収税課 管理係 62-3043 臼田支所 82-3111 浅科支所 58-2001 望月支所 53-3111 浅間出張 67-2505 野沢出張 62-0271 中込出張 62-0059 東出張所 67-3534

お問い合わせ

[担当課ページ](#)

総務部 総務課

電話 0267-62-3002 (総務・文書法規) ・ 0267-62-3019 (人事)

ファクス 0267-63-1680

[お問い合わせはこちら](#)

台風19号に伴い受けられる支援やサービス等一覧

令和元年11月15日現在

佐久市役所 ☎62-2111 臼田支所 ☎82-3111 浅科支所 ☎58-2001
望月支所 ☎53-3111 浅間出張所 ☎67-2505 野沢出張所 ☎62-0271
中込出張所 ☎62-0059 東出張所 ☎67-3534 春日出張所 ☎53-2074



ホームページ
QRコード

※詳細は、各項目の問合せ先へお問い合わせください。

1 相談窓口・通訳

項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1 健康相談 (窓口相談・個別訪問・地区へ出向いての相談等)	市民	64歳までのこころや体に関する一般健康相談	無料	不要	健康づくり推進課 健康増進係 ☎62-3189 各支所
		65歳からのこころや体に関する一般健康相談			高齢者福祉課 高齢者支援係 ☎62-3157 各支所
2 通訳・相談	市民	定住外国人支援推進員による中国語、ポルトガル語、タイ語の通訳・相談	無料	不要	移住交流推進課 交流推進係 ☎62-3283
3 納税相談	納税義務者	被害に遭われた方の納税の相談		不要	収税課 収税係 ☎62-3043
4 消費生活相談	市民	台風19号の被害に便乗した悪質商法等の相談	無料	不要	生活環境課 消費生活センター ☎62-7501 生活公共交通係 ☎62-3094

2 罹災(りさい)証明の発行

項目	対象	内容	割合	問合せ先
1 罹災証明書の発行	市民	居住する家屋が受けた被害状況について、必要な証明書を発行します。 被害の程度の判定のために、随時現地調査を行いますので、発行まで日数を必要とします。 ※協力団体 長野県行政書士会	無料	税務課 資産税係 ☎62-3040 各支所

	項目	対象	内容	割合	問合せ先
2	被災届出証明書の発行	市民	居住する家屋以外の物件等に受けた被害状況について、被災者から市に届出があった旨を証明します。被害写真等による確認のみで証明を行います。 ※協力団体 長野県行政書士会	無料	税務課 資産税係 ☎62-3040 各支所
3	罹災証明書の発行	市内 商工業者等	事業所等の被災状況について、必要な証明書を発行します。	無料	商工振興課 商業振興労政係 ☎62-3265

3 お風呂

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	入浴の提供	市民	佐久市福祉会館 ○休館日 ・月曜日 ・祝日の翌日 ・12月30日～1月4日	無料	不要	生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094
2	入浴の提供	市民	あいとびあ日田 ○利用時間 10:00～19:00 ○休館日 ・12月28日～1月5日	無料	不要	あいとびあ 日田 ☎81-5555
3	入浴の提供	市民	長寿閣 ○利用時間 10:00～15:00 ○休館日 ・土日祝日 ・12月27日～1月5日	無料	不要	長寿閣 ☎67-5575
4	入浴の提供	罹災証明書を 受けた住家に 居住している 方（佐久市以 外で罹災証明 書を受けた方 も対象となり ます）	布施温泉、穂の香乃湯、 もちづき荘、ゆざわ荘 日帰り入浴 ○期間 令和2年1月31日まで	無料	初回のみ罹災証明書の 写しが必要となります。 （入浴許可証を 発行します） 罹災証明書が発行さ れるまでは、各施設 にて「入浴受付書」 を記入してください。	布施温泉 ☎53-0181 穂の香乃湯 ☎58-0033 もちづき荘 ☎52-2515 ゆざわ荘 ☎52-0022
5	入浴料の割引	罹災証明書を 受けた方 （佐久市在住の 方に限ります）	平尾温泉みはらしの湯 ○期間 12月末まで	大人・中人 800円→400円 小人 400円→200円 未就学児 100円 3歳未満 無料	写しをご持参くださ い。	平尾温泉 みはらしの湯 ☎68-0261

4 ごみ

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	災害ごみ	市民	災害ごみの受入れ 受け入れ場所、日時等は、生活環境課 までお問い合わせください。 ※協力団体 佐久市建設業協会	無料	不要	生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
2	被災家屋・宅地内土砂混じりがれきの撤去	市民	被災家屋および宅地内に堆積した土砂混じりがれきで、ご自身やボランティアの支援では撤去が困難な場合は、ご相談ください。 ※協力団体 佐久市建設業協会	無料	不要	生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094
3	被災建築物の解体撤去	市民	被災した建築物の解体撤去をお考えの方は、生活環境課までご相談ください。			生活環境課 環境衛生係 ☎62-3094

5 住宅の消毒・提供・修理・融資・保険金

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	消毒薬などの配付	床上浸水の被害を受けた方	区より報告のあった方又はそれ以外で床上浸水の被害を受けた方に消毒薬などを配付します。窓口は佐久市保健センターと各支所です。	全対象者に1セット無料配布	不要	健康づくり推進課 保健予防係 ☎62-3527 各支所
2	床下消毒	市民	噴霧器による消石灰の散布	無料	不要	環境政策課 環境保全係 ☎62-2917 各支所
3	市営住宅の提供	市民	自宅が被災等で使用できない被災者に対し、市営住宅を最長1年間提供します。	使用料3か月無料 4か月目以降は各団地の最低額の使用料 ※罹災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）の提出があれば1年間無料	不要 （あれば減免期間の延長）	建築住宅課 住宅係 ☎62-3430
4	借上型仮設住宅	市民	自宅が被災等で使用できない被災者に対し、長野県が民間賃貸住宅を借上げ、「借上型仮設住宅」として最長2年間住宅を提供します。	契約が可能な賃貸住宅の家賃上限 ・2人以下の世帯は月額6万円まで ・3～4人の世帯は月額7万円まで ・5人以上の世帯は月額9.5万円まで	写しでも可	建築住宅課 住宅係 ☎62-3430
5	災害復興住宅融資	罹災証明書が発行されている方 ※その他の条件もあります	住宅復旧のための建設・購入資金並びに補修資金に対する融資 申込期間 罹災日から2年以内	建設・購入並びに補修の場合について、それぞれ融資金利、限度額、償還期間等があります。	写し及び原本の提示が必要となります。	住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル ☎0120-086-353 受付時間 9:00～17:00
6	住宅の応急修理	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）の罹災証明書が発行された方	被災されたご自宅を応急修理する場合、被害の程度に応じ必要最小限度の応急修理費用を佐久市が負担します。 生活を困難としている巨石等の撤去については、ご相談ください。	上限59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合上限30万円）	写しでも可	建築住宅課 建築係 ☎62-6637 住宅係 ☎62-3430
7	自然災害による住宅災害保険金	佐久市勤労者互助会加入の方	床上浸水 床上浸水以外	18,000円 被害の程度による 9,000円から 90,000円	写しでも可 （修理業者による見積書も必要）	高工振興課 商業振興労政係 ☎62-3265

6 水道・下水道・し尿汲み取り

項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1 下水道使用料の減額	佐久市下水道課で管轄する下水道をご利用の方	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が被災し、宅内の清掃等で水を使用した方の下水道使用料を、原則1期分(2か月分)減額します。(罹災証明書をお持ちでない方には、清掃状況が確認できる写真等の提出をお願いする場合があります。) ・自宅が被災し、転居を余儀なくされた方の下水道使用料を、原則3期分(6か月分)減額します。ただし、市内に親族等があり、同居する場合は対象外となります。 	基本使用料のみお支払いをお願いします。	写しでも可	下水道管理センター ☎63-0101 ※南佐久公共下水道をご利用の皆様(白田地区の一部)は南佐久環境衛生組合 ☎86-7710
2 し尿汲取り手数料の減免(補助)	市民	家屋等への浸水が原因で、汲み取りが必要になった方への汲取り手数料の減免(補助)	対象期間(10月13日～28日)の汲取り手数料の全額	写しでも可	佐久平環境衛生組合 ☎62-1119 川西保健衛生施設組合(望月地区) ☎0268-67-2110
3 水道料金の減免	佐久水道企業団で管轄する水道をご利用の方	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が被災し、宅内の清掃等で水道を使用した方、または洪水・土砂等により給水装置が破損し、漏水した方の水道料金を2か月分減免します。(罹災証明書をお持ちでない方には、状況が確認できる写真等の提出をお願いします。) ・自宅が被災し、転居を余儀なくされた方の転居先の水道料金を6か月分減免します。ただし、親族等があり同居する場合は対象外となります。 	基本料金のみお支払いをお願いします。	写しでも可	佐久水道企業団 ☎62-4333

7 見舞品(寝具)の支給・支援金・貸付け等

項目	対象	内容	罹災証明	問合せ先
1 災害見舞金・見舞品(寝具)の支給	市民	災害による負傷及び住宅に被害を受けた世帯に見舞金及び見舞品を支給します。 ○被害の程度により、3万円から10万円※負傷は重傷の場合に限る	不要	福祉課 地域福祉係 ☎62-2919
2 被災者生活再建支援金の支給	市民	災害により居住する住宅に著しい被害を負った世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。 ○基礎支援金 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：100万円 ・解体：100万円 ・大規模半壊：50万円 ・半壊：50万円 ○加算支援金 <ul style="list-style-type: none"> ・建設・購入：200万円 ・補修：100万円 ・賃借：50万円 ※半壊は基礎支援金のみ支給 ※1人世帯の場合は4分の3の額 ※賃借は公営住宅を除く	必要	福祉課 地域福祉係 ☎62-2919 各支所
3 災害援護資金の貸付け	市民	災害により負傷又は住宅、家財の損害を受けた世帯に対し、生活再建に必要な資金の貸付けを行います。 ○被害の程度により、150万円から350万円 <ul style="list-style-type: none"> ・利息：無利子 ・連帯保証人：原則必要 ・据置期間：3年 ・償還期間：10年(据置期間含む) ・償還方法：年賦、半年賦又は月賦 ※所得制限あり ※被災日から3か月の間に申請が必要	必要	福祉課 地域福祉係 ☎62-2919 各支所

	項目	対象	内容	罹災証明	問合せ先
4	生活福祉資金の貸付け	市民	災害により当面の生活費を必要とする世帯に対し、緊急小口資金の貸付けを行います。 ○原則10万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は20万円以内 ・利息：無利子 ・据置期間：1年 ・償還期間：2年（据置期間経過後）	不要	佐久市 社会福祉協議会 ☎64-2426

8 教育・子育て

	項目	対象	内容	罹災証明	問合せ先
1	児童手当の認定請求	児童手当受給者	児童手当認定請求時の添付書類を本人の申立書をもって代えることができます。 ※支所でも受付はできます。	不要	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-3149
2	児童扶養手当の認定請求	児童扶養手当受給者	児童扶養手当認定請求で特例措置が受けられる場合があります。	写しでも可	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-3149
3	長野県母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭	福祉資金の貸付けに関して特例措置が受けられる場合があります。	写しでも可	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-3149
4	保育の提供	児童	災害や病気によって家庭での保育が困難な方は、保育を受けられる場合があります。（保育所等入所、一時保育事業、病児保育事業）	不要	子育て支援課 保育係 ☎62-3149

9 農業・商業

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	共済金の支払	市民 (農業者)	農業共済加入者については、共済金が支払われる場合があるため、農業共済組合へお問い合わせください。		不要	長野県農業共済組合東信地域センター ☎58-2580
2	融資に関する相談	市民 (農業者)	金融機関からの融資について、融資の迅速化や既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等について適時的確な措置を講ずるよう、国から各金融機関に要請が行われていますので、各金融機関へお問い合わせください。		場合によっては必要となります。	各金融機関
3	農地の災害復旧補助	被災 耕作者	農地の法面復旧や土砂だし等に要する費用の一部補助（補助要件等があるため、事前相談が必要）	10分の9 以内 (上限あり)	不要	耕地林務課 農村整備係 ☎62-3247
4	刈取り不能稲への支援	市民 (農業者)	被災により刈取りが不能となった水田について、JA佐久浅間が事業主体となり、刈取りや、すきこみの処理を支援します。また、被災により穀物検査で不合格となった稲についての処理等を支援します。 ※いずれも1割の自己負担が必要となります。 ※JAへの申込みは、令和元年12月27日までをお願いします。 ※詳細はJAにお問い合わせください。	10分の9 以内	不要	JA佐久浅間 各営農センター

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
5	資金繰り等の相談	中小企業・小規模事業者	被災された中小企業・小規模事業者向けの融資等を受けられる場合がありますので、各金融機関等へお問い合わせください。		場合によっては必要となります。	各金融機関 商工会議所 商工会

10 税金・保険料関係

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	市税の期限の延長	納税義務者	災害を理由として、期限までに申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付をすることができない納税者は、それらの期限の延長を受けることができます。	納税者 2か月以内 特別徴収納税義務者 30日以内 (災害時納期未到来分)	不要	税務課 市民税係 資産税係 ☎62-3040 各支所
2	固定資産税の減免	納税義務者	所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に一定以上の損害を受けた納税者は、損害の程度に応じて固定資産税の減免を受けることができます。	全部～10分の4 (災害時納期未到来分)	不要	税務課 資産税係 ☎62-3040 各支所
3	市県民税の減免	納税義務者	以下のどちらかに該当する方は、損害の程度に応じて市県民税の減免を受けることができます。 1 所有する住宅や家財に一定以上の損害を受けた方（床下浸水のみは対象外） 2 農業所得があり、農作物に一定以上の損害を受けた方 ※それぞれ所得要件があります。	全部～8分の1 (災害時納期未到来分)	不要	税務課 市民税係 ☎62-3040 各支所
4	医療機関での受診の際に保険証が無い場合	市民	災害により保険証を紛失又は家庭に残したまま避難しているため、医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所を口頭にてお伝えいただくことで、保険適用による受診ができます。		不要	国保医療課 国保年金係 医療給付係 ☎62-3164 各支所
5	国民健康保険料の減免	国民健康保険加入者がいる世帯主（国保税に滞納がない者に限る）	現在居住している住宅が全壊及び半壊の場合（罹災証明により判断）、今後納期が到来する額の納付を、免除又は軽減することができます。	全壊:免除 半壊:3分の2減額 (災害時納期未到来分)	写しでも可	国保医療課 国保年金係 ☎62-3164 各支所
6	医療機関等での窓口負担	国民健康保険加入者 後期高齢者 医療保険の被保険者	次のいずれかに該当する方は窓口でその旨を伝えていただくことで窓口（診療・調剤及び訪問看護）での支払いが不要となります。（令和2年1月末まで） 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	国保医療課 国保年金係 ☎62-3164 医療給付係 ☎62-2915 各支所

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
7	国民年金保険料の免除等	国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の方）	住宅等の財産が、概ね2分の1以上の損害を受けたとき、全額免除を受けることができます。 また、損害の状況によっては、一部免除・納付猶予を受けることができます。	免除 一部免除 納付猶予	写しでも可	国保医療課 国保年金係 ☎62-3164 各支所
8	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険の被保険者	住宅、家財等が著しく損害（罹災証明により判断）を受けたとき、免除等を受けることができます。	全壊：免除 半壊：8割減額 （災害時納期未到来分）	写しでも可	国保医療課 医療給付係 ☎62-2915 各支所
9	介護保険料の減免	介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）	災害により、住宅等が10分の3以上の損害を受けた時、介護保険料の減免を受けることができます。	減額または免除	写しでも可	高齢者福祉課 介護保険事業係 ☎62-3154
10	介護サービス利用者の利用料の免除	介護サービス利用者	次のいずれかに該当する方は、介護サービス事業所にその旨を伝えていただくことで利用料が免除となります。（令和2年1月末まで） 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	高齢者福祉課 介護保険給付係 ☎62-3154

11 予防接種

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	高齢者インフルエンザ予防接種自己負担費用の免除	65歳以上の方	次のいずれかに該当する方は佐久市内のインフルエンザ予防接種の実施医療機関にその旨を伝えていただくことで自己負担が免除となります。（令和元年10月28日から12月31日まで） 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災された方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	自己負担 1,000円 免除	不要	健康づくり推進課 保健予防係 ☎62-3527 各支所

12 その他

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
1	マイナンバーカード及び通知カードの再発行	市民	災害によりマイナンバーカード及び通知カードを紛失、破損したとき（罹災証明により判断）	無料	原本確認が必要となります。	市民課 市民戸籍係 ☎62-3087 各支所

	項目	対象	内容	割合	罹災証明	問合せ先
2	諸証明手数料の免除	罹災証明書または被災届出証明書が発行された方で、被災による保険請求や融資、公的支援・援助等を受けるために証明書等が必要な方	住民票に関する証明書、戸籍に関する証明書、印鑑証明書、印鑑登録証の再発行の手数料の免除 所得証明書、課税証明書、土地・家屋関係証明書等の手数料の免除 納税証明書の手数料の免除	免除	罹災証明書または被災届出証明書をご提示ください。 (写しでも可)	市民課 市民戸籍係 ☎62-3087 各支所 各出張所 税務課 市民税係 資産税係 ☎62-3040 各支所 各出張所 収税課 管理係 ☎62-3043 各支所 各出張所
3	障害福祉サービス等の利用者負担金の免除	障害福祉サービス等の利用者	次のいずれかに該当する方は、障害サービス事業所にその旨を伝えていただくことで利用者負担金が免除となります。(令和2年3月末まで) 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	免除	不要	福祉課 障害福祉係 ☎62-3147
4	自立支援医療の受給者自己負担上限月額額の減免	自立支援医療の受給者	次のいずれかに該当する方は受給者自己負担上限月額額の減免を受けることができます。 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	減免	写しでも可	福祉課 障害福祉係 ☎62-3147 白田支所 ☎82-3111 浅科支所 ☎58-2001 望月支所 ☎53-3111
5	長野県弁護士会による無料電話窓口	被災者	平日の午前9時から午後5時まで無料電話窓口を開設しています。 今回の災害に関する困りごとはどんなことでも無料で相談に対応します。	無料	不要	長野県弁護士会復興支援ダイヤル ☎026-232-2777
6	長野県司法書士会による無料電話相談	被災者	被災された方や、そのご家族の不安や心配事を少しでも和らげるため、無料電話相談窓口を開設しています。 実施期間：12月20日(金)まで 受付時間：午後4時～7時 土・日・祝日も実施します。	無料	不要	長野県司法書士会復興サポートダイヤル ☎0120-448788
7	長野県災害支援活動士業連絡会によるワンストップ無料相談窓口	被災者	被災された方の支援のため、関係士業が参集しワンストップの無料相談窓口を開設します。 日時：12月12日(木) 午後4時～8時 場所：市役所本庁2階市民ホール 参集士業：弁護士・税理士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・不動産鑑定士・中小企業診断士・社会保険労務士	無料	不要	長野県災害支援活動士業連絡会運営事務局(長野県弁護士会) ☎026-232-2104
8	NHK放送受信料の免除	被災者	半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約の受信料を免除します。 受付時間：平日 午前10時～午後5時	免除	写しが必要となります。	長野放送局営業部 ☎026-291-5205

**3) 市民アンケート
調査結果
検証報告書**

* 令和元年東日本台風
(台風第19号)に
関する市民アンケート
調査結果検証報告書

令和2年3月23日
危機管理課

◆調査目的

令和元年10月に発生した台風第19号により、佐久市は大きな被害を受けた。今回の台風被害を教訓とし、今後の災害対応に生かしていくため、アンケート調査を実施した。

◆調査対象

93区985世帯

令和元年11月15日現在で、「床上・床下浸水」が2軒以上あった地域93区985世帯に調査。

(住民基本台帳より無作為で抽出)

◆調査方法

郵送により調査票を配布・回収

◆調査期間

令和元年12月27日(金)～令和2年1月14日(火)

◆調査形式

選択式(一部記述式)

◆回収率

57.7%(569世帯)【令和2年2月18日(火)最終回答】

回答世帯:569世帯 1,702名

◆集計上の留意事項

- ・アンケートには、その一部又は全部の回答がないものも含まれる。
- ・複数回答可能な設問があること等のため、回答数(n)は回収したアンケートの総数と必ずしも一致しない。

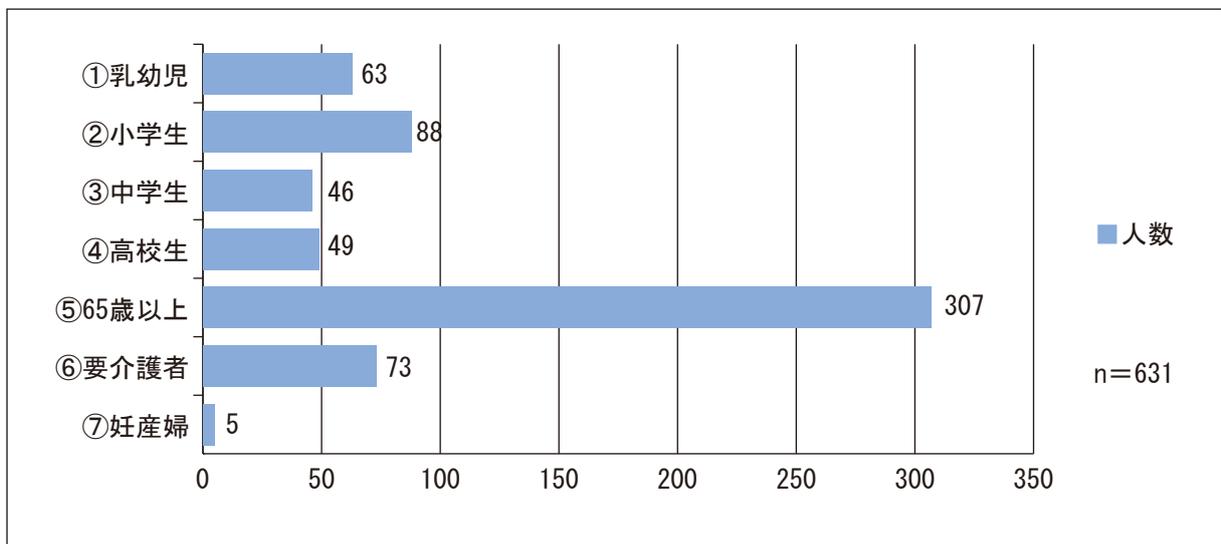
◆ あなた自身と、ご家族のことについてお聞きします。

(1) 世帯構成を教えてください。

●災害発生時、あなたを含めた同居家族は何人でしたか。

- ①回答世帯数 569世帯
- ②平均 2.99人/世帯 (1,702人/569世帯)
- ③回答合計 1,702人

●災害発生時、あなたを含めた同居家族の中に、以下のような方々はいらっしゃいましたか。あてはまるものに○をしてください。



● 4人に1人が「要配慮者」

子どもや高齢者、支援が必要な人、いわゆる「要配慮者」は448人であり、回答者全体(1,702人)の26%と、回答者の4分の1以上を占めている。

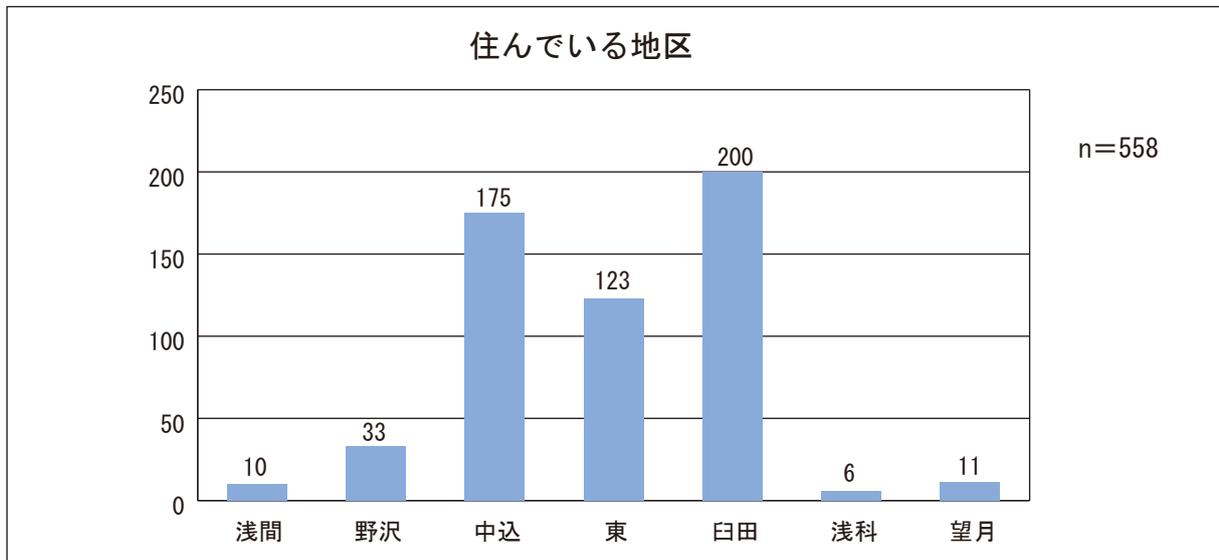
つまり、4人に1人は「要配慮者」である。

また、要配慮者に小・中・高校生を加えた631人のうち、65歳以上の高齢者が49%、乳幼児・小学生といった、自分で避難することが難しい子どもが24%、障がいがあるなどの理由で介護を要する人が12%いる。

このことから、自分だけで避難することができない「要配慮者」をどのように逃がすかが、今後の課題である。

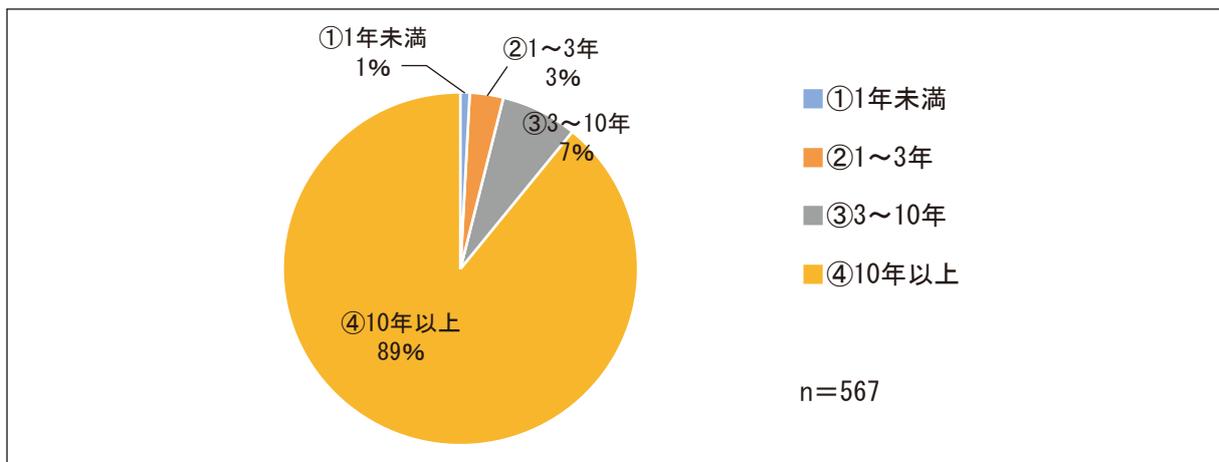
(2) お住まいの地域、居住年数についてお聞きします。

●お住まいの地区はどちらですか。



「その他」は行政区以外の回答があった世帯数

●佐久市での居住年数は何年ですか。



●**居住年数 10年以上の住民が約9割**

回答数が多かった地区は、臼田・中込・東といった、今回の台風災害で大きな被害を受けた地域であった。

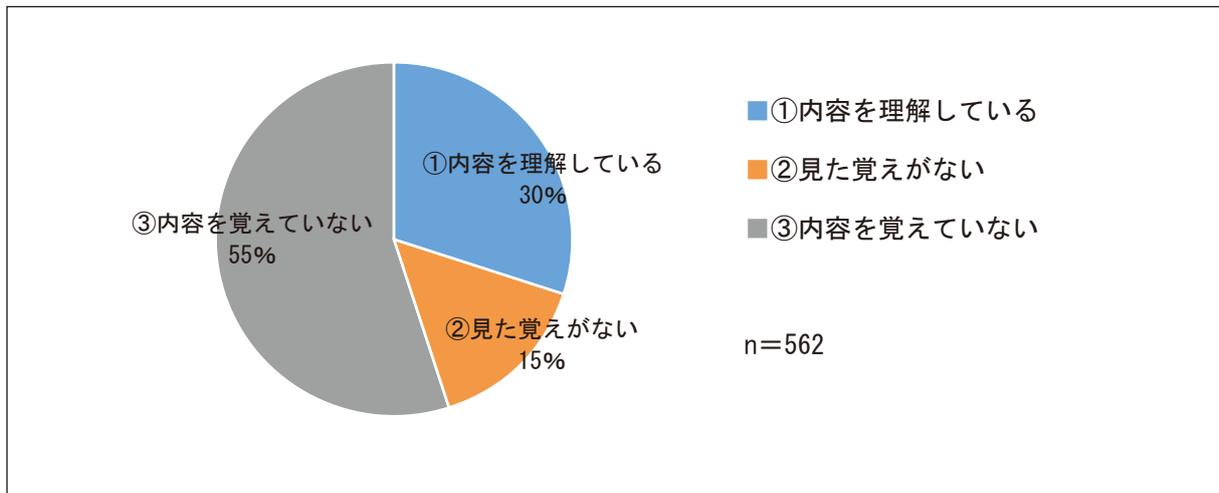
佐久市での居住年数は、10年以上佐久市に住んでいるとの回答が約9割であった。同一市内に10年以上居住していれば、近所や区、学校や仕事といった、地域のあらゆる面で繋がりができているはずである。

今回の台風災害を受け、今後の施策展開へ生かしていくためには、地域の繋がりが形成されていたのか、(されていたとして) その繋がりは避難の際に生かされたかを検証する必要がある。

いずれにせよ、避難の主体は個人であるが(自助)、個人のみでは逃げ切れない人が相当数いることを地域住民や行政が認識し、地域で助け合い、避難につなげるための取り組み(共助、近助)をより推進することが重要である。

◆ 普段からの備えについてお聞きします。

(1) 佐久市の防災マップを見たことがありますか。



● 佐久市防災マップの理解度不足

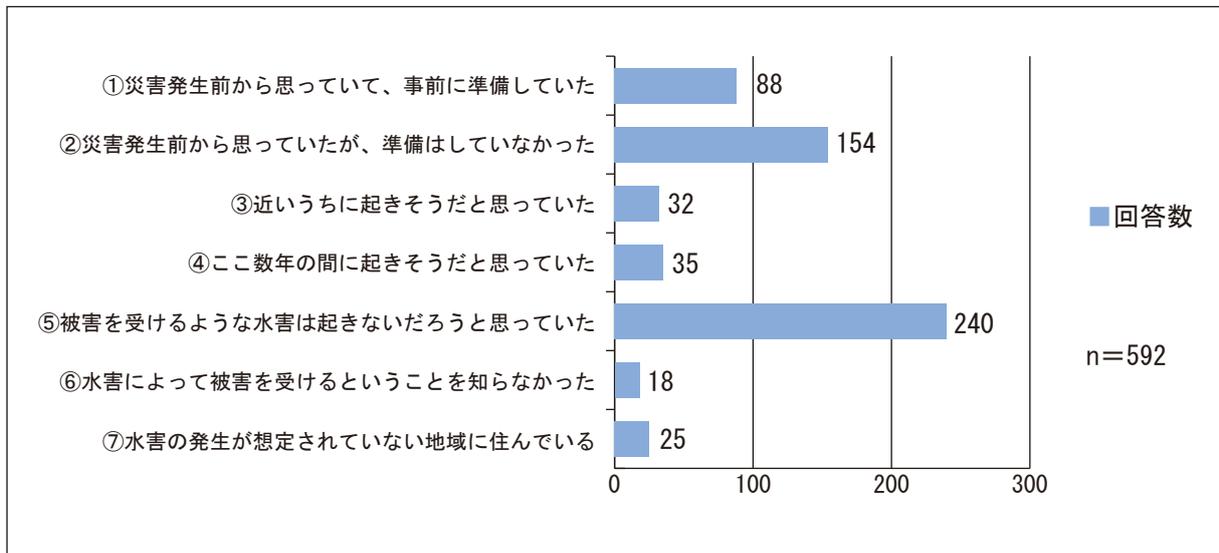
佐久市防災マップは「平成30年3月」に作成、全戸配布している。また、市ホームページでも公開しており、住民はもちろん、佐久市に拠点を持つ企業も、それを確認することができる。

しかしながら、「見た覚えがない」などの回答が7割に及び自然災害への関心度が低いことが分かる。これにより、災害が発生した際、どこへ、どのように逃げるのかの判断がつきにくくなり、避難が遅れる、といった結果につながるものと考えられる。

これほど多くの住民が防災マップの内容を理解していないのは、佐久市にこれまで大規模災害がなかったことが一因として挙げられる。しかし、「災害の少ないまち」は、災害が「起こらないまち」ではないことを、住民も行政も認識し直す必要がある。

その中で、令和2年度は、台風災害の直後で住民の防災意識も高いことから、このタイミング絶好の機会と捉え、再度防災マップを発行し、全戸配布にとどまらず、粘り強く周知に努め、自分の周りで想定されている災害に対する理解を深めてもらう必要がある。

(2) お住まいの地域が洪水などの水害によって避難が必要になると災害発生前から思っていましたか。



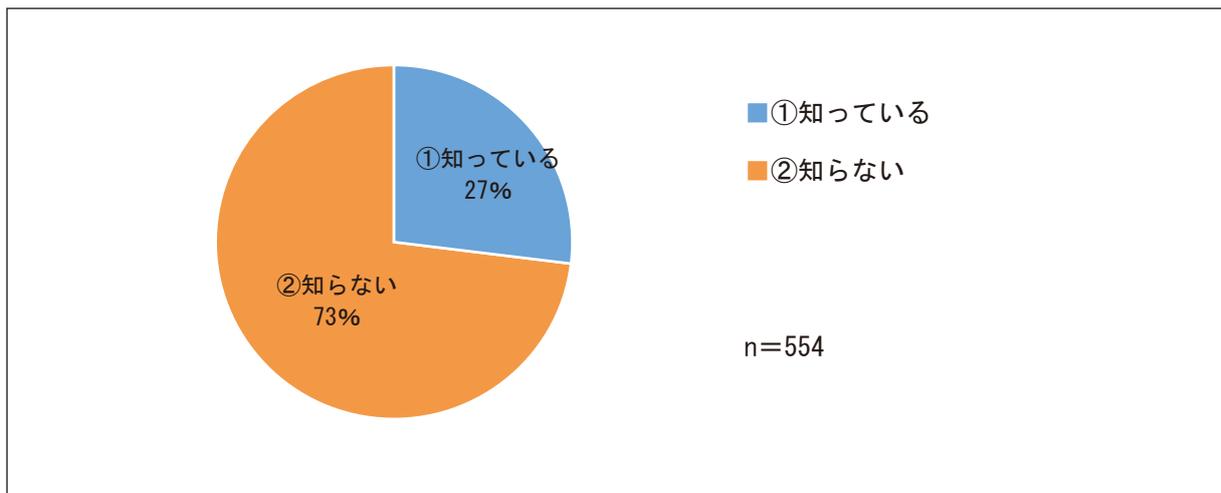
● 「災害が少ないまち」が「災害が起らないまち」と過信

回答の41%は「今回のような災害は起きない」と考えていたとの結果が出た。「佐久市は災害の少ないまち」を「災害が全く起らないまち」と考えていた住民が4割いた、という結果である。

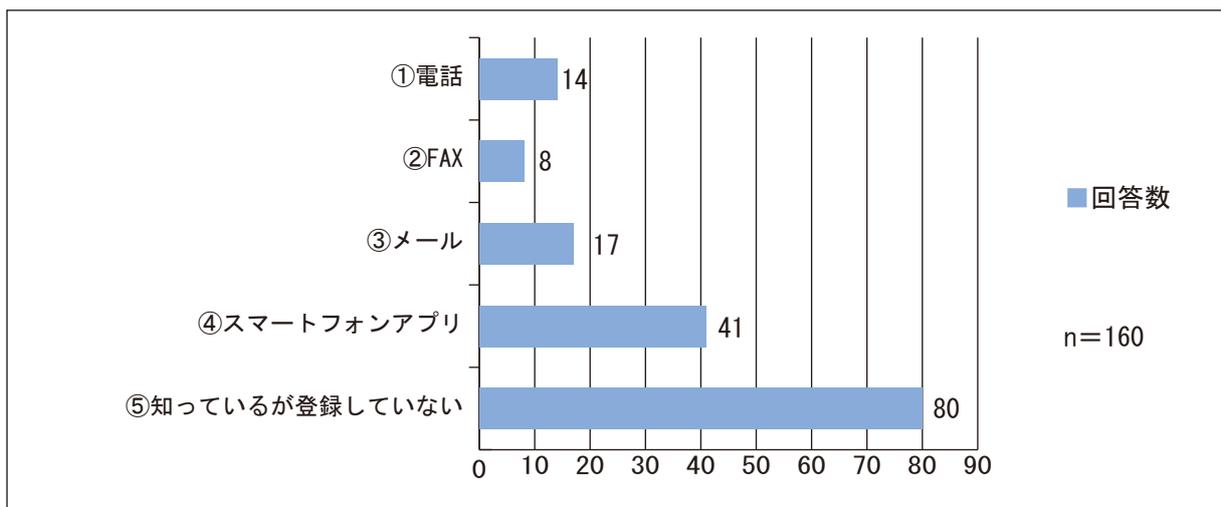
一方で、避難が必要になると予め考えていた住民も41%いた。ただし、その半数以上は準備をしていなかった。

佐久市が「災害のないまち」と考える住民は殆どいないと推測するなかで、いかに、事前に（日頃から）避難の準備をしてもらうか、が課題である。

(3) 佐久市情報配信サービス「さくネット」を知っていますか。



(4) 上記(3)で「知っている」とお答えした方にお聞きします。さくネットに登録していますか。



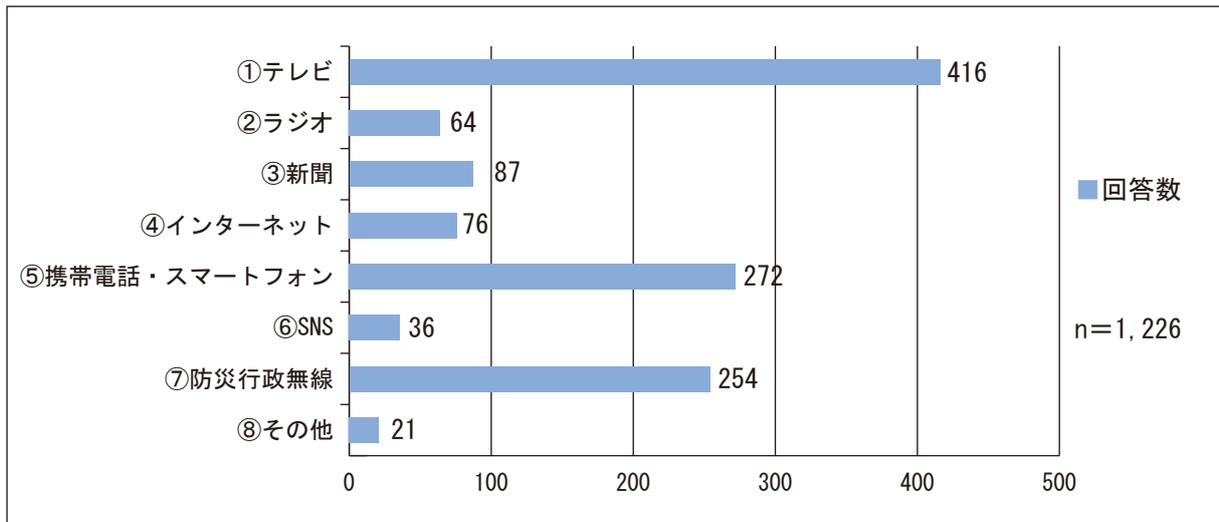
● **防災無線の補完率を高める**

さくネットを知らないとの回答が7割を超えている上、知っている人の半数は、知っていても登録をしていない現状である。

一方で、登録している媒体に目を向けると、半数がスマートフォンアプリとなっており、スマートフォン向けの情報発信は有効であると考えられる。

さくネットは、屋内や降雨時に有効な情報配信サービスであることから、その優位性を示し、住民の積極的な加入を促進することが必要である。

(5) 防災情報は、どのような方法で収集していますか。



「⑧その他」の主な意見

- ・ 消防団からの情報
- ・ 地域の有線放送
- ・ 区長、民生児童委員など地域の役員からの情報 など

● 佐久ケーブルテレビの加入率を上げることが有効となる

回答者の34%はテレビからの情報を得ており、次いで携帯電話・スマートフォンが22%、防災行政無線が21%となっている。

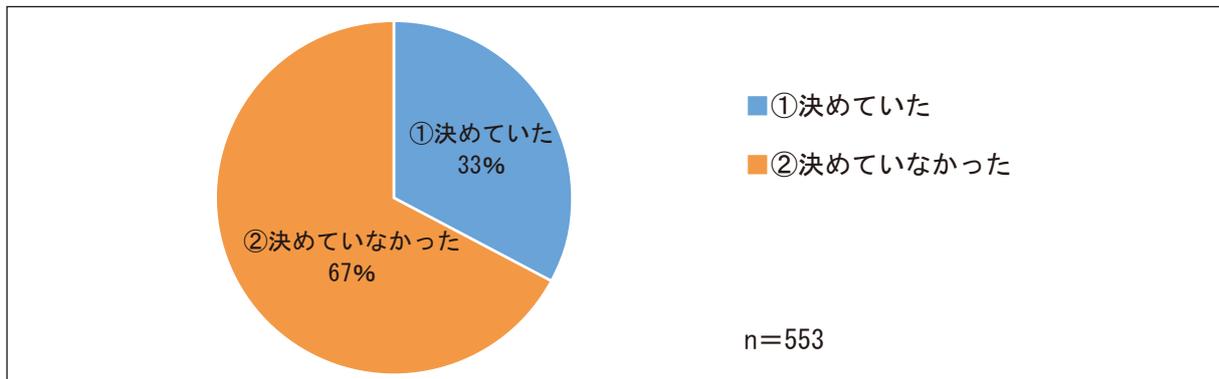
テレビは、テロップを活用することで正確かつ速やかな情報発信が可能であるが、特に民放各社のニュースの場合、システムのネットワークは構築され、活用しているが、佐久市や長野県の情報がなかなか発信されないこともある。

このため、佐久ケーブルテレビなど地元のテレビ局が地域の情報を発信するなど、住民が欲しい情報を届けるための有効な手段となり得る。

携帯電話やスマートフォンに対する情報発信は、上記の結果のほか、94.8%という携帯電話・スマートフォンの普及率（総務省「通信利用動向調査（2017年）」）を考えると、十分有効であるといえる。

今後は、防災行政無線の音声を携帯電話・スマートフォンへ直接発信できる方法も検討し、より確実で有効な情報の伝達方法を探っていく。

(6) 災害時、家族等（遠方の方含む）と連絡を取る方法を決めていますか。



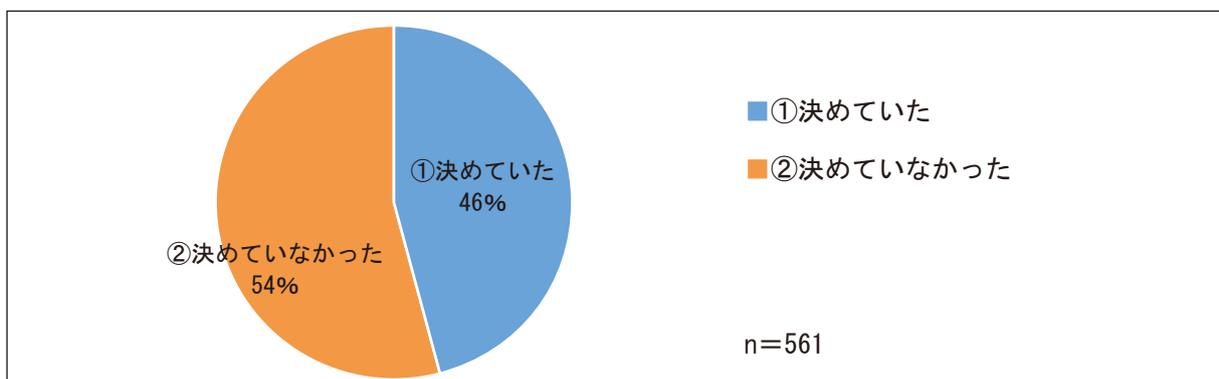
●**家族の安否確認が「混乱や移動によるリスク」を防ぐ鍵になる**

約7割の回答者が、家族と連絡を取る方法を決めていないことが分かった。災害時は、通信障害や停電、回線の混雑やサーバーに不具合が生じるなどの理由で、音声通話やメールの送受信に障害が発生する。

こうしたときに、事前に連絡を取る方法を決めていないことで、パニックとなり、お互いに探し合うなどの行動をとることで、危険箇所等へ侵入するなど、冷静な判断力効かない恐れがある。

こうした障害の影響を極力回避する方法として、災害伝言ダイヤル171や、遠くの親せきに中継してもらい、家族間で安否確認を行う、といった方法等を習得する機会として、出前講座等で周知する。

(7) 災害時、どこに避難するかを事前に決めていましたか。



●**避難が必要となる災害は「起こることはない」という意識の表れ**

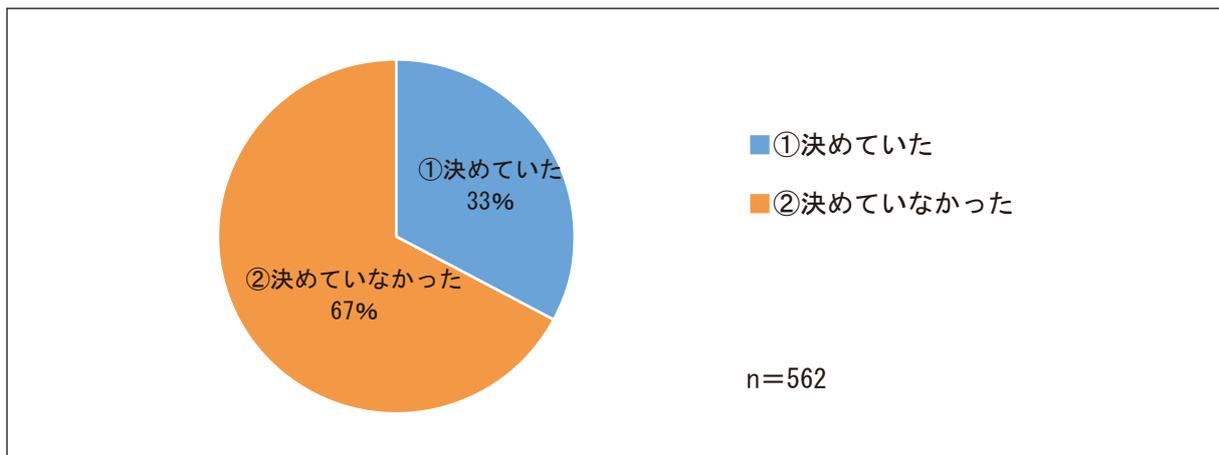
約半数が、どこへ避難するかを事前に決めていなかった。

避難先を予め決めていなかったということは、市の避難所が指定開設されてから、そこへ向かう為の準備をし、避難行動へと移るため、周囲の状況が分からない中での避難となり、避難する際も危険にさらされることとなる。

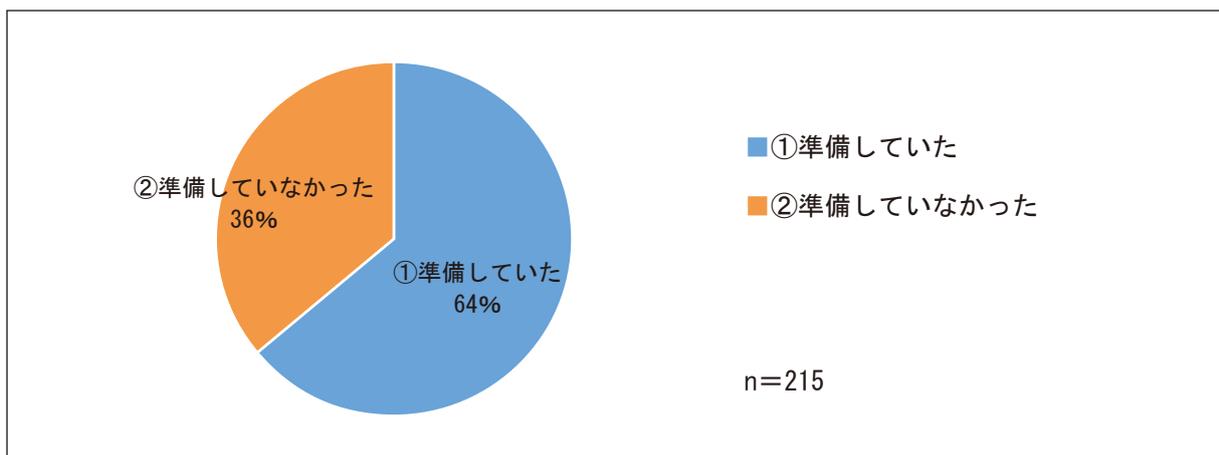
また、災害が起これば行政がしっかりした避難所を開設するから大丈夫だろう、という行政任せとも受け取れる。

今後は、災害対応の基本は「自助」であること、その一つに、「自主避難」があること。「公助」には限界があることも住民に理解してもらう必要がある。

(8) 災害時、何を持って避難するかを事前に決めていましたか。



(9) 上記(8)で「決めていた」とお答えした方にお聞きします。持って行くものは事前に準備してありましたか。

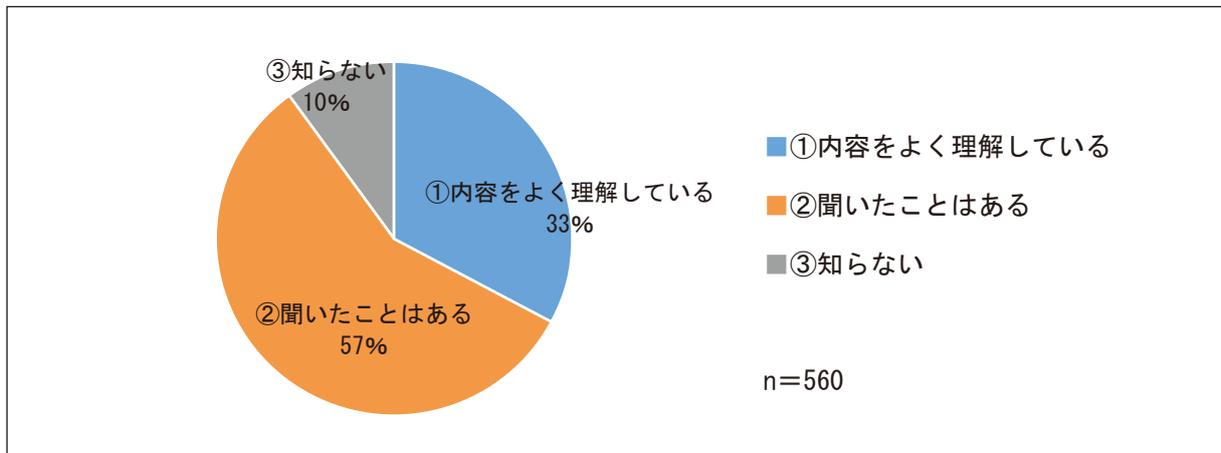


● **避難所等の早めの開設時間を設定**

何を持って避難するかを「決めていた」が全体の3分の1だが、その約4割は決めていたにも関わらず持出品の準備をしていなかった。

その分、避難が必要だと知ってから、持出品を準備しており、避難行動に移るまでに時間を費やすことが分かる。

(10) 平成31年度から始まった「5段階の警戒レベル」を知っていますか。



●従来の「避難勧告・指示」に捉われ、警戒レベル周知が必要

「5段階の警戒レベル」は、国が改定し、令和元年5月29日より運用開始された。佐久市では、広報さくライフの特集や生活便利帳、防災タウンページへの掲載に加え、シールを作成して全戸配布するなど、周知方法を工夫した結果、9割が「内容を理解している」、「聞いたことはある」の回答結果だった。

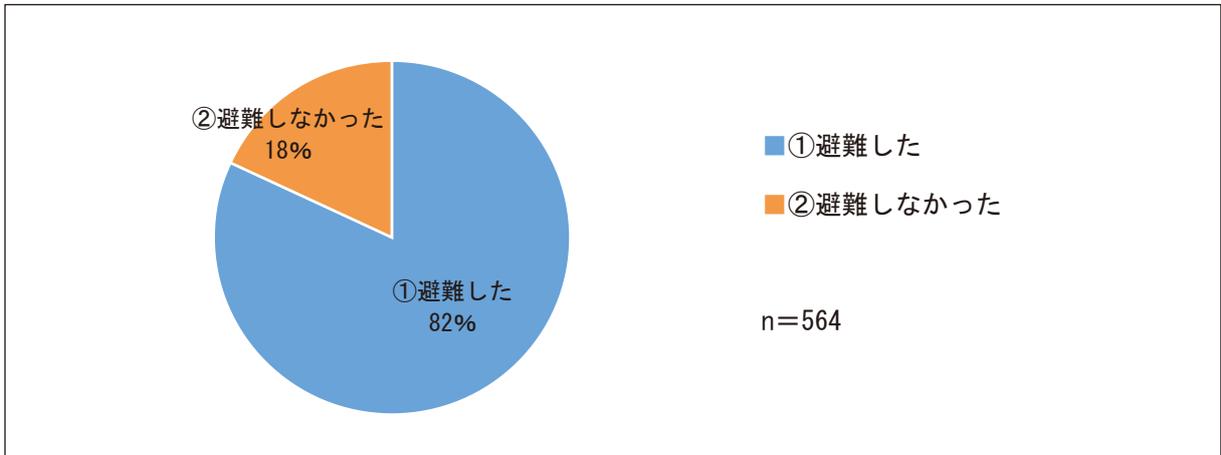
しかしながら、約7割は、「警戒レベル」と聞いても「どうしていいかわからない」、ともいえる。

このため、警戒レベルについて、さらなる周知が必要となる。

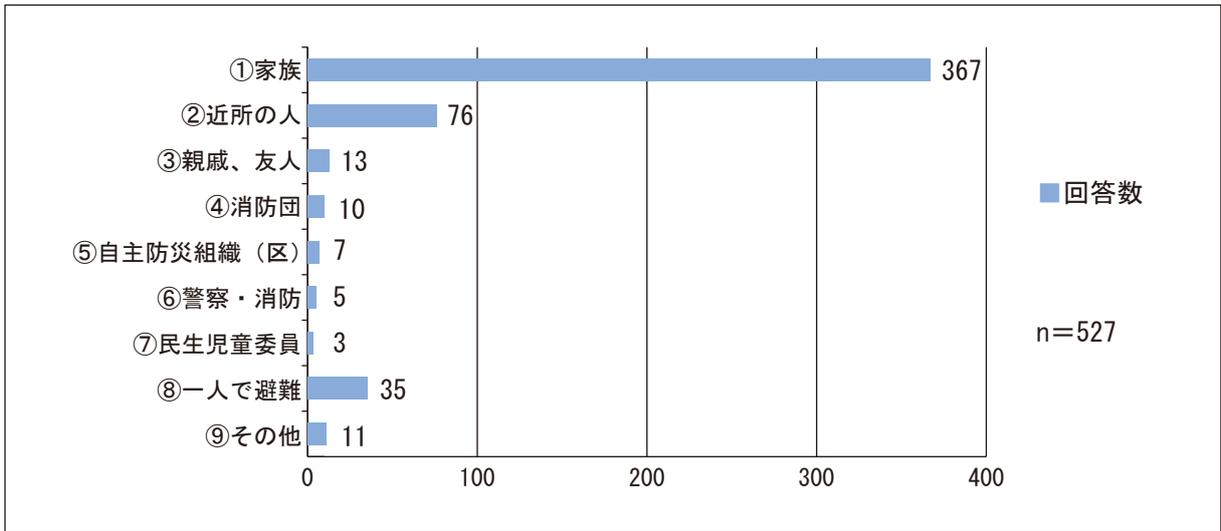
※現在、国では、今回の台風災害を受け、警戒レベル制度の見直しを検討している。

◆ 今回の台風での、避難時のことについてお聞きします。

(1) あなたは避難しましたか。



(2) あなたは誰と一緒に避難しましたか。



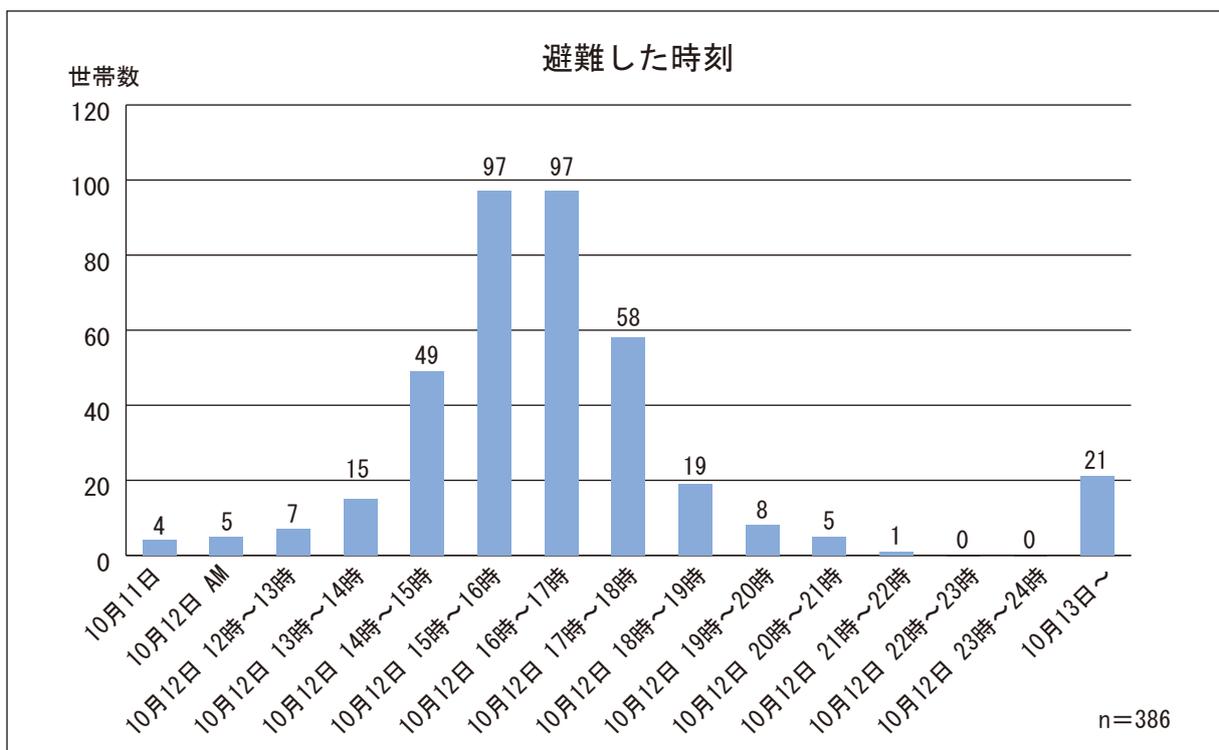
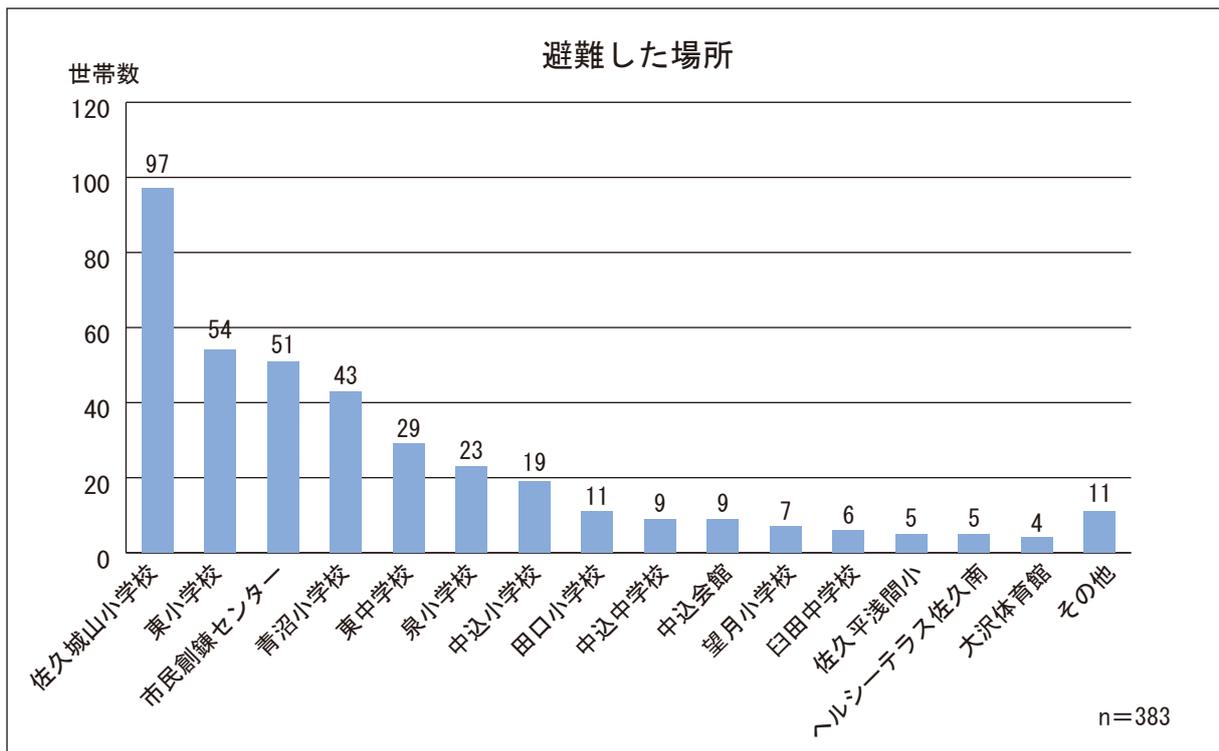
「⑨その他」の主な意見

- ・ ペット
- ・ 息子の家族などの親族
- ・ ヘルパーなど介護者 等

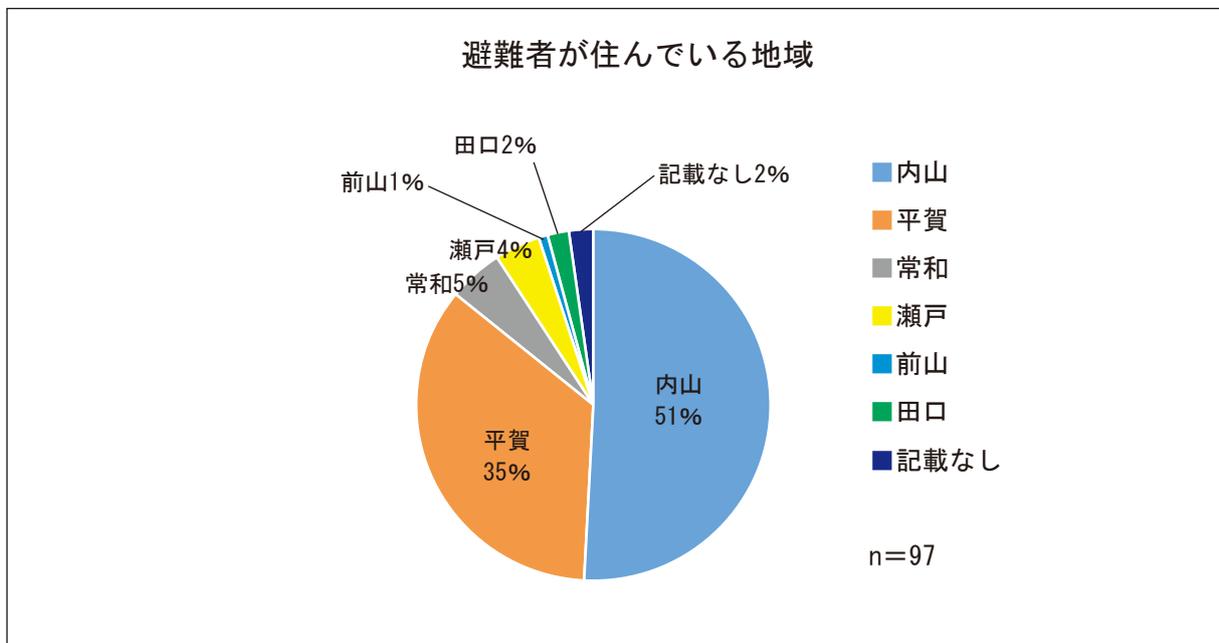
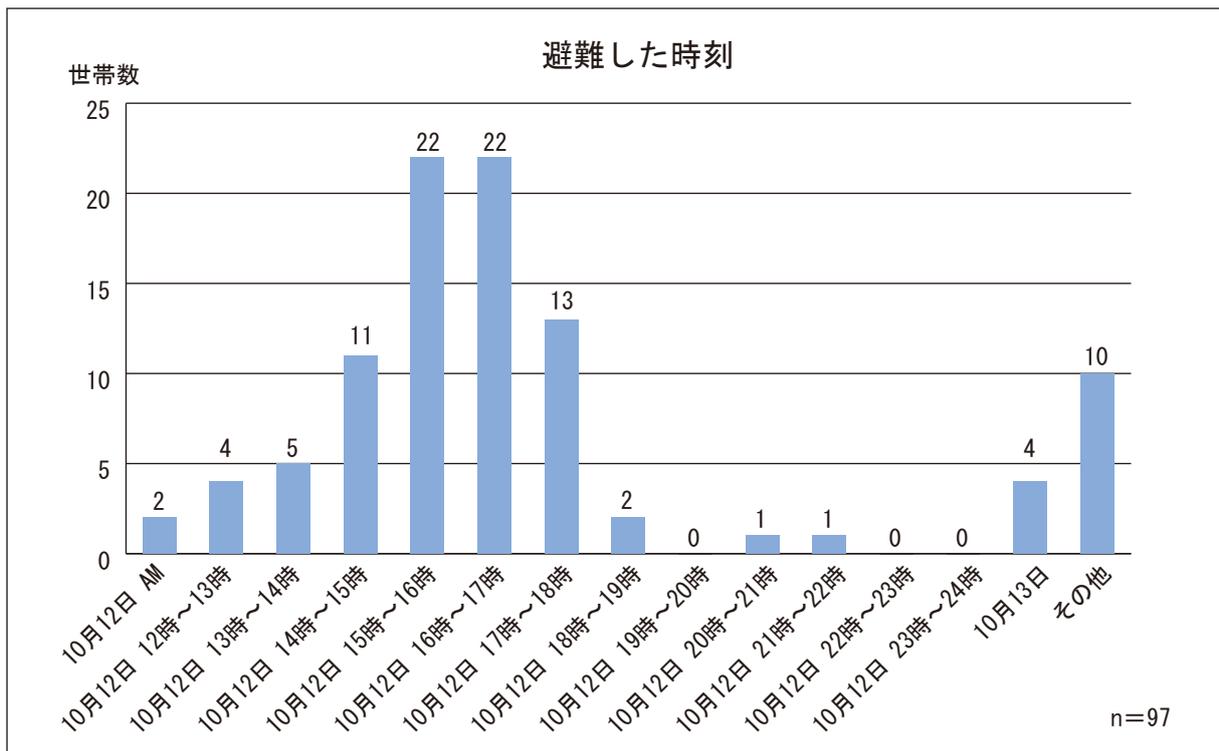
● 約1割の「一人で避難した人」のリスクを地域でカバーする体制づくり

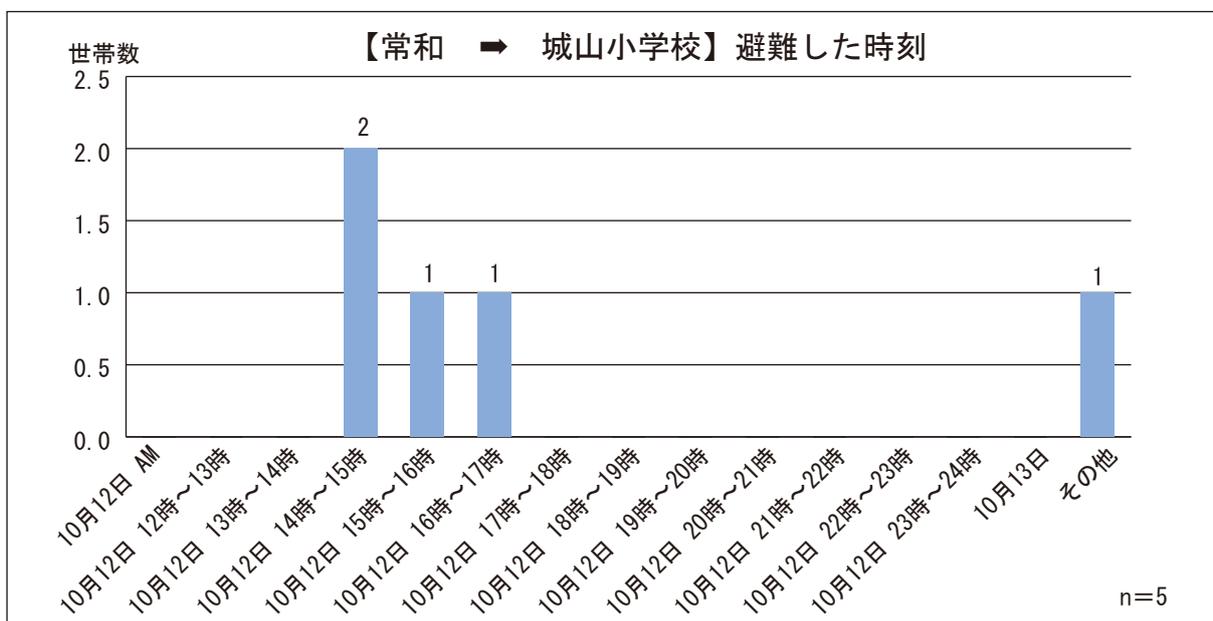
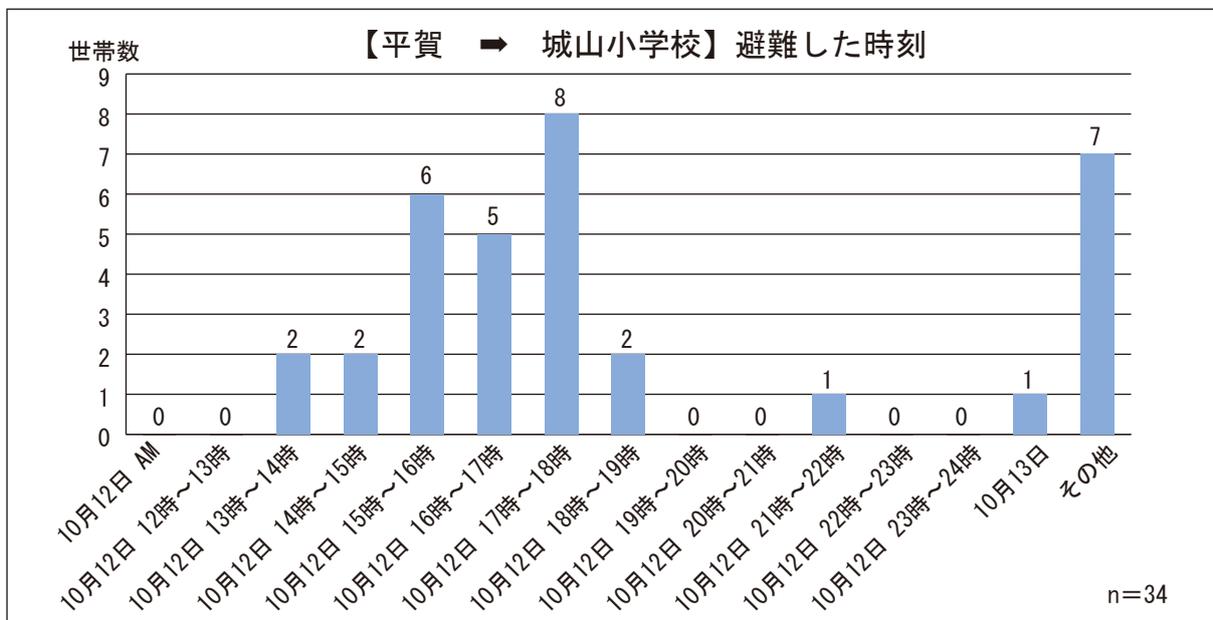
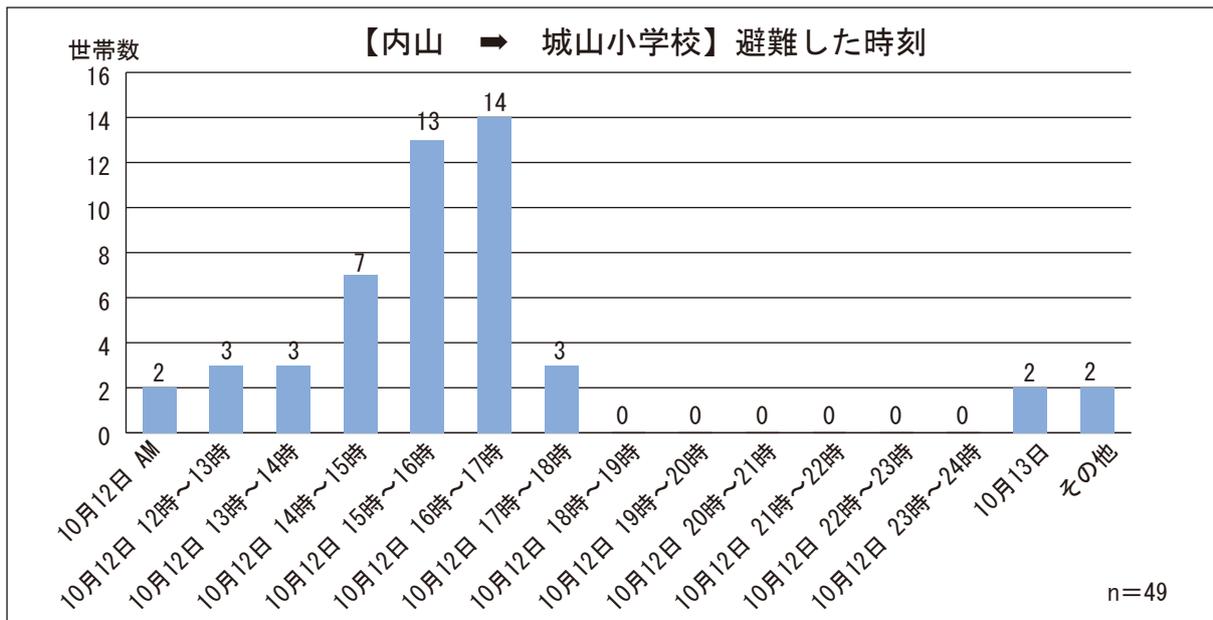
8割を超える回答者が、家族又は近所の人と避難している。そのほかにも、消防団や区の役員、自主防災組織など地域住民と一緒に避難したとしており、回答の多くは複数人で避難したと回答している。その一方で、1割弱は一人で避難している。避難の際は、避難経路にどのような危険リスクがあるか分からないため、複数人で避難する体制の構築が求められる。

(3) あなたが避難した場所、およその時刻を教えてください。

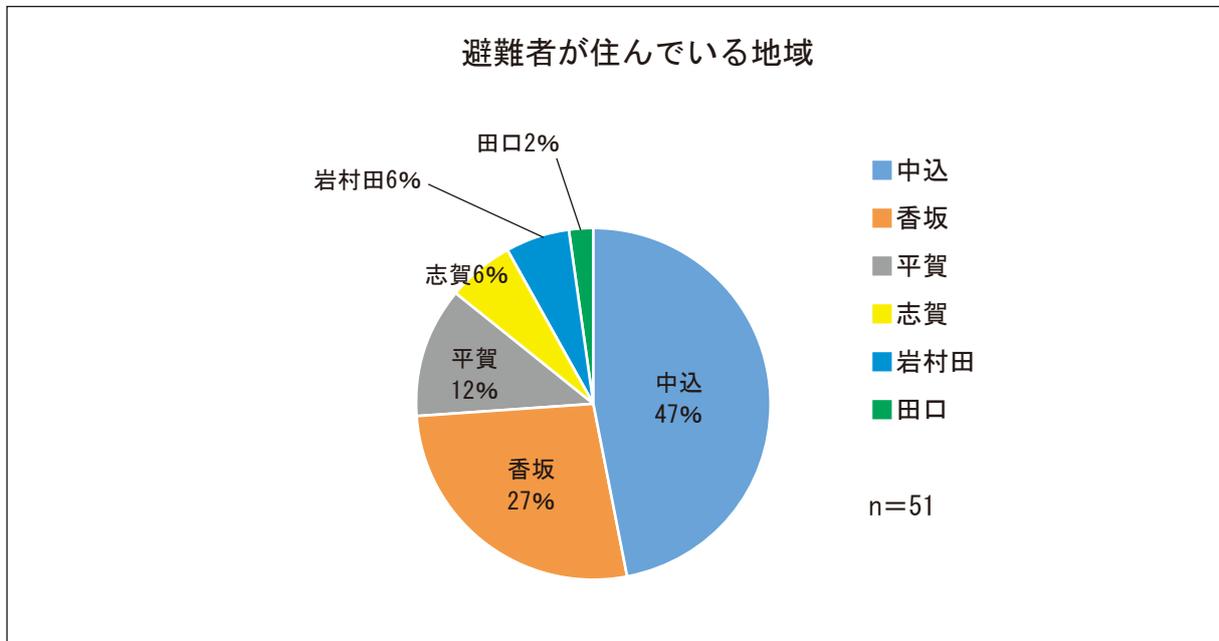
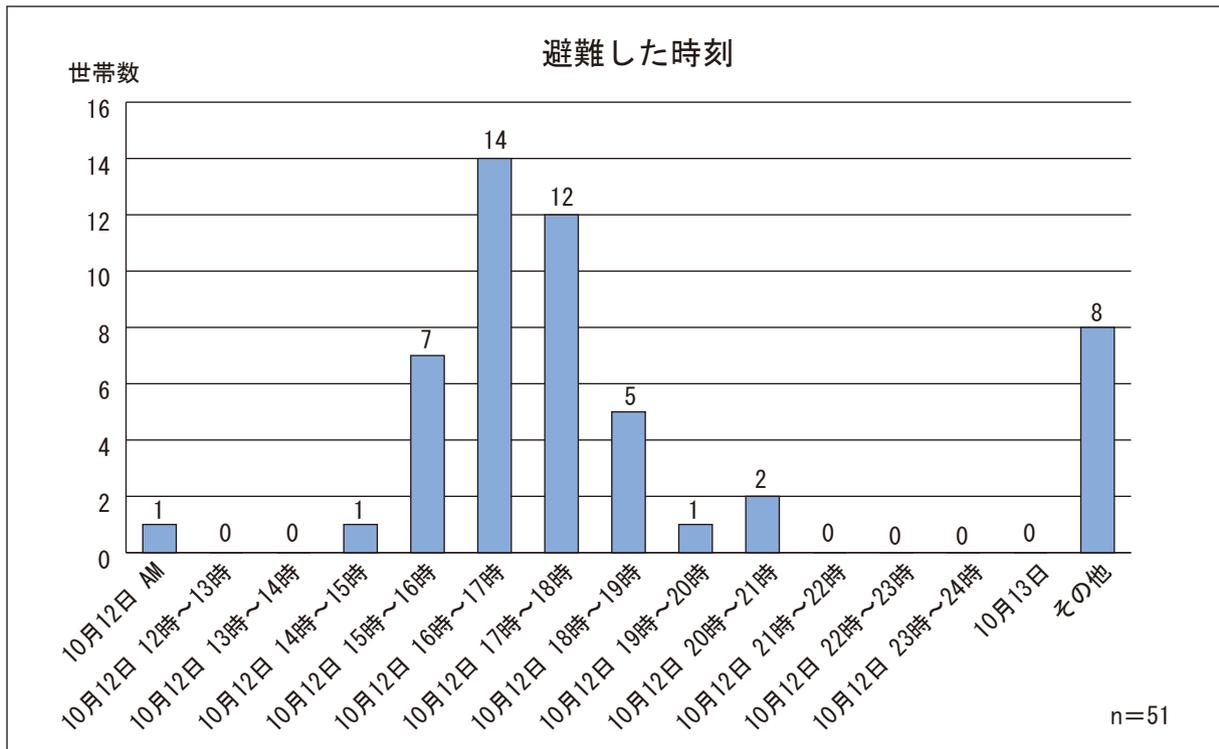


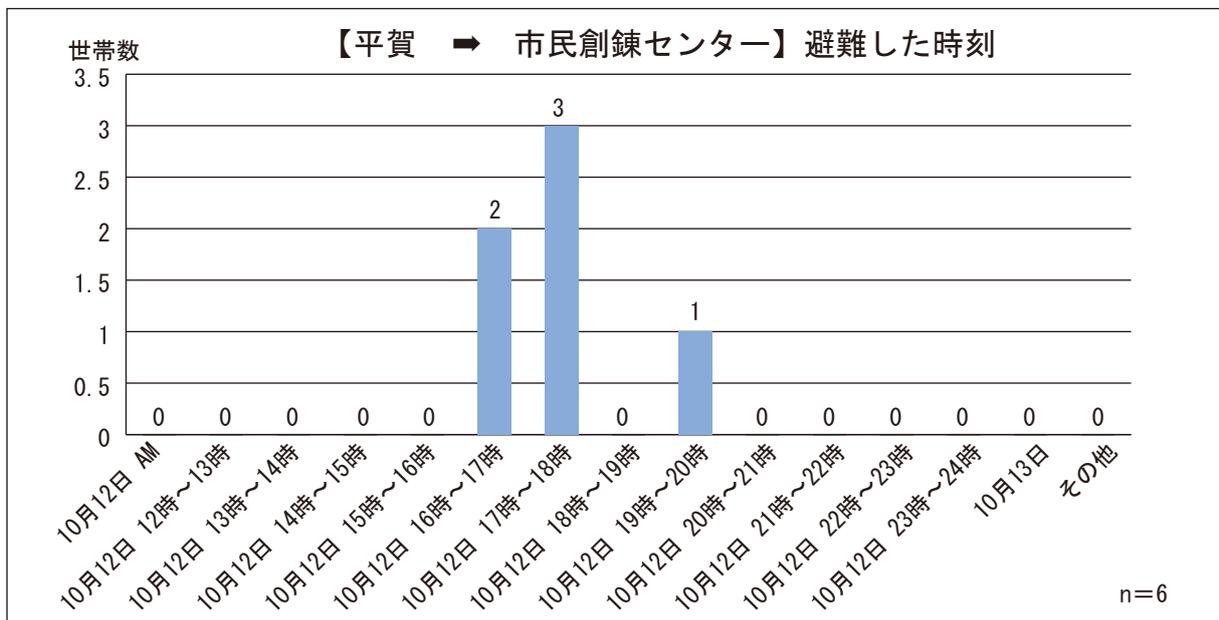
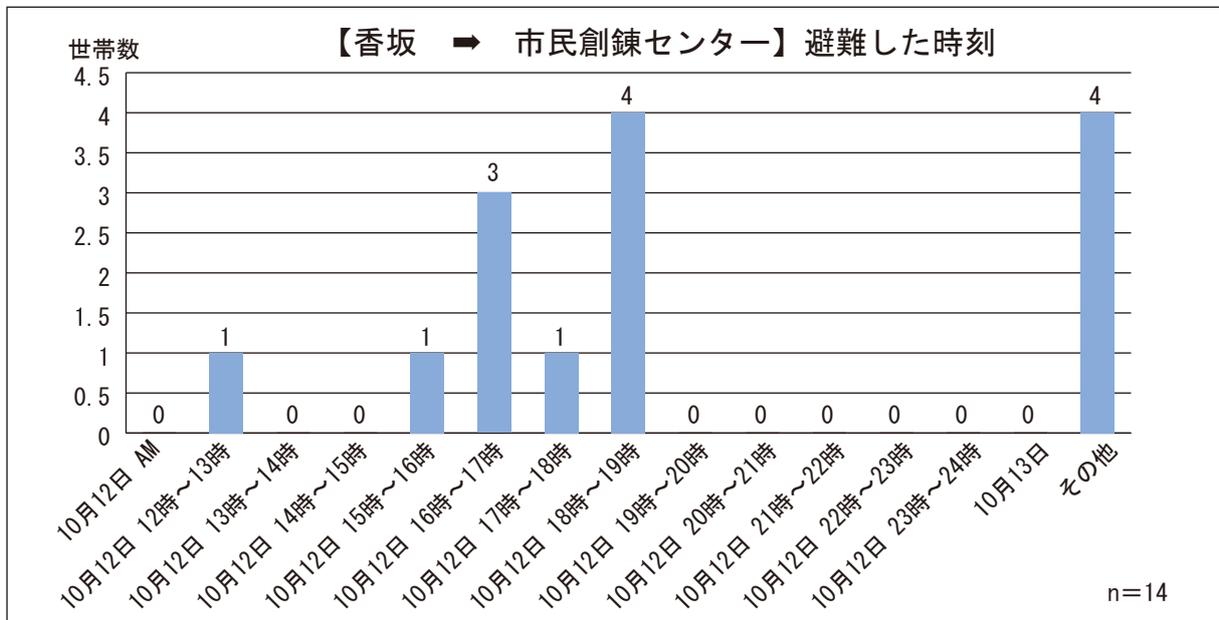
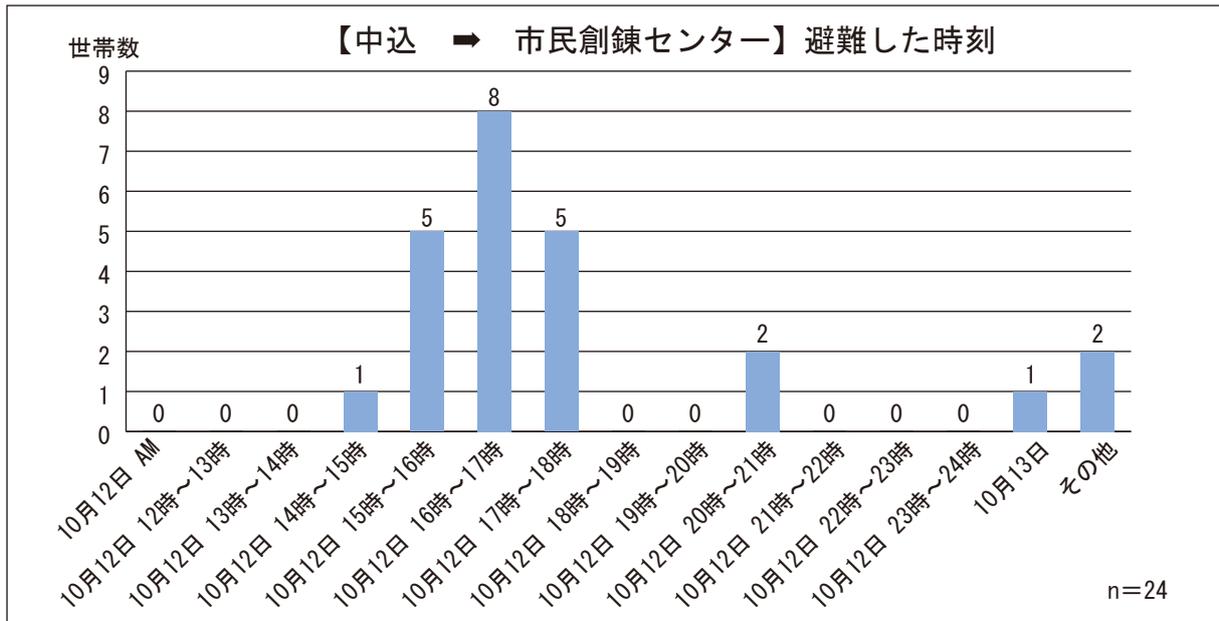
【佐久城山小学校】



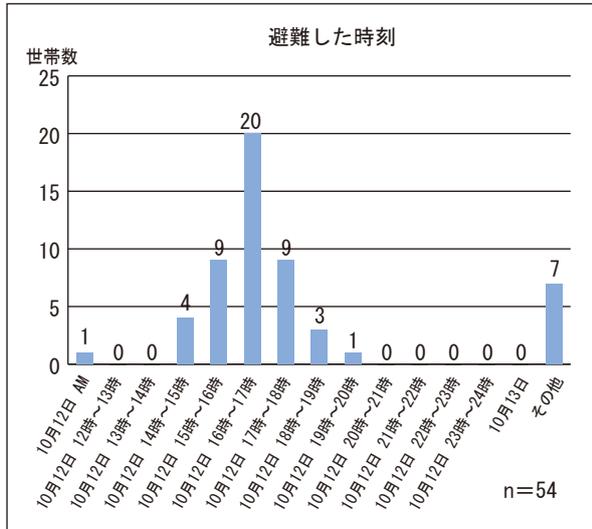


【市民創錬センター】

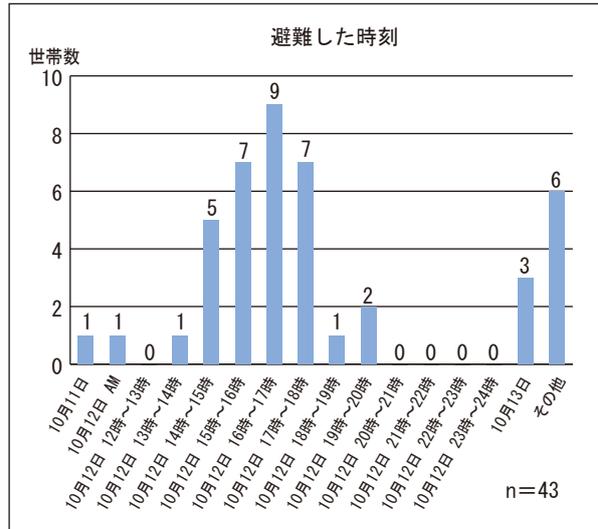




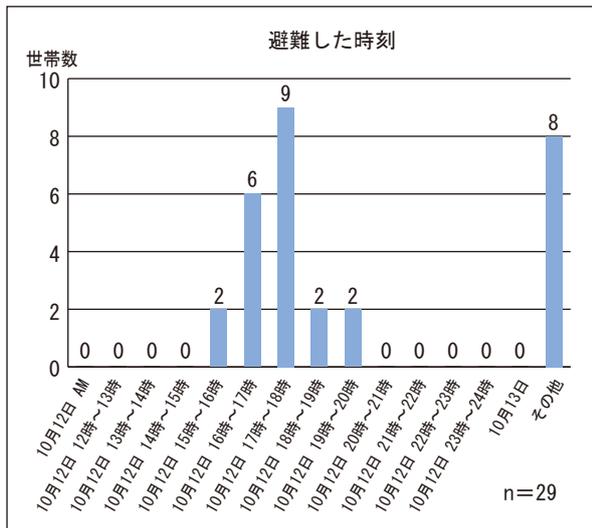
【東小学校】



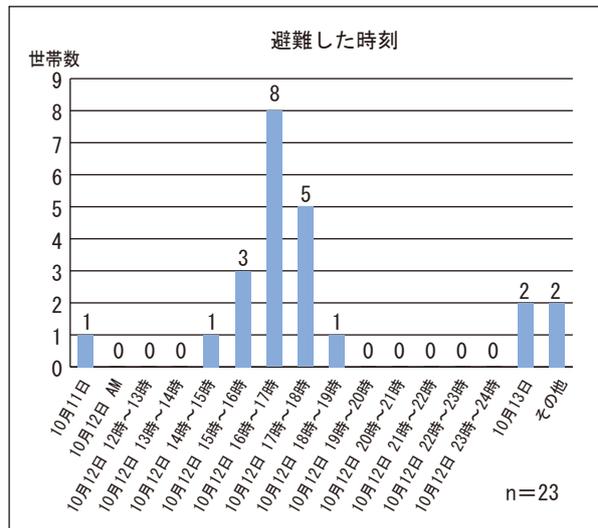
【青沼小学校】



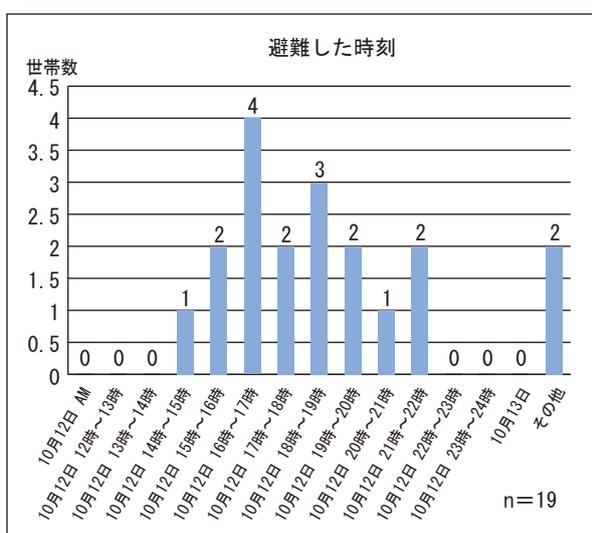
【東中学校】



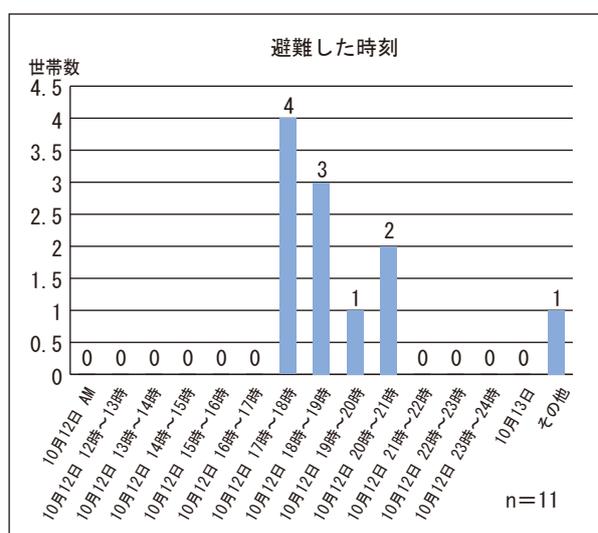
【泉小学校】



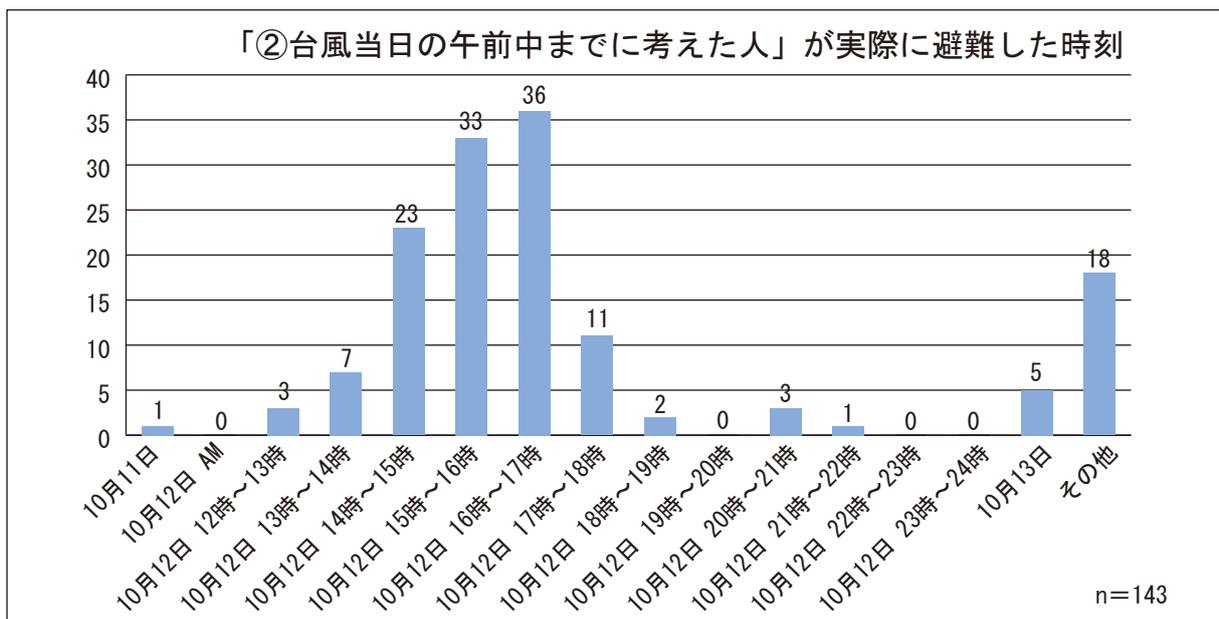
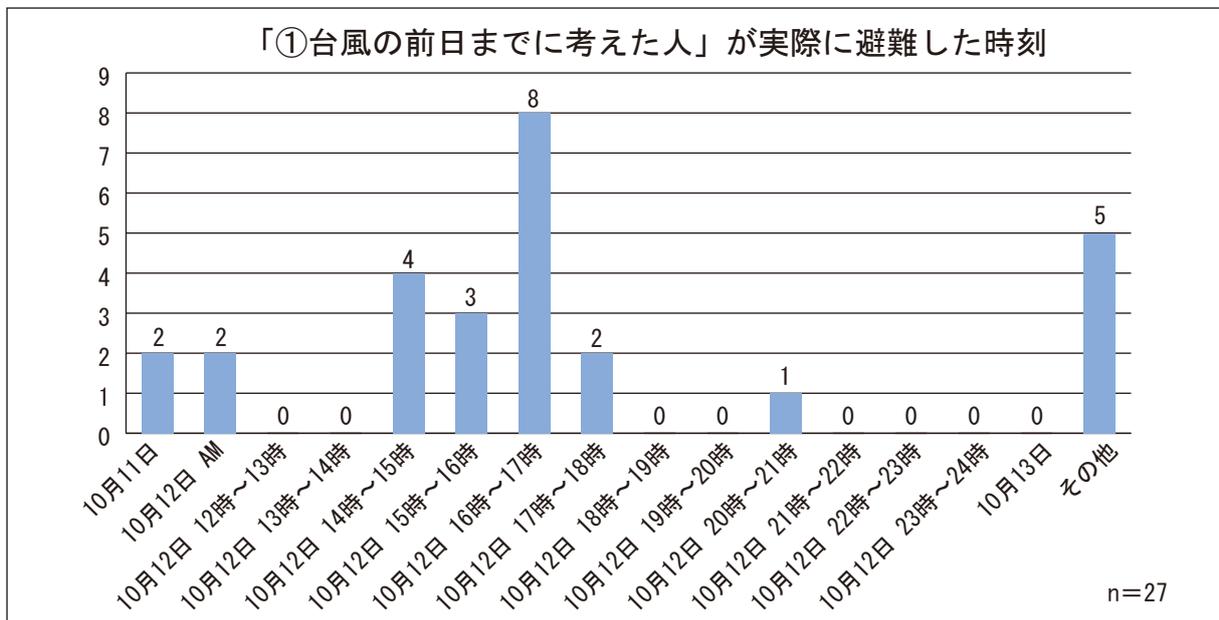
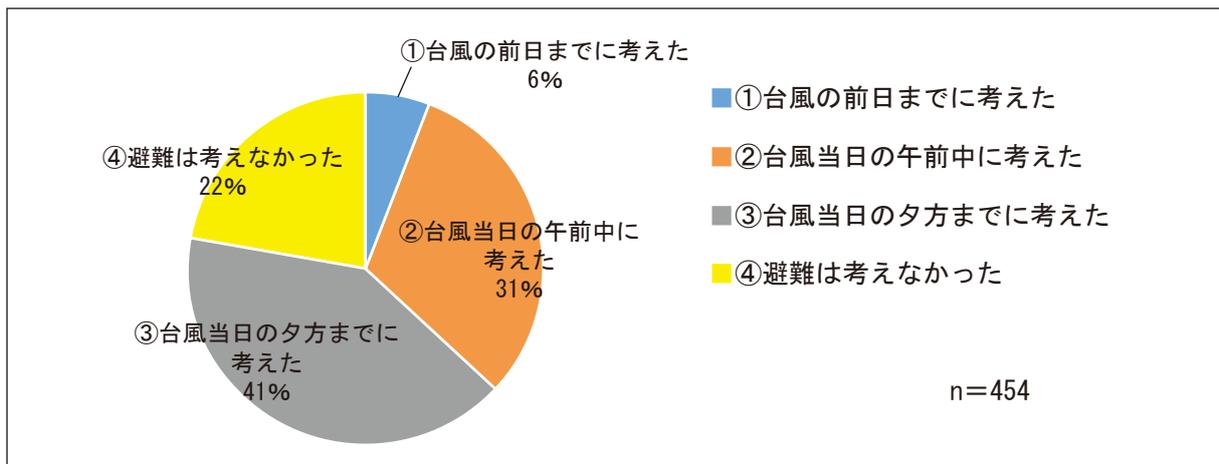
【中込小学校】

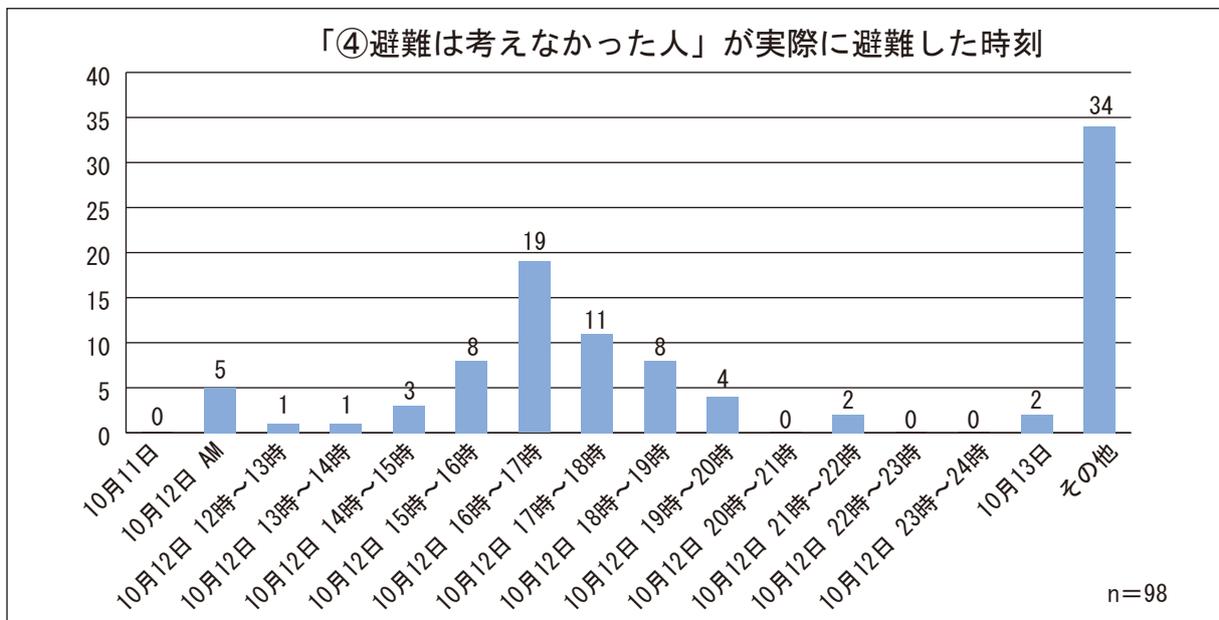
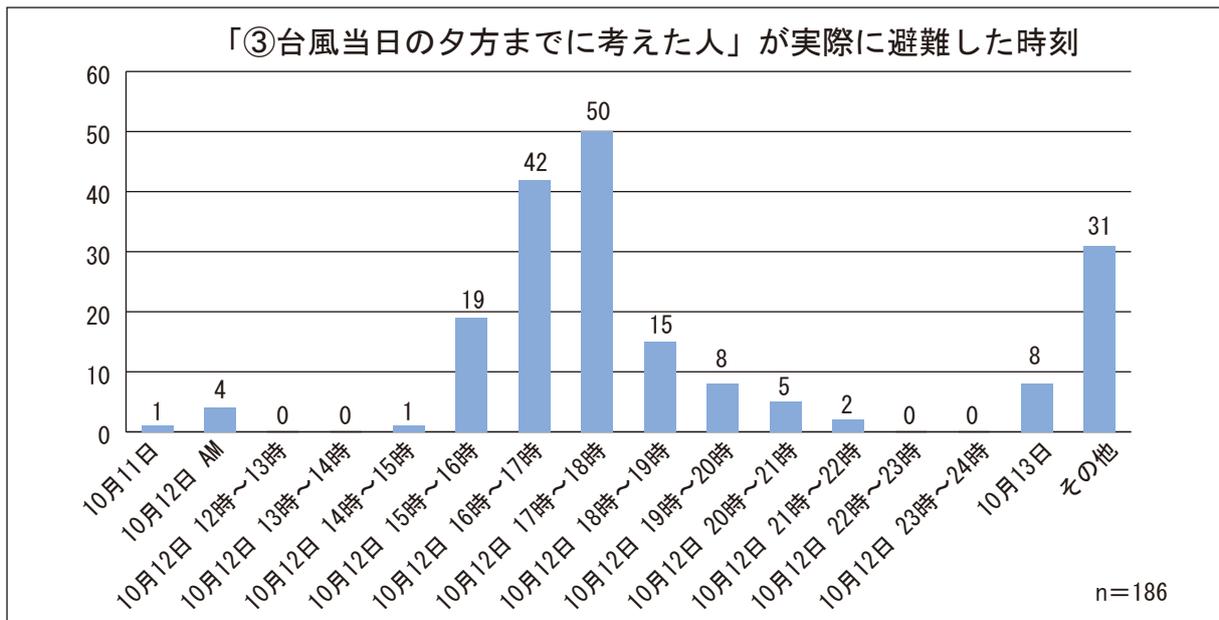


【田口小学校】



(4) 避難することをいつから考えましたか。



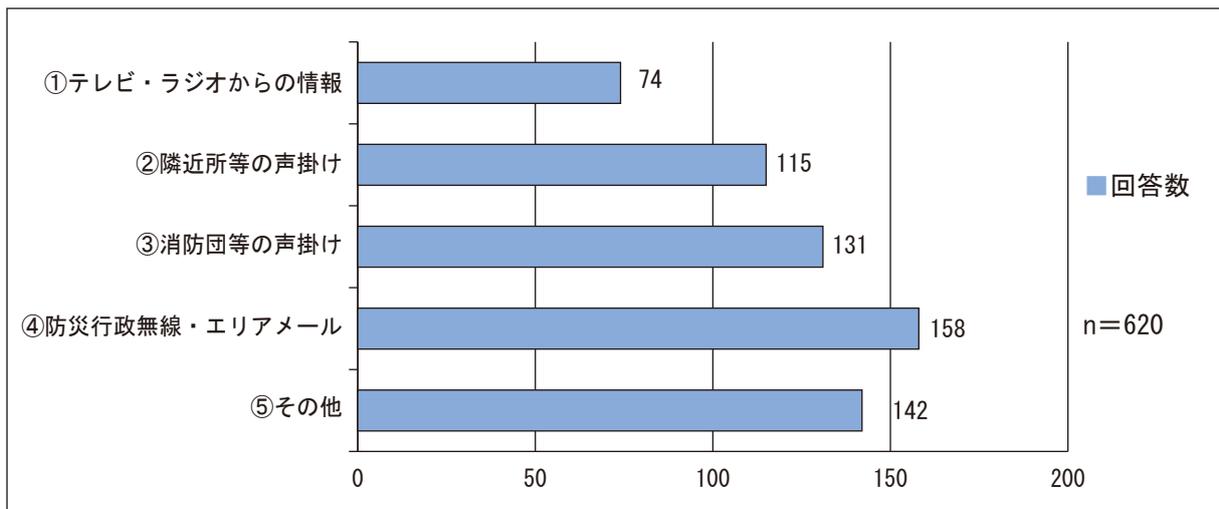


●降り始めからの雨量200ミリを目途に職員体制を確立

避難したとする人の51%が10月12日15時~17時の間に避難したとしている。これは、市が「警戒レベル4 避難勧告」を発令し、「小中学校を避難所として開設した」タイミングであり、気象庁が「大雨特別警報」を発表した時間帯である。また、19時以降に避難行動をとった人は少数であることから、夜の避難は危険と判断した人が多かった結果とも考えられるので、「垂直避難」をさらに促進する。

ただし、今回の台風災害では、日本接近の一週間前から報道機関より天気予報などで報じられているほか、防災行政無線でも接近の数日前から注意喚起していることから、接近の前日（11日）や当日（12日）の午前中といった、早い段階での「自主避難」への理解を進める。

(5) 避難を始めたきっかけは何ですか。



「⑤その他」の主な意見

- ・ 区長や区の役員からの声掛け
- ・ 家族、親戚などからの声掛け
- ・ 水位や川の様子を自分で確認して 等

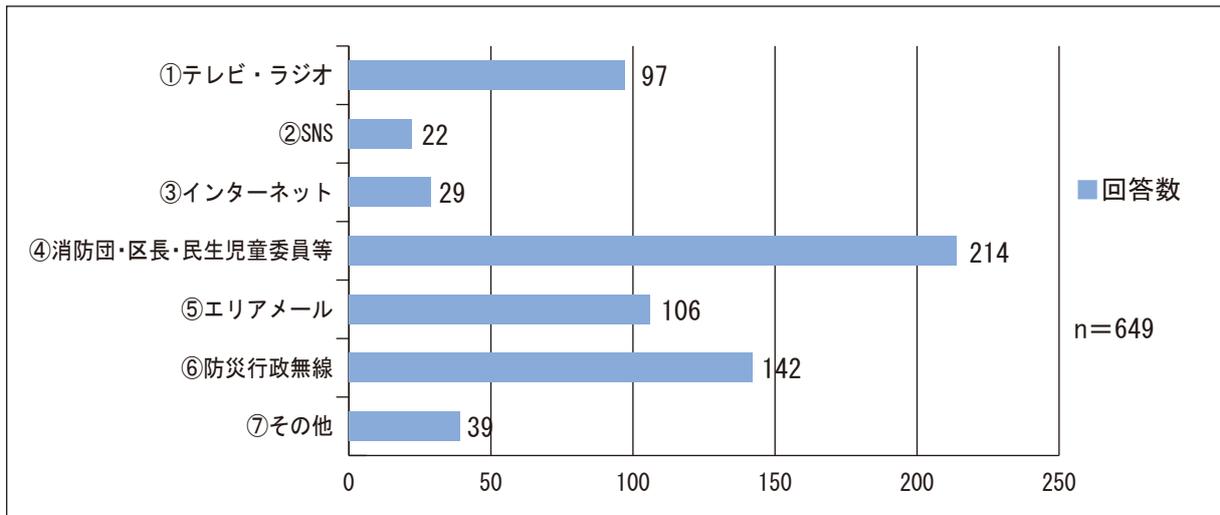
●避難行動を起こすきっかけは「声掛け」が有効

防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）による情報がきっかけとなり、避難した回答が25%と最も多かった。

一方で、消防団等の声掛けや隣近所等の声掛けを合わせると40%となり、「人からの声掛け」が、避難のきっかけとして最も多いものであった。

ただし、中には声をかけられても避難しない人もいたことから、声のかけ方や伝え方を工夫するなどすることで、より多くの人を避難させられると考える。

(6) 避難情報は、どのような方法で知りましたか。



「⑦その他」の主な意見

- ・ 家族、親族からの声掛け、遠くに住む家族からの連絡
- ・ 地域の方からの声掛け
- ・ 市役所に電話して確認した 等

●情報を知った人が、隣近所に声掛けし逃がすための仕組みづくりが必要

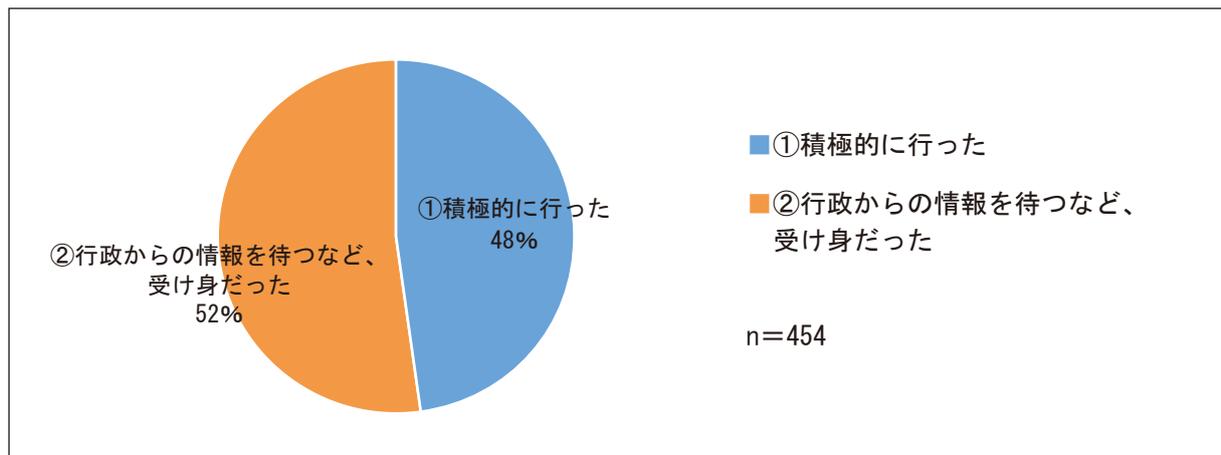
回答の3割超が、ひと伝えに避難情報を知ったという結果となった。

先の(5)と合わせて考えても、人の声掛けがいかに避難させることが有効かが分かる。

また、防災行政無線(22%)や緊急速報メール(エリアメール)(16%)など、行政からの情報も避難に生かされている。特に、防災行政無線は「災害時間こえない、聞き取りにくい」という声も寄せられるが、逆を返せば、「聞こえている」とも言える結果である。

また、実際には、その情報を避難のきっかけとしている人も多くいることが分かる結果である。

(7) あなたは、自分から積極的に情報収集しましたか。

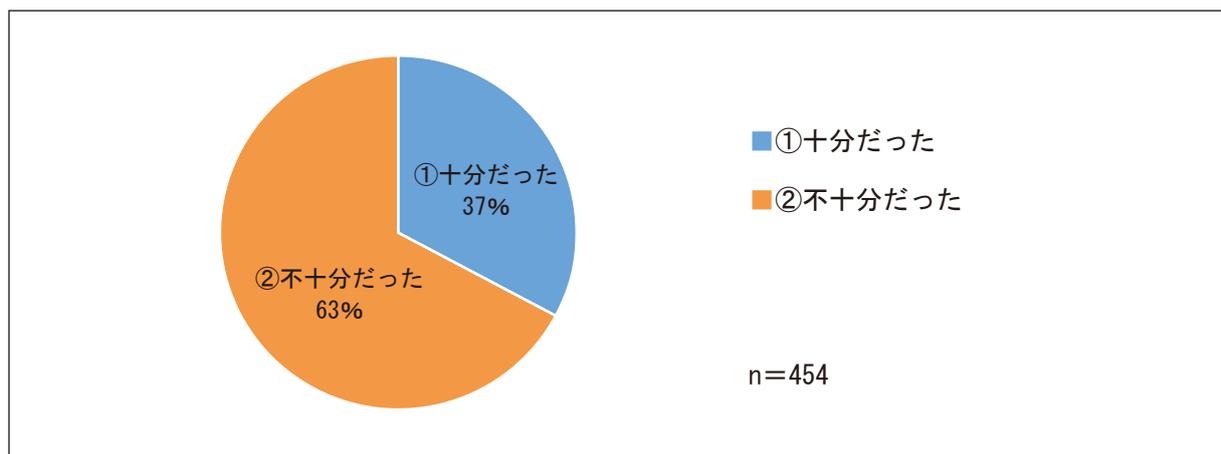


●自身や家族の身を守るために最低限の出来ること

情報の収集を積極的にいった人と、行政からの情報を待つだけだった人の割合がほぼ半々だった。

情報収集が受け身であった人たちは、避難先での物資の供給なども行政任せである可能性があることから、積極的な情報収集の重要性を伝えていく必要がある。

(8) あなたは、自身の情報収集は十分だったと思いますか。

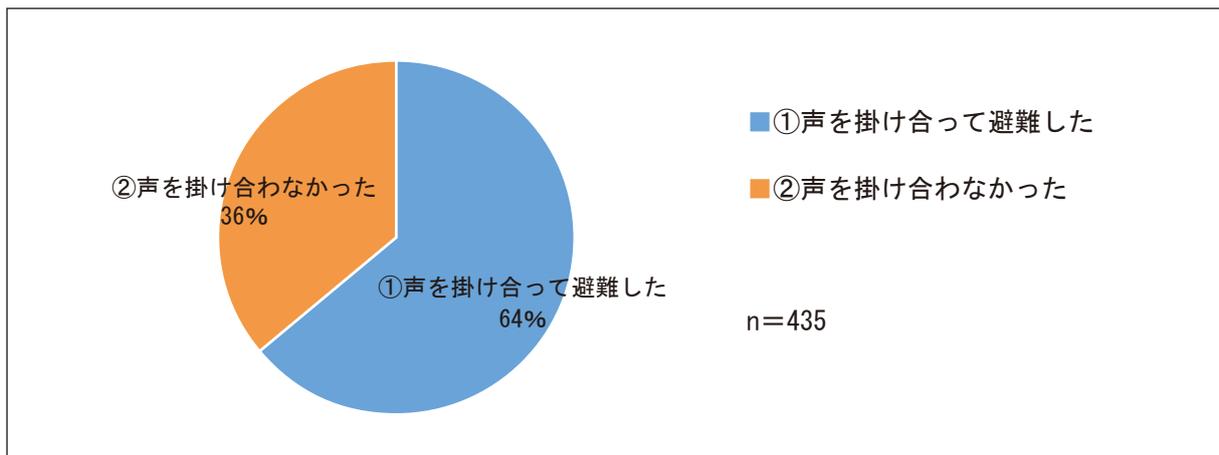


●なぜ不十分だったかを考える

6割からの回答が「不十分だった」と振り返っている。

「不十分だった」ものは「情報」なのか情報を収集する「意識」だったのか、でも変わってくる。まずは情報を収集する「意識付け」が必要と考える。

(9) 避難の際、隣近所で声を掛け合って避難しましたか。



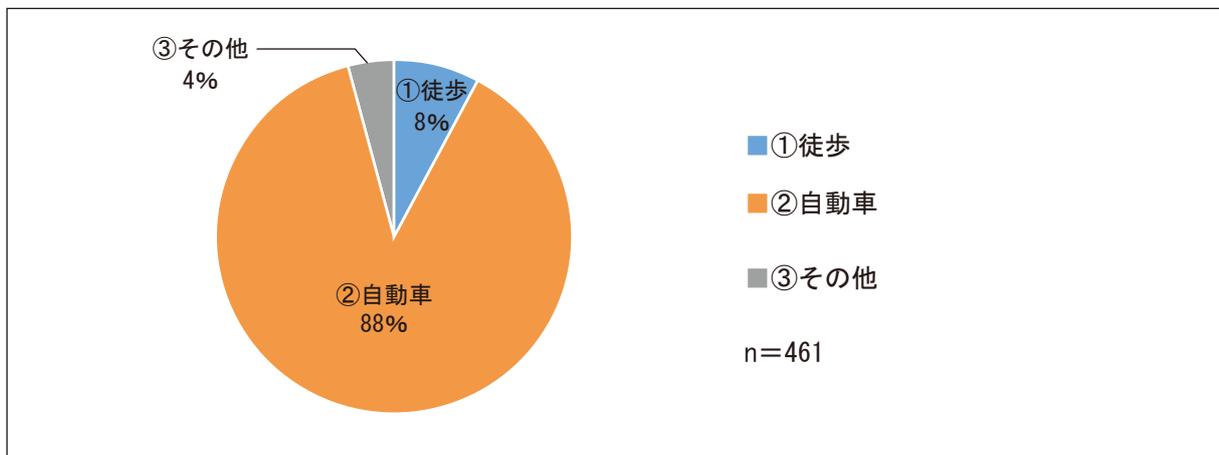
●約9割が10年以上居住していることが功を奏した

回答の6割超が、隣り近所で声を掛け合って避難した。

この「共助」の割合を増やしていく取り組みを進め、逃げ遅れゼロを目指す。

一方で、4割弱の人は声をかけずに避難した。地域コミュニティは、日頃のあいさつなどの声掛けから始まることから、地域の防災・減災活動の一步は「あいさつ」からを強調することで、地域の調和を育む。

(10) どのような方法で避難しましたか。



「③その他」の主な意見

・ 消防署、消防団の車 ・ 自家用車 ・ 市の公用車、バス 等

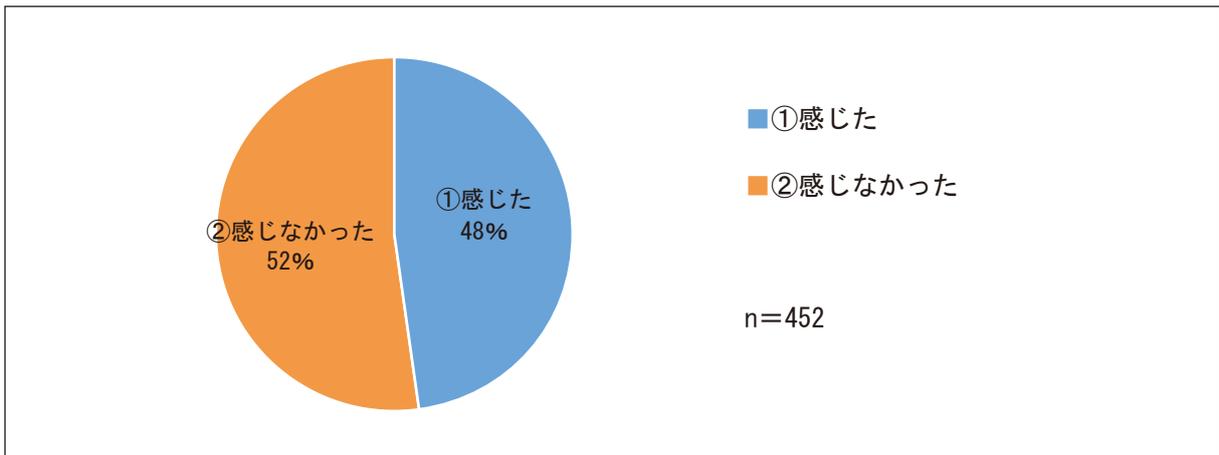
●交通弱者が人的被害を拡大する

約9割近い回答が「車（自家用車）で避難した」としている。

車での避難は、人や荷物を一度に運べるほか、雨に濡れなくて済むため、多くが移動手段としたものとする。

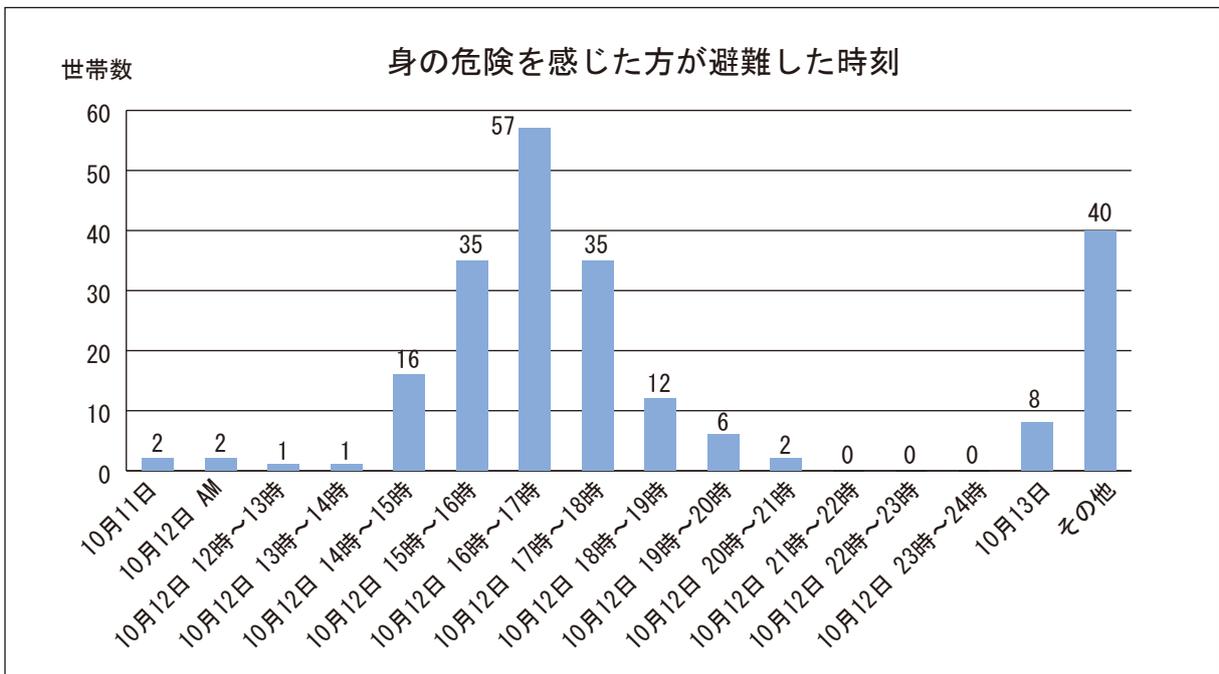
しかし、車での避難には、避難所での駐車に限りがあり、駐車に時間を費やすことで自身だけでなく、他の避難者への支障をおよぼすほか、今回の人的被害を生んでしまった要因も移動中の発生であった。避難の際は徒歩が原則であり、車で避難するなら早いうちに、ということを知周知する必要がある。

(11) 避難する際、身の危険を感じるようなことはありましたか。

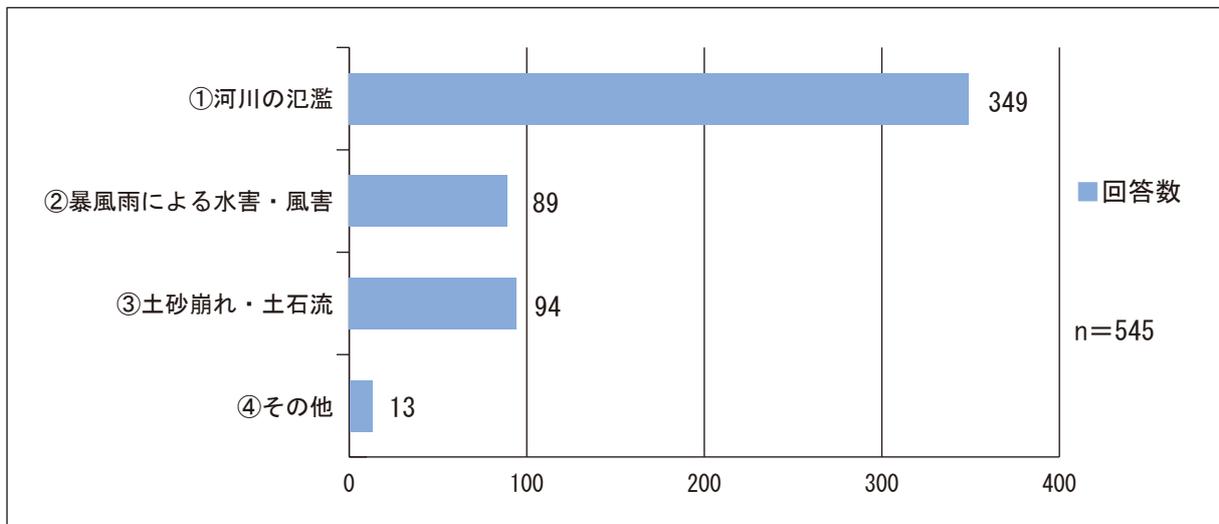


◆どのような危険を感じたか

- ・道路の冠水や浸水など
- ・河川が増水し、決壊するかと思った
- ・雨や風が強く、車の運転に危険を感じた
- ・避難の際、通行止めになっている箇所があり引き返した
- ・携帯電話に「警戒レベル5」の文字が出ていた



(12) どの災害から身を守るために避難しましたか。



「④その他」の主な意見

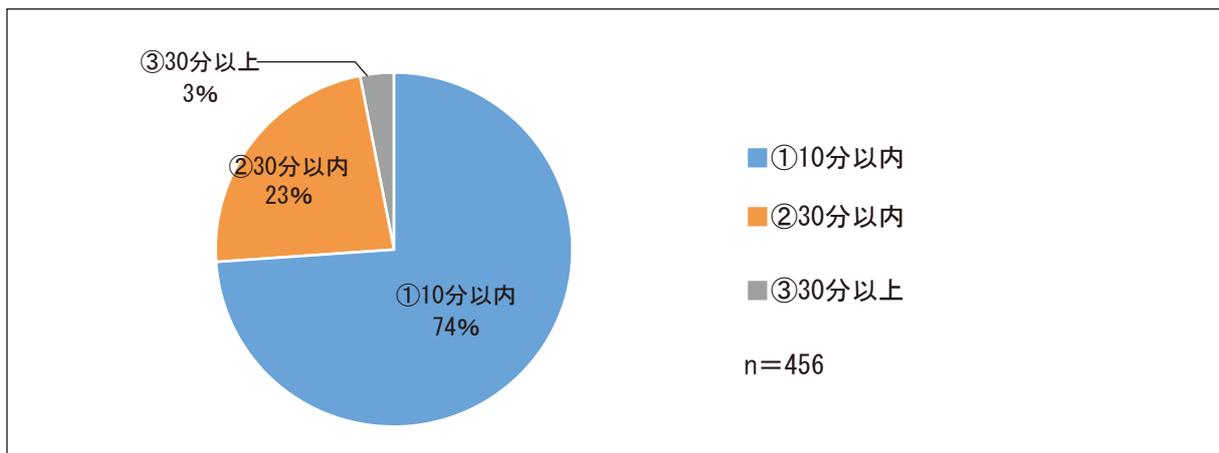
- ・ ダムの放流や決壊
- ・ 橋が落ちてしまい、孤立してしまうと思った
- ・ 木が倒れてくると思った

等

●河川氾濫・土砂災害に係わる自然災害に注視

市内には30の一級河川が流れているほか、用水も多く流れており、大雨による氾濫などの水害から身を守るため、避難した人が多かった。

(13) 避難した場所まで、自宅からおおよそどのくらいの時間がかかりましたか。

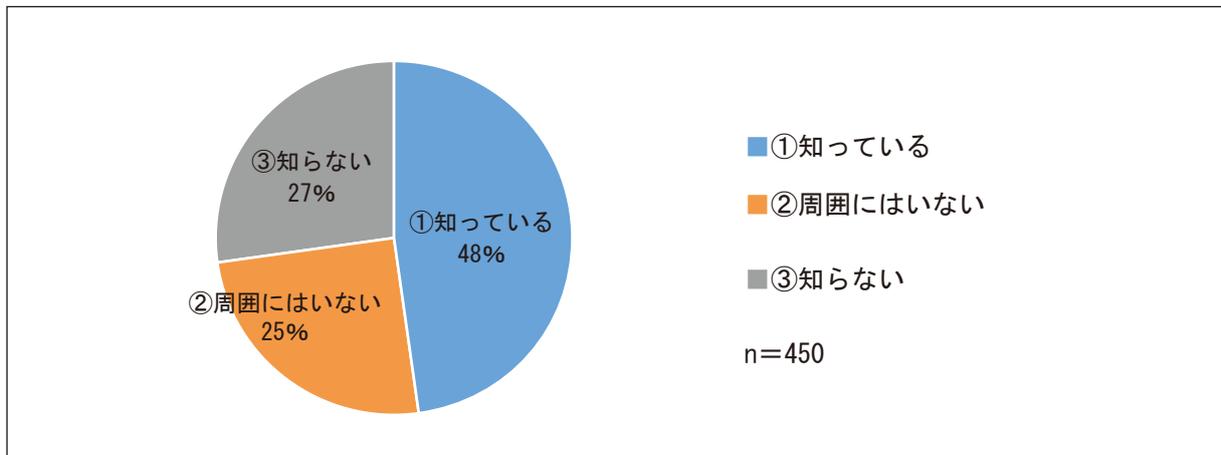


●小学校区単位は有効

回答の約7割は、「10分以内に避難できた」としている。

移動手段や避難先との距離にもよるが、避難に時間がかかる人については、日頃からの持ち出し品を備え、避難開始の決断を早めにするよう促していく必要がある。

(14) あなたの周りやご近所で、避難に時間がかかる方や一人では避難できない方がいるかご存知ですか。

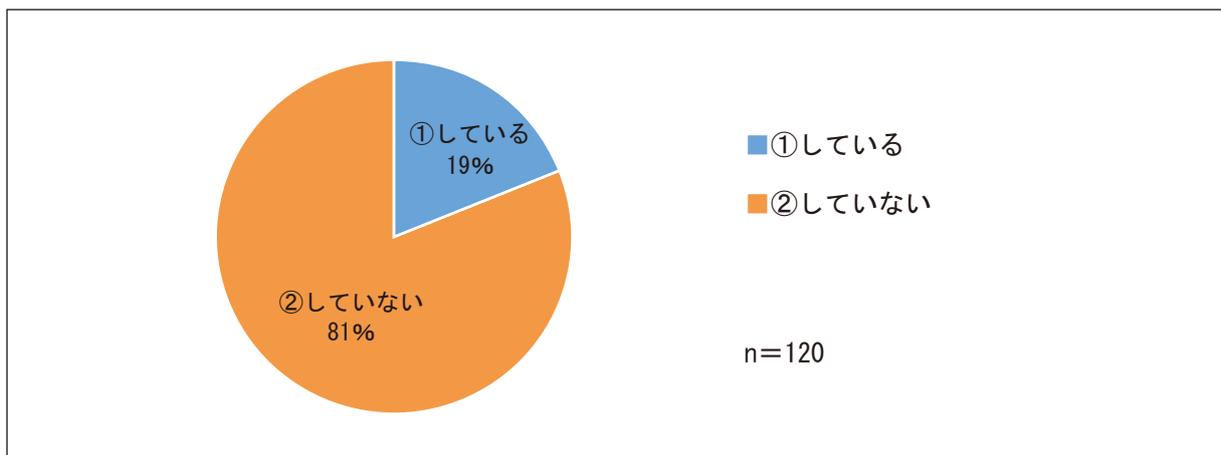


●地域で「災害時支えあいマップ」の更新・要配慮者を支える体制づくり

「知っている」「周囲にはいない」を含め、約7割が地域の実態を踏まえている。一方で、各区の「災害時支えあいマップ」が最新な状態になっているか危惧すると同時に、逃げおくれゼロの支えあい体制がとれているのか疑問である。

また、「災害時支えあいマップ」があるにもかかわらず「知らない」とする回答が4分の1以上いることは、「災害時支えあいマップ」が周知され有効に機能していない可能性もあることから、その更新を含め、地域へ周知を進めたい。

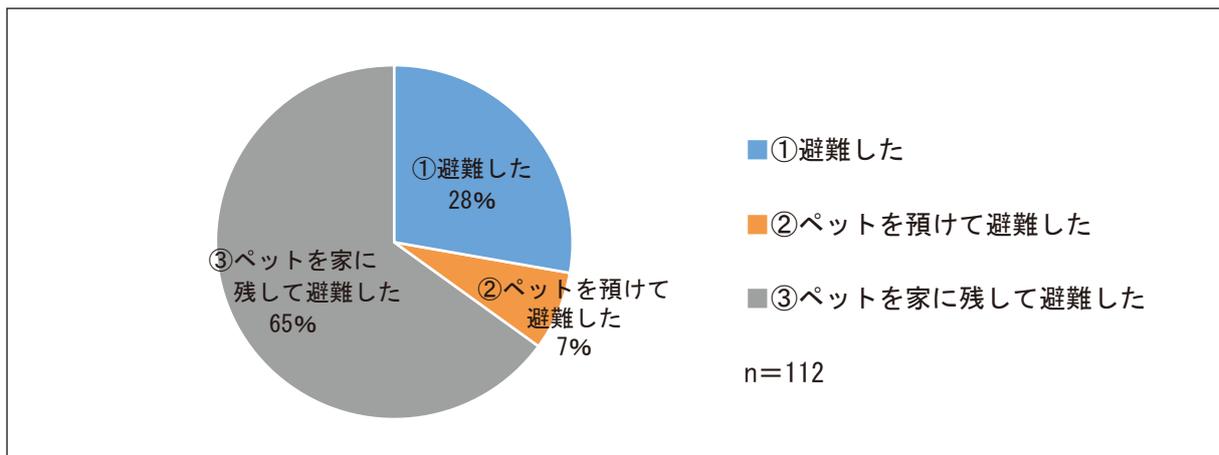
(15) ペットを飼っている方にお聞きします。
あなたは、ペットと避難するための準備をしていますか。



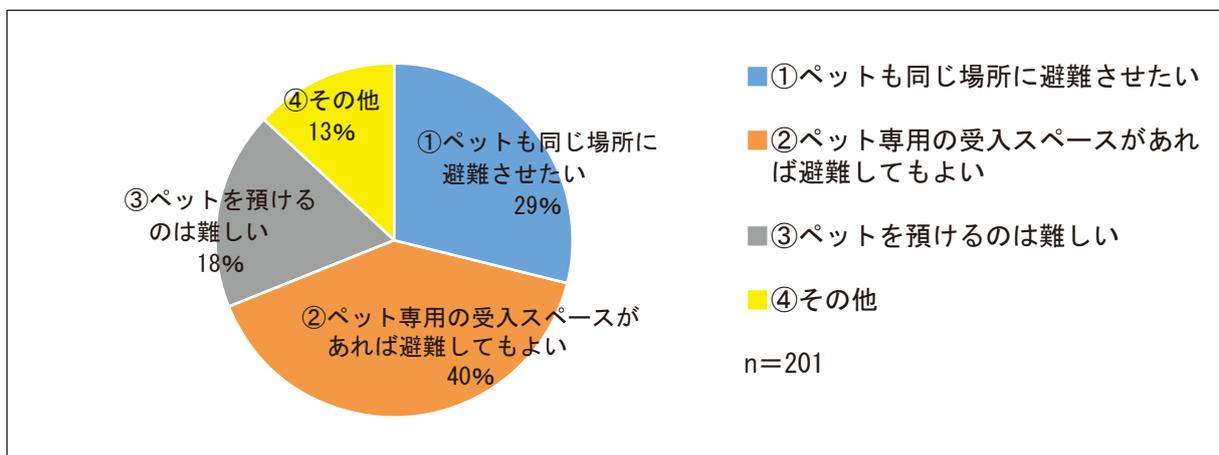
◆どのような準備をしていたか

- ・エサやペットシートなど「持出品」の準備
- ・ケージやリードなど「避難する」ための準備
- ・ペットを2階に避難させるなど「垂直避難」の準備

(16) あなたはペットと一緒に避難しましたか。



(17) あなたは、避難所にペットと避難することどう考えますか。



「④その他」の主な意見

- ・アレルギーがある人もいるので、避難させるなら場所を考えてほしい
- ・人命が第一 ・ペットは車中泊させるのがよい
- ・本件は行政の怠慢である。行政の考え方を知りたい。山梨県のある市ではペット同伴での避難ができるような体制の市もある。犬の登録で税金を徴収しているのだから考えておくべきである 等

●避難時におけるペットの扱いと周知が必要

ペットの避難については、様々な意見が寄せられた。

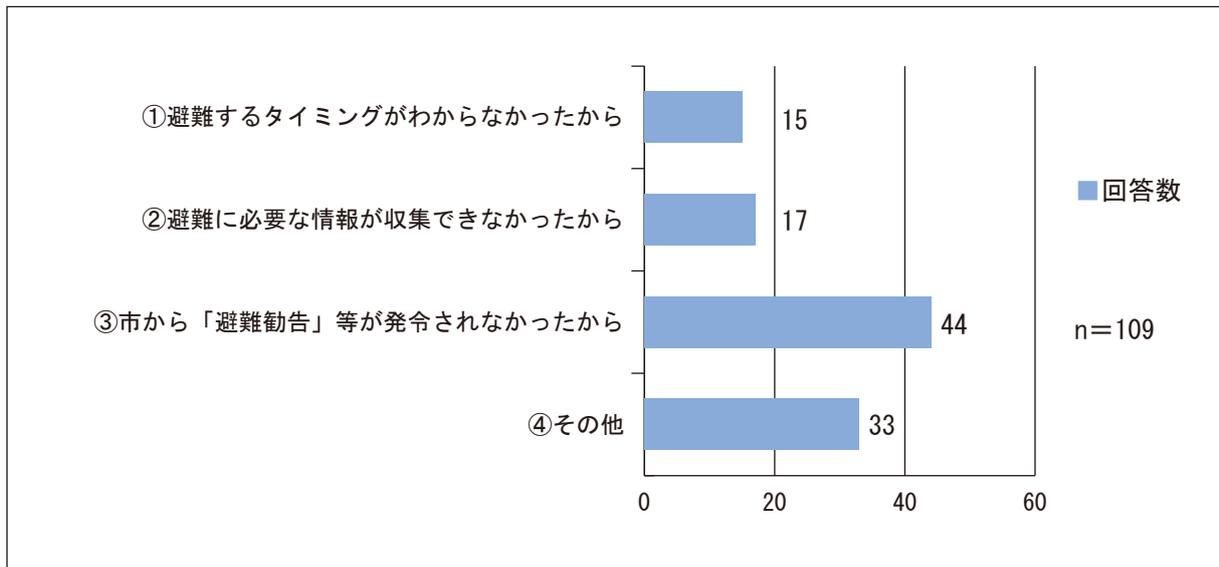
「ペットと一緒に避難したか」という設問では、ペットを預けるか2階などに避難させたうえで、飼い主のみ避難所へ避難したという回答が約半数であった。

また、飼い主自身が、避難所へペットを連れていくことでトラブルの原因になると考えている人が多かった。

ペットを避難所へ避難させることについても意見はまちまちで、「ルールがあれば避難させてもよい」という意見もあれば、「ペットが人と同じところにいることが不快だ」、「アレルギーがある」という意見もある。

また、避難所によって職員の対応も苦慮したことから、今後、環境省のガイドラインを参考にし、ペットの避難に関する市の基準等を設ける必要がある。

(18) 「避難しなかった」とお答えした方にお聞きします。
なぜ避難しなかったのですか。



「④その他」の主な意見

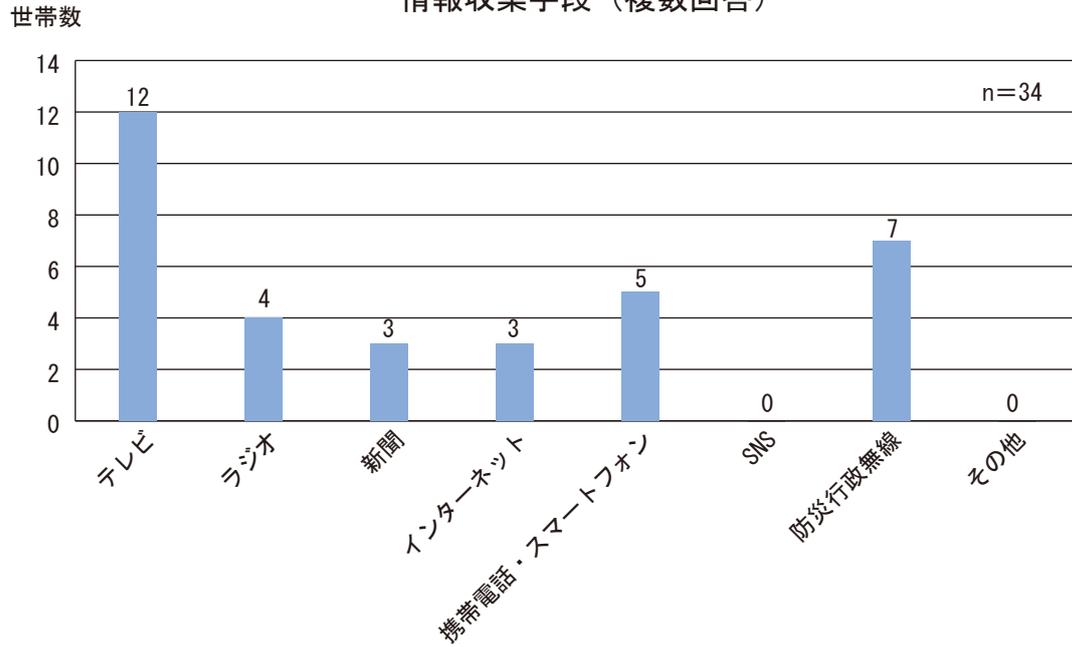
- ・自分が住んでいる地域は災害の想定がされておらず、自宅にいる方が安全と判断した
- ・介護が必要な家族やペットがいたため、避難は難しいと判断した
- ・近所の方や地域に聞いて、避難は必要ないと判断した 等

●まずは「自主避難」を考えることが必要

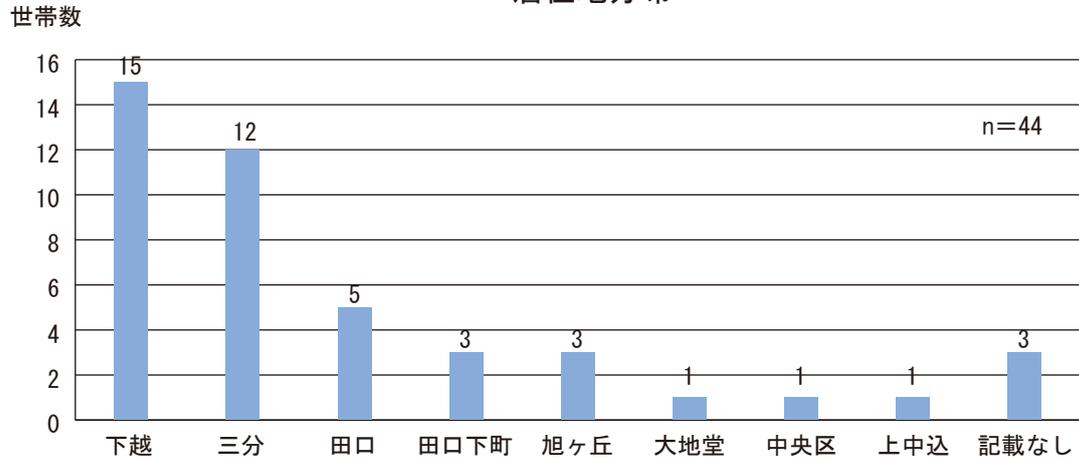
最も多かったのは「市から指示がなかったから」という回答で、4割以上を占める。市が全地域を把握し、都度、地域に適切な警戒レベルを発信することは時間的猶予がない。他の問いでもあったが、行政任せの考えや、行政が全てやって当たり前という考えの住民が一定数いることを認識すると、適切な地域に、適切なタイミングで適切な状況把握と判断に基づき、発信することは必要になる。

避難するタイミングが分からなかったり、情報が収集できなかったりした人がいる一方で、自分が住んでいる地域の災害想定を知った上で避難しなかった人もいた。避難所に避難することだけが避難ではない、ということも、周知していく必要があるといえる。

②避難に必要な情報が収集できなかった人の
情報収集手段（複数回答）

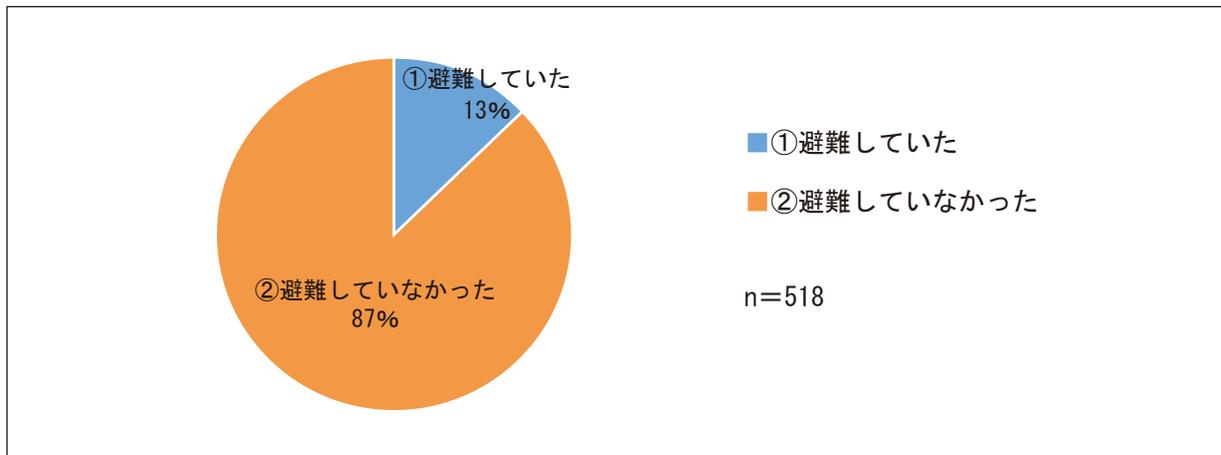


③避難勧告等が発令されなかったため避難しなかった人の
居住地分布

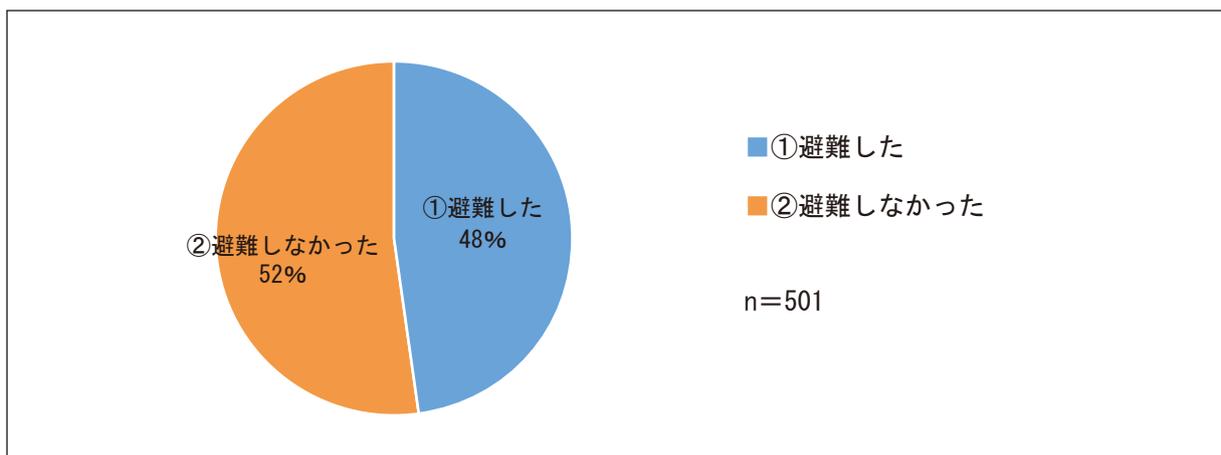


◆ 「大雨特別警報」が発表された時の状況についてお聞きします。

(1) 大雨特別警報が発表される前に、自主的に避難していましたか。



(2) 大雨特別警報が発表された時、自主的に避難しましたか。

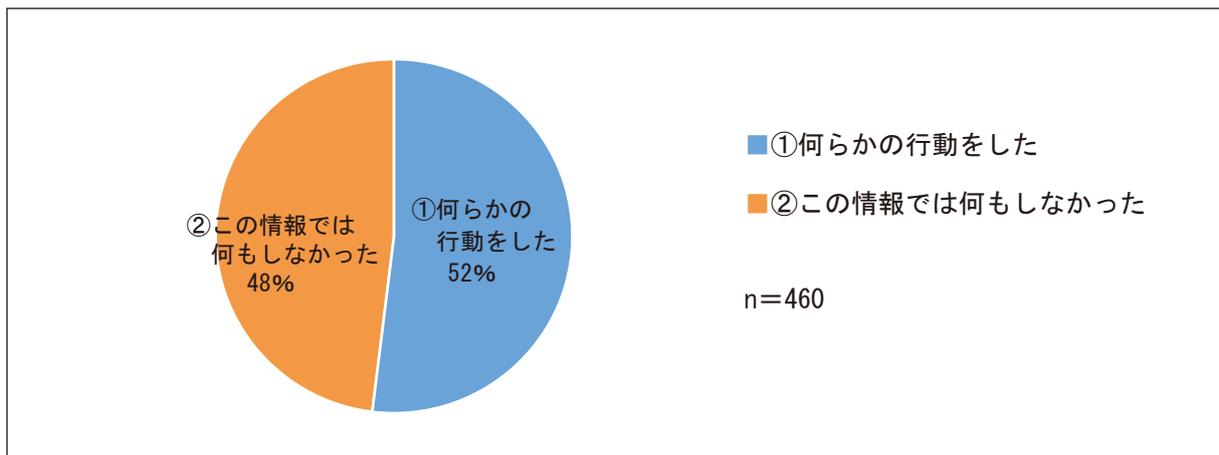


● 大雨特別警報は、解析数値によるもの、その前に避難してもらうことが重要

大雨特別警報が出たことで避難した回答者が半数近くいた。

大雨特別警報の発表は、テレビやラジオのほか、Jアラートでも伝達された。このJアラートが避難につながったことから、Jアラートの自動音声による情報発信も、住民に避難を促すために有効な手段の一つである。

(3) 大雨特別警報を聞いて、何らかの行動をしましたか。



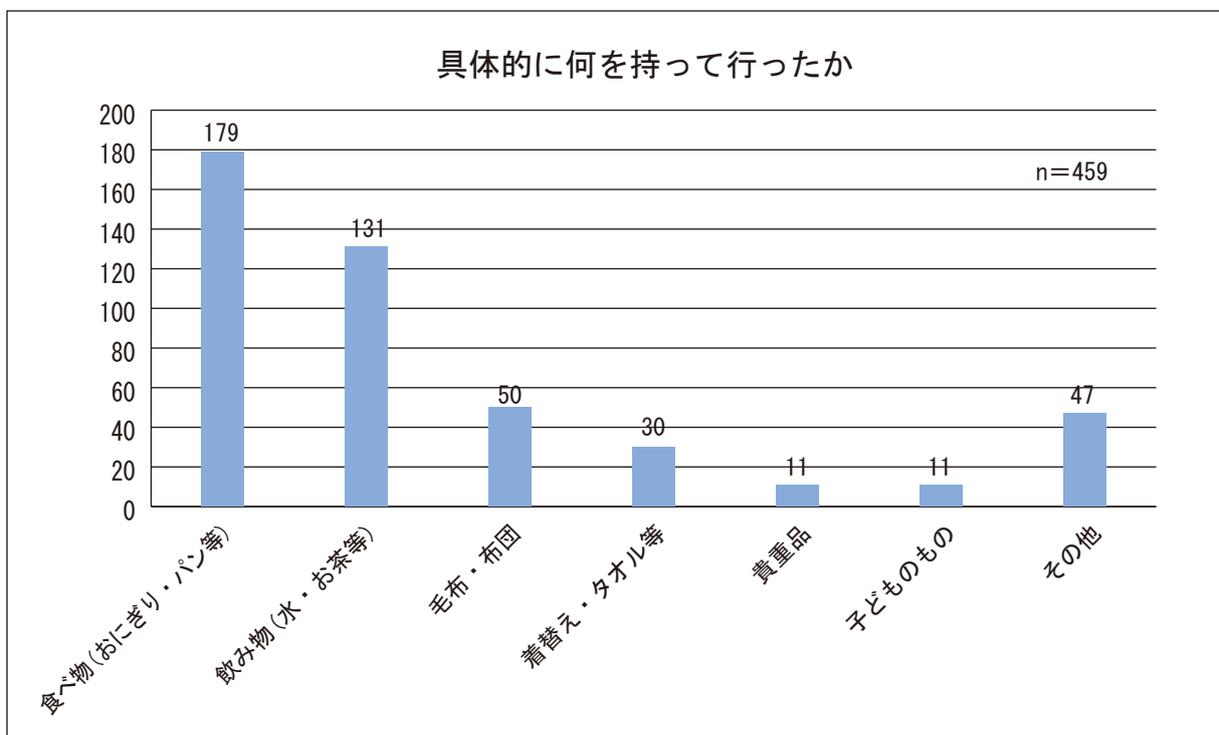
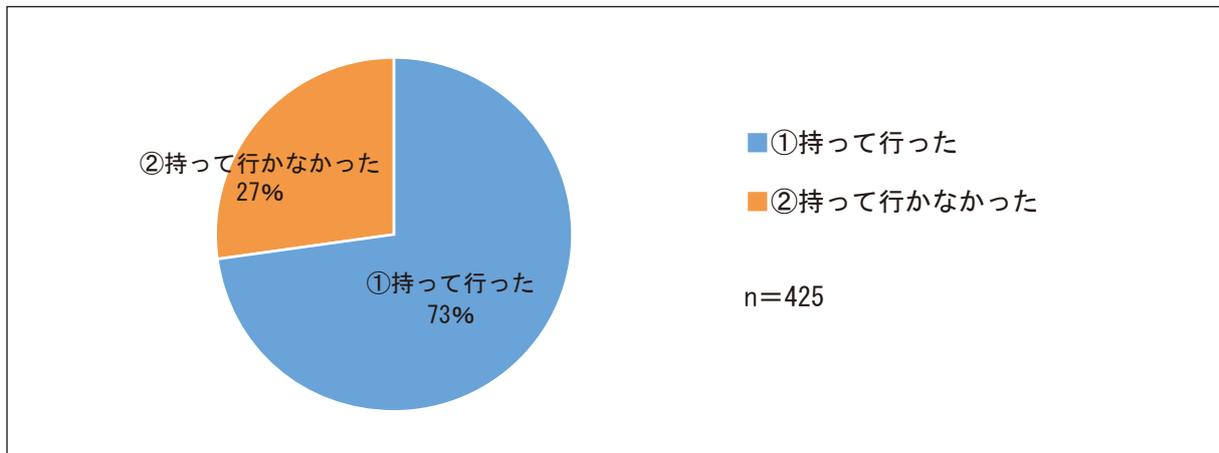
◆具体的に、どんな行動をとったか

- ・ 避難を開始した
- ・ 避難の準備を進め、避難経路の確認を行った
- ・ 水や食料、生活用品などの持出品を準備した
- ・ 家族や近所で避難について話し合った
- ・ 浸水被害を防ぐため、土のう積みや、家電を2階へ運ぶなどした

※ 大雨特別警報が出る前に避難を完了している人もいた

◆ 市が開設した避難所へ避難した方へお聞きします。

(1) 避難する際、非常用の持出品を持って行きましたか。



※その他

・ 懐中電灯 ・ 薬 ・ 充電器 等

● 食べ物、飲み物を持って避難した人が多い

避難した約7割は、避難の際、何かしらの物を持っていた。

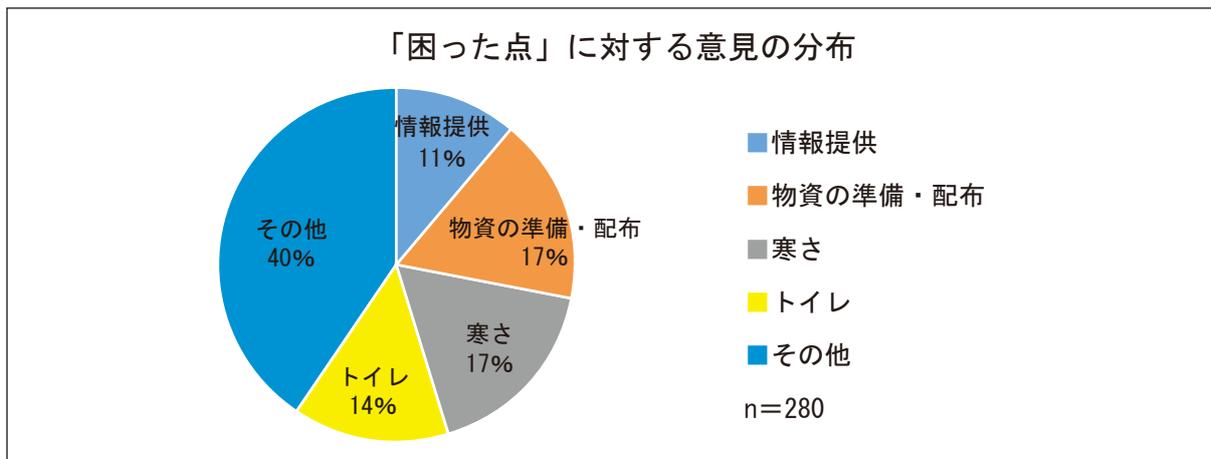
その多くは食べ物・飲み物を自身で準備していた。

一方、何も持たずに避難してきた人の共通点として、「急に避難することになったから」という意見が挙げられる。事前に準備できていないため、自分に必要なものの一部又は全部が準備できず、とりあえず避難した、という人であった。

また、何も持たずに避難してきた人は、「避難所と言われ避難したのに食べ物や飲み物、布団などがなかった」など「行政任せ」な意見も散見された。

(2) 避難所でのことについてお聞きします。

●困ったこと、不便に感じたことは何ですか



◆主な意見◆

●情報提供【36件】

- ・ テレビ、ラジオがなく、情報が全くなかった
- ・ 外の様子、家の周りの様子がわからなかった
- ・ 避難所での情報の伝達がなかった

●物資の準備・配布【53件】

- ・ 毛布の数が足りなかった、毛布が薄かった
- ・ 床に敷くマットや段ボールベッドなどが欲しかった
- ・ 食事やペットボトルの水が足りなかった

●その他【128件】

- ・ 眠れなかった
- ・ 携帯電話、スマートフォンの充電ができなかった
- ・ プライバシーがなかった
- ・ ペット関連
(ペットの避難を断られた/ペットが人と同じ空間にいて不愉快だった)

●避難する時季によって課題が異なる

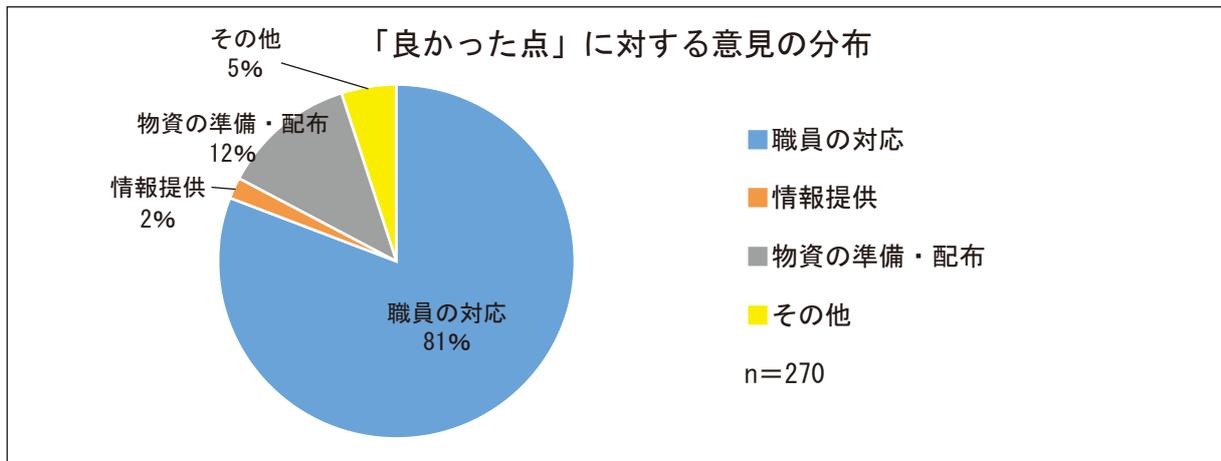
「困ったこと」についての意見は、大きく5つに分類される。最も多かったのは、「寒かった」という意見で55件(17%)だった。次いで、「物資の準備・配布」に関する意見が53件(17%)あった。内容は、「毛布や食料が不足していた」というものが多かったほか、「敷物が欲しい」という意見も多かった。

「その他」の意見では、「眠れなかった」という意見が最も多く、33件挙げられた。理由としては、「床が硬かった」「明るかった」「うるさかった」といったものがあった。

また、「子どもと避難したが、子どもが遊んでおり、他の避難者に『うるさい』と怒られた。謝ったところ『謝らなくていいからあなたがどうにかしろ』と言われ、辛かった」という意見があった。

保護者が子どもを注意することはもちろん重要だが、避難所にいる職員が注意を促すなど、避難者同士が少しでも避難所での生活でストレスを感じないように、配慮する必要がある。

●職員の対応で「良かった点」「悪かった点」は何ですか
「良かった点」について



◆主な意見◆

●職員の対応【220件】

- ・夜中に帰ろうとした避難者を怒り、引き留めていた
- ・声掛けや親切な対応など、避難者への気遣い、心配りがよかった
- ・笑顔で接してくれて、ありがたかった
- ・丁寧、親切で行き届いた対応だった
- ・マスクを配ってくれた
- ・夜中眠れないとき、保健師に話を聞いてもらい大変助かった
- ・自分も被災者であるにもかかわらず、対応が落ち着いていた
- ・特に高齢者への対応がよかった。
- ・早い対応がよかった。見ていて気持ちよかった。
- ・雨だったため、いろいろ手伝ってもらった
- ・快適に過ごせるよう、一生懸命対応してくれた
(雨が入り込んだところの清掃、防水、声掛け)
- ・休みなく対応してくれた
- ・授乳中の人優先で、他の所へ移れてよかった
- ・市長や副市長による避難所への訪問はありがたいと思った。

●物資の準備・配布【32件】

- ・物資の供給にあたり、周囲に気を配っていたのがよかった
- ・物資の供給がスムーズでよかった

●その他【13件】

- ・職員へのお礼
(「自分の家庭もあるにもかかわらず、親切にいただいた。感謝しかない」など)

●職員対応に対する評価が高い

「職員の対応でよかった点」についての意見は、4つに分類される。

「職員の対応」についての意見が最も多く、220件（81%）と、多くの意見があった。

このような災害対応が初めての中、避難所ごとに、職員が臨機応変に対応したことに対する評価や、避難者への気遣いに対する評価が多かった。

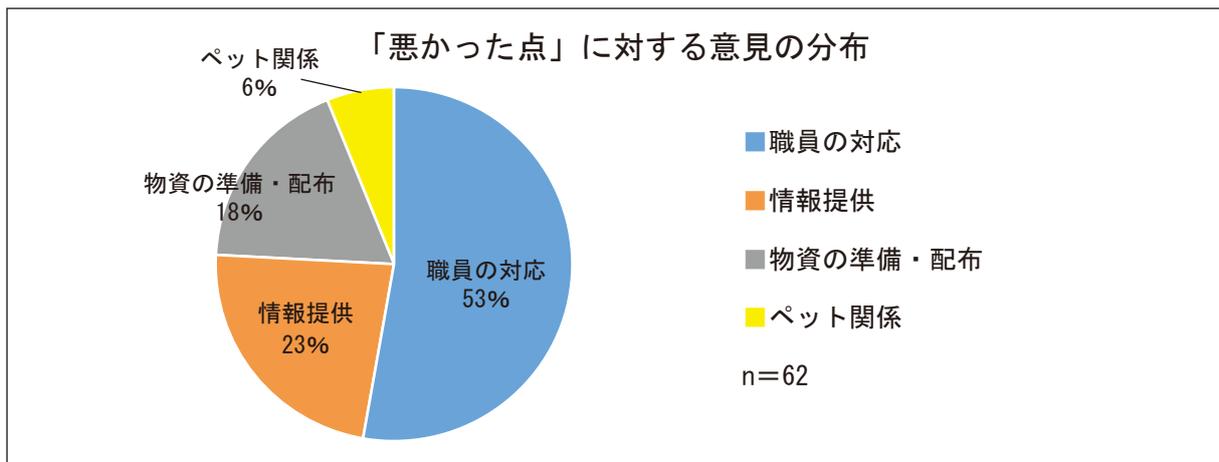
よかった点として挙げられた意見については、今後、万が一避難所を開設する場合に同様の対応がとれるよう、全職員で共有していく必要がある。

また、職員自身も被災者であり、家庭もある中で一生懸命動いてくれたことに対する感謝などのお礼が多く寄せられた。

また、「物資の準備・配布」に対する意見も32件（12%）寄せられたが、内容は、毛布や食事、温かい飲み物が用意されていた、というものが多かった。

避難所ごとの状況により、温かいお茶や食べ物を供給することが難しい場合もあるかと思うが、可能な範囲で工夫して対応することは重要である。

「悪かった点」について



◆主な意見◆

●職員の対応【33件】

- ・ 対応が初めてのせいか、他人事のような感じで緊張感がなかった
- ・ 初めてのことで不慣れな様子があった
- ・ 質問がしづらい感じがした
- ・ ルールではなく、もう少し柔軟に対応できれば細かいところまで対応できたのでは、と感じた
- ・ 行政として、どのようなサービスが提供できるかがわからなく、職員も何をしたらよいかわかっていない印象を受けた
- ・ ただいるだけの職員はいらない
- ・ 避難者への気遣いのできている職員とできていない職員の差が大きい
- ・ ブルーシートの用意ができると分かっていたら、早めに敷いてほしかった
- ・ ご飯の弁当をいつもらいに行っていていいか、連絡をしてくれない
- ・ 避難所職員と地区の役員との連携を密に取ってほしい
- ・ 緊急時は区長も忙しいので、副区长や公民館長が電話に対応できる体制を取ってほしい
- ・ 朝、避難所に行ったら、閉鎖した、と言われ帰された。
- ・ 危機意識をもって、想定外をもっと事前に想定した方がよいと思う

●情報提供【14件】

- ・ 外の状況を教えてほしい/周囲の様子や情報を教えてほしかったが全くなかった
- ・ もっと情報がわかるようにしてほしかった/情報が少なかった
- ・ 地区のリアルタイムの被害状況を知らせてほしかった
- ・ 地元消防団が必死で見回っている様子なので、連携を取り大丈夫なことは避難所内の放送などで伝えてほしかった

●物資の準備・配布【11件】

- ・もう少し早く準備がされていればよかった
- ・毛布、食べ物や飲み物が少ない
- ・テレビを設置してほしい

●ペット関係【4件】

- ・ペットと避難してきた方に対して指示がなかった
- ・ペットと一緒に避難した方に対し、職員が嫌な顔をした

●職員対応は、評価が高い一方で課題も

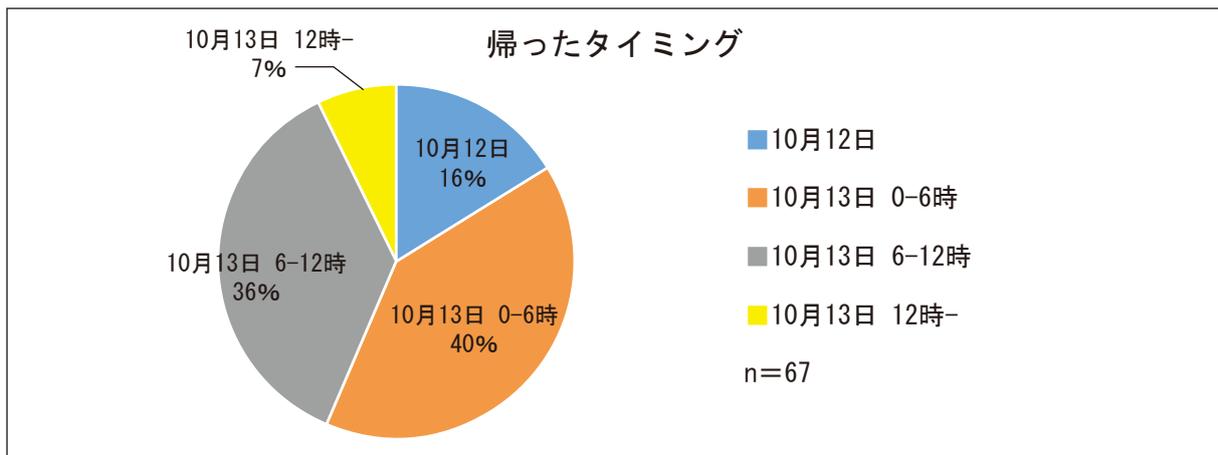
「職員の対応で悪かった点」についての意見も、4つに分類される。よかった点と同様、「職員の対応」についての意見が最も多く、33件（53%）の意見があった。

よかった点では、一生懸命対応してくれた職員への姿勢が評価される一方で、「他人事のように感じた」「職員が何をしたらいいかわかっていないと感じた」「職員間で対応に差があった」との意見が多く挙げられた。

今後は、職員の防災教育や避難所運営実践訓練を行い、どの職員が対応しても「よかった点」に挙げられるような対応ができるよう、職員のスキルアップが必要である。

このほか、情報の少なさについても14件（23%）の意見が挙げられている。高齢者など情報弱者には、何らかの情報提供が難民意見の中には、避難所にいる職員が積極的に情報を収集・整理し伝えるための体制構築することも必要と考える。

●避難所からは、どのタイミングで帰りましたか



◆その他「帰ったタイミング」で挙げられた意見◆

- ・安全確認ができたので
- ・外が静かになったので（雨・風）
- ・皆が帰り始めたから
- ・台風が過ぎたとき
- ・河川の水量が減り、決壊の心配がないと説明を受けたとき
- ・雨が止み、水が引けたから
- ・断水、停電が解消されたので
- ・区長や消防団の指示で帰宅
- ・職員から帰宅の許可が出たので

●暗い中、雨風が止んだから即帰宅、は危険

台風が通過した10月13日の午前中に、避難者の約8割が帰宅している。

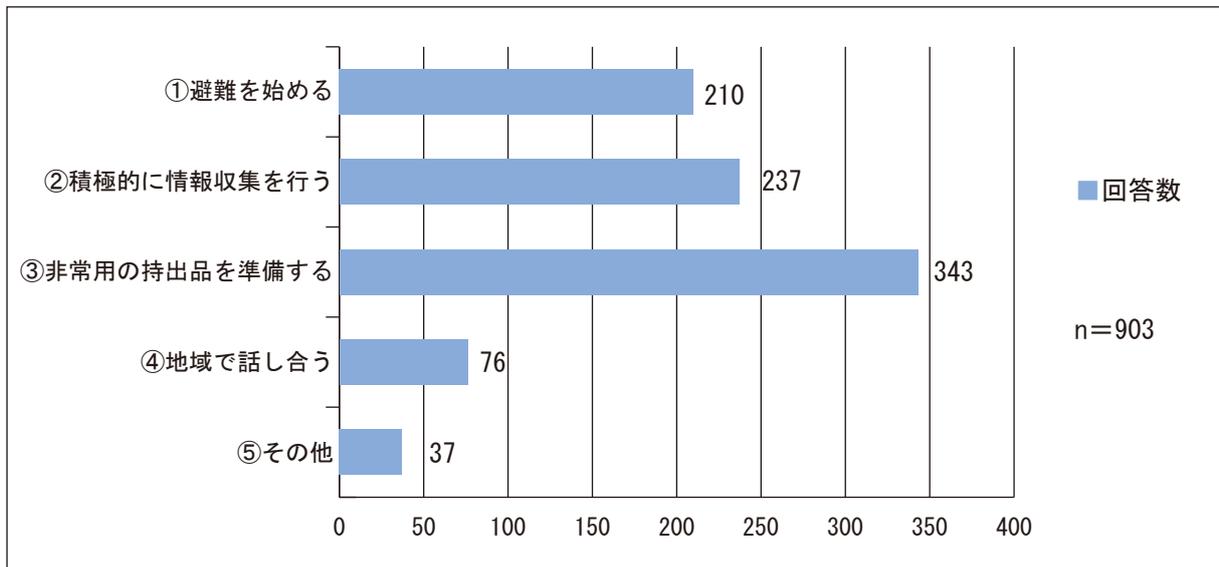
意見の中には、夜が明けきらないうちから、「まだ暗いが雨が止んだので帰った」、という意見が多くあった。足元が暗い中での帰宅は、ライトを使っても手元しか照らすことはできず、周辺の状況が分からないために被害を受けてしまうことが考えられる。

また、雨が止んだから帰る、というのも、河川の増水や氾濫している可能性があり、避難所からの帰宅途中で被害を受ける可能性が高い。

職員もこうした可能性を考慮し、帰ろうとする避難者を引き留めることも必要である。

◆ これからのことについてお聞きします。

(1) 今後、同じような自然災害が起きた場合、今回の避難経験を生かし、ご自身で改善しようとする点はありますか。



「⑤その他」の主な意見

- ・ 早めに、安全な知り合いの家などに避難する
- ・ 避難所の選定をもっと知っておく
- ・ 危険を感じたら近所へ声掛けし、早めに自主避難する
- ・ 過去に起きた災害について知る
- ・ ペットの処遇を考える
- ・ この程度の雨ならもう避難しない 等

●改善点として最も挙げられたのは「持出品の準備」=自助

今回の台風災害の教訓として、「非常用持出品を準備すること」を改めて考える、とした回答が、343件（38%）と最多であった。

次いで、自身で積極的な情報収集を行う、が237件（26%）となった。

今後、出前講座など住民への防災基礎知識の習得機会を通じて、こうした点を中心に伝えることが望まれると考える。

最後に、今回の避難についてご意見、ご提案がありましたら
ご自由にお書きください。

◆市への要望等

- ・災害の起きない街づくりをしてほしい。
- ・今回の決壊、氾濫箇所を踏まえ、危険箇所を把握し、早期の工事着工が必要。
- ・滑津川の氾濫と香坂ダム放流の関係を調べ、公表してほしい。

◆職員対応について

- ・避難所として開設されていない「総合体育館」に着いたとき、「中込小学校に避難しろ」と言われた。川が溢れそうな中、どこが危険かも確かめず、マニュアルだけで指導しないでほしい。
- ・床上浸水で、うな沢第二最終処分場に廃棄物を持って行った時「不法投棄では」と言われ、行きづらかった。職員の態度が悪い。
- ・市役所の電話に出ないのは不安に感じた。

◆物資について

- ・他の家族と仕切るものがほしい。
- ・床に敷くもの（段ボールなど）を用意していただけるといい。
- ・予備電源がないのは、いかがなものか。
- ・自分で色々持ち込めない人もいたので、温かいものやシートを市が準備してほしい。
- ・スマートフォンの充電器を用意してほしい。

◆避難所について

- ・避難場所の検討をしてほしい。中込小学校、中込中学校、臼田中学校などは河川に隣接しており、避難所として適切か心配。
- ・なるべく自宅近くに避難所がほしい。
- ・高台にある運動公園に避難所を造ってほしい。
- ・避難所を開設するタイミング。
- ・ハザードマップの避難所の○×とその洪水や地震などの区分と送られてきた避難所開設の場所が異なったとき、どうすればいいかわからなかった。

◆避難について

- ・避難場所にいる職員から、もっと情報を伝達してほしい。
- ・災害時、避難所から帰る人への注意をもっと払うべき。
- ・避難指示は早いに越したことはない。
- ・どのタイミングで家を出て避難所へ行くのか、自宅の2階へ垂直避難するか、判断がつかなかった。
- ・避難命令が出た時は、迷わず早めに行動することの大切さを知った。

◆情報提供について

- ・各戸に市からの情報が確実に届くよう改善が必要。スマホ、インターネットで情報を得られない場合の対策が必要。
- ・防災無線が聞き取りづらい・聞こえない時があった。
- ・明るいうちに防災行政無線などで避難を呼びかけたのは正解だった。
- ・避難所においても被災状況の詳細が分からなかった。

◆要配慮者について

- ・要配慮者がいる家族を市側は把握しているか。デイサービスを利用している高齢者は優先的にそこへ避難できるようにした方がよい。指定の避難所ではトイレなど整備されていない。
- ・集団行動が苦手、他人の視線が気になる、といった発達障害の子どもも、実際に避難の際大変だった。そうした人たちが優先的に利用できるスペースが必要。
- ・家族に避難困難者がいて避難が不安だった。どこかにお願いすれば 事情を理解してもらえ、対応してくれるシステムはあるか。
- ・高齢化で誘導も大変なので、明るいうちに早めの避難が大切だと思う。地区の細かいマップを作成すると役立つと思う。
(どの家に要介護者がいるのか、など)
- ・高齢者は、声をかけても動かない人が多い。
- ・体育館での避難の際、介助が必要な方がいた。介助者は、周りの人に気を使い大変そうであった。
- ・酸素製造機を持参してもよいのか。コンセントを使用できるか等わからず、携帯用ポンベを使用した。携帯用ポンベは警報が鳴ることがあるため、一緒に避難している人へ利用上の注意事項を一度周知してほしい。
- ・夫が消防団活動にあたっていた為、まだ子どもが小さく、避難するのが大人一人ではやっとだった。

◆ペットについて

- ・ペットも家族なので、ペットの避難情報が欲しい。
- ・ペットも一緒に避難できる環境の整備を。
- ・ペットも家族なので一緒に避難できたらと心より願う。夫は犬2匹のために家に残った。
- ・ペットの避難所を検討し、配信を希望する。ペットがいるから避難しなかった、という人も多かった。

◆住民が自分自身で取り組もうとするもの

- ・今回の災害を身近に感じ、必要な準備を事前にするよう心掛けたい
- ・避難場所をしっかりと確認していなかったことが、勉強不足だった
- ・情報を早く知り、避難したい
- ・防災意識を一人ひとりが高める必要性がある。

◆住民が地域で取り組もうとするもの

- ・ 地域ごとの対応ができる体制の構築。
- ・ 隣近所の声掛けの大切さを感じた。
- ・ 佐久市まちづくり出前講座で「防災・減災」について学ばせていただいたことが非常に役立った。今後とも、意識を高めるために、継続的にこういった講座をお願いすることが大切だと思った。
- ・ 区と連携し、消防団が各戸へ避難の声掛けや安否確認等、大変心強かった。区の防災訓練で災害について学んで、地域で話し合っており、心構えができていたことは有意義だった。
- ・ 高齢者は、比較的声をかけてもなかなか行動に移さない。今こそ地域で話し合いを行う最大のチャンスだと思う。防災関係だけでなく、日常においても「向こう三軒両隣」の精神が欲しい。

◆その他意見

- ・ 避難しろ、と言われただけでは行動の取りようがない。
- ・ 雨のピークが過ぎた夜11時頃までにどんどん帰ってしまう人がいて危険だった。
- ・ 自主避難は判断が難しく、大雨強風の中での避難は無理がある。
- ・ 停電の復旧状態が分からず、疲れ果てた。
- ・ 停電状況やいつ復旧するかなどの情報がほしかった。
- ・ 停電が続き、中部電力に電話してもはっきりせず、どこが停電していて、いつまで続くのか見通しが立たず、不安だけが続いた。
- ・ 地元支所の動きが悪く、行政からの情報が入ってこなかった。
- ・ 有事の際は、行政と民間会社との連携を強くしていただき、エリアメールで避難が分かったが、会社が帰してくれなかった。危険であればもう少し早く退社命令を出してもらえる体制がとれるよう、検討していただきたい。
- ・ 80代、90代の方が自分で運転して避難所まで行っていたが心配。
- ・ 一人暮らしのおばあさんが、10月12日は怖かったと話してくれた。午前市へ電話したら「まだ避難所が開設されていない」、午後になり市へ電話したら「そのままそこにいてください」とのこと。区の方も、誰も電話をかけてくれず不安だった。

**4) 消防団（水防団）
活動アンケート
検証報告**

《台風第19号対応に伴う消防団（水防団）活動アンケート結果》

Q1.消防団と区で情報共有した「さくの絆」作戦の効果はあったか？

分団	回答	評価
1	いまいち全体に浸透していない気がする。	4
2	事前に区長と顔合わせ、連絡先の交換をしていたため、円滑に連絡調整ができた。	1
3	区と協力し情報共有できたと思います。現区長と消防団初めての大きな台風でしたが、協力できました。	1
4	消防団と区との連携がうまくとれていた。	1
5	以前より、中佐都区長と班長以上幹部で、4月に顔合わせを行っていたので、スムーズに区との連携はとれたと思う。	1
6	特になし	3
7	各区長との連携をとることができた。	1
8	やっておいてよかったと思う。	1
9	区長との連絡が出来たことについては効果があった。とても効果があったというレベルまではまだいいではない。	2
10	効果のある区となかった区があった。	3
11	区と情報交換が密にとれていたと思うので効果があったと思う。	1
12	完全に機能したとは言えないが、ある程度の効果はあったと思う。	2
13	効果のある区とそうでなかった区があります。	3
14	19号に関してはあまり効果を感じられなかった。当地区では人的被害が大きくなったからでしょうか。	4
15	・上中込で一定の効果あり（一応避難は行われた模様）。・下越地区で避難は行われず（誰が避難指示を出すのかで、問題あり）。	3
16	・警戒危険区域の住民の安全を順位づけの参考にはなるが、予想を超えた台風の為効果があったかは一概に言えない。・危険な場所を見に行くより、災害時などのような連携をとれるか確認ができていればよかったと思う。	4
17	情報共有を以前にしていたため、台風後の災害確認にて区と消防でスムーズに危険個所の状況を確認できた。	1
18	作戦の内容を共有したことにより、土砂災害警戒情報が発表された段階で区へ連絡を行い、各区における避難所開設が迅速に行われた。（上原区）実際に土砂災害警戒区域における災害は見受けられなかったが、自主避難を行う市民に対する対応はできた。	2
19	効果あり。	1
20	作戦のことを考える余裕なし。20分団においては特別効果があったとは言えない。	5
21	各班、班長と区長さんと、被災現場等の確認作業がスムーズに行えた。	1
22	当分団では「さくの絆」作戦に基づく命令がなかったが、土のう準備等に関して各班長と区長の連絡はあった。	3
23	それほど効果を感じなかった。	4

全体	
回答（評価）	分団数
①効果がなかった	10
②おおむね効果があった	3
③どちらとも言えない	5
④あまり効果はなかった	4
⑤効果はなかった	1

【まとめ】

- 本年度の新規事業として、区と消防団とで被害想定箇所等の情報共有を図った。
- 既に区と連携した取り組みが実施されていた地区もあるが、今年度、全地区で実施したことにより連携強化につながった。
- 総体的に一定程度の効果があった半面、地区によっては連携が図られなかったなど温度差があった。
- 区役員並びに団幹部は任期により交代することから、現地確認や防災訓練などを継続的に実施する。

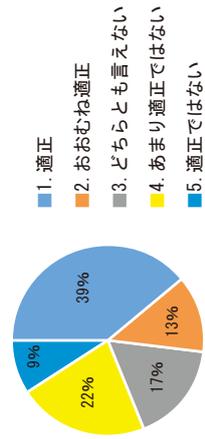
「さくの絆」作戦の効果はあったか？

■ 1. 効果があった (44%)
 ■ 2. おおむね効果があった (22%)
 ■ 3. どちらとも言えない (17%)
 ■ 4. あまり効果はなかった (13%)
 ■ 5. 効果はなかった (4%)

Q2. 「オクレンジャー」による情報の内容とタイミングは適正であったか？

分団	回答	評価
1	良かった。	1
2	適正であったと思います。	1
3	災害活動中のため確認が遅れてしまったことがあった。適正であったかの確認は難しいと思います。	3
4	適正だと思う。	1
5	妥当だと思う。	1
6	他の地区の避難勧告等の情報は参考になりました。	2
7	事前に招集し巡回を始めており、早期に土のう作成を行っていた。活動中にオクレンジャーを確認するのは難しい。	3
8	適正であったと思う。危険な場所、通行止め等の連絡があってもいい。	2
9	情報量が多すぎたという意見あり。雨の中での活動中、電話がうまく使えず確認しづらい。	4
10	概ねよかったが、遅い時もあった。	2
11	特に問題なし。	1
12	適正であったと思うが、それを上回る自然の猛威というものを感じた。	1
13	情報量の不足。	5
14	情報が早く入る地域とそうでない地域の格差が大きい。第三方面隊の情報は遅かったように感じる。	5
15	どちらとも言えず。・10月12日時点で15分団管轄区域内情報なし。・10月14日番松院裏山崩落の可能性について下町、中町、丸山地区、防災無線連絡はあったもののオクレンジャー配信なし。注) 佐久市からの情報はあった模様。	3
16	・他地区の状況を見るには良いと思われる。・活動中は見られる状態ではなかった。・団員に対しての招集には役立った。・情報が継続している感じがあるので、入沢区の状況もオクレンジャーからの連絡が来るものと信じていた感あり疑問を感じた。	4
17	適正だと思います。	1
18	適正であるかの判断は難しいが、市民への情報発信より早い情報発信を心掛けるべき。	3
19	適正と思われる。	1
20	2カ月前のことなのでオクレンジャーの情報自体消去してしまった。残っていたとしても期限切れで見れないので何とも言えない。注意報や警報は発表されてからオクレンジャーで送信することを考えると早いことない。そのことを考えると適正ではないか。	4
21	12日が土曜日だったので、団員招集という点ではもう少し早くてもよかったと思う。	4
22	オクレンジャーより方面隊及び住民からの要請で活動した部分が大きい。20日の自宅待機以降については、地域により被害状況に差があった面もあり、方面隊レベルで判断する手もあったと思う。	4
23	適正だったと思う。	1

オクレンジャーによる内容とタイミングは適正であったか？



【まとめ】

- 送信のタイミングは概ね妥当であったが、災害対応活動中により確認できない状況でもあった。
- 今後、各地区の状況が全分団で共有できるよう、部長以上幹部間での「LINE」グループ化なども検討し、写真や通行止め箇所等の情報共有化を検証する。
- 全団員が登録する「オクレンジャー」と併せて、防災行政無線情報が確認できる「さくネット」への登録も促す。

全体	
回答 (評価)	分団数
①適正	9
②おおむね適正	3
③どちらとも言えない	4
④あまり適正ではない	5
⑤適正ではない	2

Q3. 「水防計画」を活用したか？（活用した場合、「重要水防警戒区域」の確認など具体的に）

分団	回答	評価
1	ある程度は活用・・・実際の被害と水防計画が違った為。	2
2	活用していない。	5
3	重要水防区域の確認見回りはできた。決壊場所は重要水防区域であった。	1
4	特に活用していない。	5
5	特に活用することもなかった。	5
6	活用できなかった。	5
7	活用はなかった。	5
8	土のう用砂置き場程度。	2
9	そこまでの余裕がなく、ひたすら現場対応に追われた。	5
10	今回は、活用するタイミングがなかった。	5
11	それぞれの班で水防区域は把握できていた。	1
12	活用していない。地元の危険区域は大体把握。	5
13	浸水想定区域の早めの避難の呼びかけ。	1
14	活用しなかった。	5
15	活用については両方。各消防団員が浸水想定区域を把握していたものの、それ以外の浸水及び想定被害が大きかった。	3
16	活用はできなかった。	5
17	千曲川（塩名田）の水位の状況を把握し、区と連絡をとりながら住民に対し避難準備と避難を勧める活動。また、高齢者等要配慮者に対し避難所へ同行した。	1
18	活用なし。	5
19	活用し重点的に見回ることができた。	1
20	していない。	5
21	重要水防区域の確認等したが、想定外の場所が多すぎて困惑した。	2
22	パトロール箇所を参考とした。	1
23	活用していない。	5

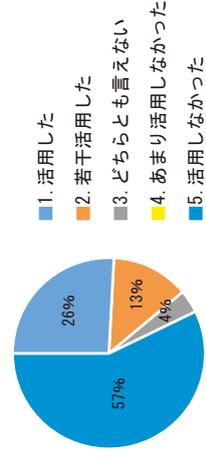
全体	
回答（評価）	分団数
①活用した	6
②若干活用した	3
③どちらとも言えない	1
④あまり活用しなかった	0
⑤活用しなかった	13

【まとめ】

○本年度より、冊子配布範囲を班長以上から部長以上とし、「佐久市ホームページ」から確認できるようにした。

○来年度発行予定の水防計画について、今回の被災状況を踏まえた見直しと、消防団（水防団）の活動のマニュアル化を検討する

水防計画を活用したか？



Q4.各活動における効果的であった点や反省点などは？

- (1) 団員招集状況 (要した時間など) (2) 水防活動 (積み土のう、排水など) (3) 巡回活動 (河川や土砂災害危険箇所など) (4) 避難誘導 (消防車両による広報や戸別訪問など)
- ①効果的であった点・・・ ①効果的であった点・・・ ①効果的であった点・・・
- ②反省点・・・ ②反省点・・・ ②反省点・・・
- ③改善策・・・ ③改善策・・・ ③改善策・・・

分団	(1) 団員招集状況 (要した時間など)	(2) 水防活動 (積み土のう、排水など)	(3) 巡回活動 (河川や土砂災害危険箇所など)	(4) 避難誘導 (消防車両による広報や戸別訪問など)
1	① 中継日であったが仕事等で来られない者あり。時間差で早めの活動開始でもよかったですと思う。	土のうを積むタイミングが遅く、家庭へ汚水が流れた。 用水路の把握。	巡回活動 (河川や土砂災害危険箇所など)	消防車で防音で広報したか聞こえなかったと情報あり。防音で屋内は聞こえにくい。
2	① LINEでの招集をしたことにより、円滑に連絡ができた。 ② なし ③ なし	分団全体でまとめた土のうづくりをしたことにより、効率的にできた。 土のう袋のストックが各班に少なかった。 ある程度の枚数は常時ストックしておく。	LINEによる現場写真の情報共有。 避難勧告が出ている地域については、巡回に行かないようにするなどの運用が効果的。	地区設置の防災無線の活用。 車両による広報の他、戸別訪問実施。 なし なし
3	① 早めの招集により活動ができた。 ② 携帯電話での連絡のやりとりが難しいと感じた。 ③ トランシーバ等の導入、支給。	活動中の団員の土のうの連絡のやり取りが難しかった。 トランシーバ等の導入、支給。	積載車での巡回、細かく危険箇所の調査ができた。 河川の状況が悪く、調査できない所もあった。	積載車によるサイレンでの呼びかけができた。 マイクでの広報が出来なかった。(故障のため) 積載車の点検を定期的に行う。
4	① 各都て土のう積み班、制作班、運搬班に分かれて効果的にできた。	各都て土のう積み班、制作班、運搬班に分かれて効果的にできた。		
5	① 分団長だけでなく都長まで連絡してもらいたい。(オクレンジャー等での区役所、言語及び一部の要請等を共有できるように)。 ② 職業柄、集まりにくい状況ではあったが、比較的に、各班とも大勢集まってくれた。 ③ 特になし。 ④ 特になし。 ⑤ オクレンジャーの情報で事前に準備できた。 ⑥ 個々への連絡が行き届かない所があった。 ⑦ 普段の連絡をしっかりとらなくてはならないと思います。	土のうの砂がなくなってきた時の対応。 各都長に土砂災害危険箇所を巡回し、乗早く通行禁止の要請をまとめる班とそうでない班があった。 各班でコーン等の警備品が揃っていない班と揃っている班とを区別したい。 各班で今後自主防災会を活用して備品等の導入を進めるようにしていきたい。	積載車でこまめに巡回し、用水路の状況を確認しながら早めの避難誘導ができた。 特に問題ないが、来朝積載車導入により2台で巡回する順路を明確にする。	
6	① 事前に各部長への連絡を行っていたので、招集は早期に行えた。	事前に土事作成を始めたため、署からの連絡にて早期に対応出来た。 土のう積み班に地元民を呼び出し、次の班に引き継ぎたい。	警戒活動中も土のう、スコップ等を持って行ったほうが良かった。 千曲川(野沢団地)巡回にて早期に堤防崩落を確認することができた。 通行止め等のタイミング。	実家等に自主避難された方の行方が把握できない。 野沢団地広報、全戸声かけの実施。 早期に各部へ連絡が出来ず、応援の団員が対応しきれなかった。
7	① 予想進路だった事もあり、早めの対応が出来た。 ② 各詰所が招集場所が良いのか、一か所に招集したほうが良いか。 ③ 14時、前日からの準備と当日も早く集まり良かった。15時、初期については良かった。	土のう積み班に地元民を呼び出し、次の班に引き継ぎたい。 事前に各都地区の地図を用意すればよかった。 宅内への流入はどんなに積んでも止められないと判断し、避難所への誘導をした。 田舎へ水がとまり、断水する可能性があるため、事前に各都地区の地図を用意すればよかった。	定期的巡回、情報集めが出来た。 翌日、積載車が揃っていない班と揃っている班とを区別したい。 消防団、水防団として巡回して良いのか、時間や場所など危険箇所を早く確認できたこと。	河川の水位が急上昇したとの連絡を受けて、自主避難をお願いした。 夜間はどうしても不安が多くなる。 自主的に地元民の公民館への避難に誘って、避難所ではないが丈夫なのが、区長による早めの避難指示がよかった。河川近くの住民への呼びかけは早くできた。
8	① 初動の遅れ ② 警報指示はもっと早くても良い。平日だと団員招集がうまくいかなかったかもしれない。 ③ 曜日的に集めやすかった。 ④ もっと人数を確保したかった。	砂の不足により土嚢が作れない。 前日土のう作成、砂運搬場の確保、車の再確認。区民が自分で取りに来れるように準備をした。 役割を分担でき、効率的に作れた。 砂などが無くなって、何もできなかった。	危険箇所を早く確認できたこと。 現場対応に追われ、区全体の見回りに手が回らなかった。 危険箇所の把握や越水箇所が分かり、警戒が出来た。 特になし。	タイムミングとレベルが分からなかった。 14時管内は小学校までより着けない、避難を呼びかけても聞かない人が多い。 被害にあう前に避難させられて良かった。 不慣れであった。
9	① 団員が即座で時間を知り、今日活動範囲が広く、少人数の活動で現場が埋まる場面があった。 ② 人数確保のため、前もって団員へ出動に対する呼びかけや準備付けをすすべていった。	未だ高水位で、朝早くから、砂運搬場の確保、活動状況の把握を行い、現場への土のう用砂が足りなくなりました。 消防団員の人数で活動できる態勢を超えており区との更なる連携が必要と感じた。	各地区毎の情報収集を行うことができ、区への情報伝達もできたと思う。	戸別に避難を呼びかけ、誘導できた班もある。 区長で対応の仕方が違い、中に住居へ呼びかけても区長の危険管理意識が低く、うまうま消防と区で連絡が出来なかった班がある。
10	① オクレンジャーにてあらかじめ連絡が入っていたため早い対応が出来た。 ② 集まる人数が思ったほど多くなかった。 ③ 日頃からコミュニケーションの取り方を考えていく。	必要箇所にはある程度対応出来た。人や壁ト下の配置など、砂の不足を想定し、求められた場所への対応が運くなった。団員の人数が足りなかった。 想定外とならないよう田舎からの準備をしていく(砂の量など)。	以前の台風の際には個別訪問できたこと。 消防車両による広報は効果的であったように思える。 車両のサイレンを鳴らすなど、住民に危険が迫っていることが届く室内をする。	

Q5.全体を通じて改善点などがあればご記入ください。

	回答
住民一署一団長への連絡が来る際、もう少し工夫を行ったほうが良い。現場にいる際、書き取ることが難しい。放送設備の充実が必要。雨の音で行政無線放送が聞こえない（メディアでの情報取得ができない）。今回の被災場所は今後のハザードマップに反映してほしい。なるべく早く早く準備品として雨合羽を希望。	住民一署一団長への連絡が来る際、もう少し工夫を行ったほうが良い。現場にいる際、書き取ることが難しい。放送設備の充実が必要。雨の音で行政無線放送が聞こえない（メディアでの情報取得ができない）。今回の被災場所は今後のハザードマップに反映してほしい。なるべく早く早く準備品として雨合羽を希望。
食料、毛布等の備蓄が必要。用水路の泥だしを前もって実施すべき。電話での連絡が困難なので別の方法で。ほぼ全員が電話が濡れていて聞こえない状況。子供、老人を安全に楽に動かせるようボートの準備。	食料、毛布等の備蓄が必要。用水路の泥だしを前もって実施すべき。電話での連絡が困難なので別の方法で。ほぼ全員が電話が濡れていて聞こえない状況。子供、老人を安全に楽に動かせるようボートの準備。
ハザードマップ通りの浸水状況であったが、避難所が使えないところがあった。	ハザードマップ通りの浸水状況であったが、避難所が使えないところがあった。
土のう用砂の確保。結果的に大規模災害になってしまい、最終的に多くの団員が活動していたが、活動開始時の団員不足。	土のう用砂の確保。結果的に大規模災害になってしまい、最終的に多くの団員が活動していたが、活動開始時の団員不足。
活動自体をもう少し早めに行うことが必要だと思った。雨具の支給があればよいと思う。停電に備えて詰所などの電源の確保も必要。	活動自体をもう少し早めに行うことが必要だと思った。雨具の支給があればよいと思う。停電に備えて詰所などの電源の確保も必要。
他分団で土のうの砂が足りない等問題が発生した際、当分団はまだ余剰があったので横の連絡体制も確立していく必要を感じた。	他分団で土のうの砂が足りない等問題が発生した際、当分団はまだ余剰があったので横の連絡体制も確立していく必要を感じた。
今回の災害において、避難場所の確保が重要だと思う。同時に避難場所の環境もいまひとつ（体育館で床に敷くもの、仕切りがなかった等）。区長さんの指示権限の明確化も必要。団員の中でも被災した者あり。優先しなくてもよいから団員に対し気兼ねなく活動できる配慮が欲しい。	今回の災害において、避難場所の確保が重要だと思う。同時に避難場所の環境もいまひとつ（体育館で床に敷くもの、仕切りがなかった等）。区長さんの指示権限の明確化も必要。団員の中でも被災した者あり。優先しなくてもよいから団員に対し気兼ねなく活動できる配慮が欲しい。
・今回は誰もが経験したことがない災害規模であるが、今後はこの経験を活かし数値で事前把握できるので、危険個所の把握や土嚢を作るよりも、とにかく避難をさせるようにしたほうが良いと思う。・状況把握の吸い上げをもっと行うべきだった。・記録係を作り、被害状況の記録や写真撮りを行う。・オクレンジャーの情報が遅い、連絡が取れるように改善をお願いしたい。・水防計画を活用する機会をもっと増やす。・各地区の被害状況を把握する場所や機会がもっとあってもよいと思う。・今回の災害を振りかえりかえるような事や新入団員に伝える機会があればよいと思う。・行方不明者の捜索を行うべきであったと思う。	・今回は誰もが経験したことがない災害規模であるが、今後はこの経験を活かし数値で事前把握できるので、危険個所の把握や土嚢を作るよりも、とにかく避難をさせるようにしたほうが良いと思う。・状況把握の吸い上げをもっと行うべきだった。・記録係を作り、被害状況の記録や写真撮りを行う。・オクレンジャーの情報が遅い、連絡が取れるように改善をお願いしたい。・水防計画を活用する機会をもっと増やす。・各地区の被害状況を把握する場所や機会がもっとあってもよいと思う。・今回の災害を振りかえりかえるような事や新入団員に伝える機会があればよいと思う。・行方不明者の捜索を行うべきであったと思う。
今回のような大規模災害においては消防団活動だけでは難しいと思うが、区との連携を日頃から密にとることや当区域では人命を失くことなく対応できたことは非常に良かったと思う。降水量が少ないうちの巡回活動は効果的であると思うが、累積して降水量が多くなった場合、自ら巡回に行くことが危険であり、二次災害を招くこともあるので行うべきではないと思う。特に夜間、行方不明者捜索でも、夜間は行わないことを原則と考え、集中豪雨で視界が悪く、地盤が緩んでおり、やはり行うべきではない。行政や消防団ではできないことに限界がある。防災は本来自己責任であるということを、行政は市民に対してきちんと言うべきだと思います。もちろん、高齢者、子ども、障害者、社会的弱者の方に対して配慮は必要ですが、一般的な健常者の場合、一人ひとりがもっと責任を持つべきです。数日後は台風が来ると分かっていたら、浸水が予想される住宅の住民は行政任せではなく、自身でも土のうを準備することが必要ではないかと思えます。100年に1度、50年に1度が当たり前になるかもしれない環境変化にもっと敏感に反応した対応をとる必要があるのではないかと（最悪の状況を考え、団員招集等の早急な連絡）。今回の19号のレベルになると団員の危険も考えないといけないため、指示が出しづらいため、区長はじめ住民は消防団になんとかしてほしいが、どこまでが消防団としてやるべきかの判断が難しいと感じた。	今回のような大規模災害においては消防団活動だけでは難しいと思うが、区との連携を日頃から密にとることや当区域では人命を失くことなく対応できたことは非常に良かったと思う。降水量が少ないうちの巡回活動は効果的であると思うが、累積して降水量が多くなった場合、自ら巡回に行くことが危険であり、二次災害を招くこともあるので行うべきではないと思う。特に夜間、行方不明者捜索でも、夜間は行わないことを原則と考え、集中豪雨で視界が悪く、地盤が緩んでおり、やはり行うべきではない。行政や消防団ではできないことに限界がある。防災は本来自己責任であるということを、行政は市民に対してきちんと言うべきだと思います。もちろん、高齢者、子ども、障害者、社会的弱者の方に対して配慮は必要ですが、一般的な健常者の場合、一人ひとりがもっと責任を持つべきです。数日後は台風が来ると分かっていたら、浸水が予想される住宅の住民は行政任せではなく、自身でも土のうを準備することが必要ではないかと思えます。100年に1度、50年に1度が当たり前になるかもしれない環境変化にもっと敏感に反応した対応をとる必要があるのではないかと（最悪の状況を考え、団員招集等の早急な連絡）。今回の19号のレベルになると団員の危険も考えないといけないため、指示が出しづらいため、区長はじめ住民は消防団になんとかしてほしいが、どこまでが消防団としてやるべきかの判断が難しいと感じた。



10月13日 石神

5) 「災害に強い 佐久市」に向けた

ビルド・バック・ベター

BBB

(よりよい復興)

の取組



令和元年東日本台風災害からの復旧・復興

【令和2年10月時点版】

「災害に強い佐久市」に向けた

ビルド・バック・ベター

BBBの取組

令和元年10月12日、本州に上陸した令和元年東日本台風(台風第19号)により、佐久地域は記録的な豪雨に見舞われました。佐久市内の河川は、極めて短時間で増水し、複数箇所でも氾濫したことにより、流域に甚大な被害をもたらされました。

この記録的災害は、大規模水害が少なく、また市内に活断層が確認されていないなど、「災害の少ないまち」を標榜してきた佐久市にとって、今後のまちづくりの方向性を問われる機会ともなりました。

この経験で、改めて災害は、いつでも・どこでも起こり得るものであることを認識しました。そして、もとよりある地勢や気象的特徴に加え、災害に対する備えがどれだけなされているかが極めて重要であることを再確認しました。

佐久市の「暮らしやすさ」という卓越性を未来に継続していくためには、被害や市民生活の支障が発生した、または発生しうる要因を明らかにし、それを丁寧に除去しながら、次の災害に備えてより強靱な地域づくりを行っていく、ビルド・バック・ベター(BBB: Build Back Better)の取組が大切です。

災害前の状態に戻すだけの原形復旧でなく、被害を繰り返さない改良復旧・機能強化により、佐久市は改めて「災害に強いまち」として、市民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていきます。

本書の構成

1 治水対策

(1) 発生した被害の要因を除去する取組

- ①「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」による遊水地整備
- ②千曲川の護岸工事の実施
- ③田子川・谷川の復旧・改良工事の実施
- ④滑津川・志賀川の復旧・改良工事の実施
- ⑤災害復旧工事の円滑な施工に向けた協力体制の構築

(2) 今後発生しうる被害の要因を除去する取組

- ①市が管理する河川の緊急自然災害防止対策
- ②県・市が管理する河川の堆積土の緊急しゅん濇
- ③河川堆積土のしゅん濇の推進に向けた協力協定の締結
- ④緊急対策の早期推進のためのしゅん濇土搬出場の整備
- ⑤千曲川洪水ハザードマップの作成・佐久市防災マップの修正
- ⑥市内一級河川のハザードマップの作成
- ⑦防災重点ため池のハザードマップの作成
- ⑧市内一級河川監視カメラの設置
- ⑨雨量計観測システムの増設
- ⑩農地の保水(湛水)機能の維持向上

2 災害に強い生活・産業空間の形成

- ①下水道管理センターの機能維持
- ②下水道施設耐水化計画の策定
- ③コスモホール・臼田図書館の電気・機械設備の移転復旧
- ④佐久市災害廃棄物処理計画の策定
- ⑤まちの溢水に係る緊急自然災害防止対策
- ⑥災害に強い林道づくり
- ⑦高齢者施設等の非常用自家発電装置の整備

3 地域防災機能のパワーアップ

- ①区の機能強化や地域間連携の創出
- ②「さくの絆」作戦の拡充による自主防災組織や消防団の活動支援
- ③防災等に係る情報発信の強化
- ④地域コミュニケーションシステムの構築
- ⑤防災無線(無料)テレホンサービスの提供
- ⑥区長へのスマートフォンの貸与
- ⑦消防団活動の強化
- ⑧「防災士」の活動支援の強化
- ⑨避難所の運営及び避難所における感染症対策
- ⑩要支援者に対する災害時の避難支援
- ⑪外国人に対する災害時の支援の強化
- ⑫FTTH化(光回線化)による情報通信施設の耐災害性の強化

4 復旧に向けた活動の後押し

- ①「サンキューさくの日」の開催
- ②被災地復興プロジェクト企画の実施
- ③千曲川流域市町村連携「復興花火」の実施
- ④復興支援シンボルマークの作成・活用
- ⑤収入保険制度の加入促進

1 治水対策

(1) 発生した被害の要因を除去する取組

① 「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」による遊水地整備

- 取組主体 国(国土交通省北陸地方整備局) / 県 / 市
- 発生要因 信濃川水系(千曲川)流域の相当箇所において、河川氾濫・決壊が生じた。
- 解決に向けた取組 水系流域内の関係機関が連携する「信濃川水系緊急治水対策会議(千曲川)」を中心として、連携して防災・減災対策の取組を行う。佐久市においては、市域内に遊水地(洪水時に一時的に湛水する土地)等の洪水調整施設を整備する。
- 取組効果
 - ・河川水位の低下による流域の河川氾濫の抑制
 - ・国、県、市町村間連携による千曲川水系の流下断面向上の技術的検討の深化
- 事業費等 約 5,000,000 千円
- 完了時期 令和 5 年度

② 千曲川の護岸工事の実施

- 取組主体 国(国土交通省北陸地方整備局) / 県 / 市
- 発生要因 千曲川の護岸が増水により浸食、洗堀され、市域内で甚大な被災となった。
- 解決に向けた取組 頻発化する水害に対応するため、国の権限代行による千曲川の護岸工事(原・臼田)を実施する。施工に当たっては、迅速な災害復旧と併せ、水系の縦断的な治水対策を進める。
- 取組効果
 - ・護岸復旧による河川氾濫の抑制
 - ・護岸崩落の拡大防止等への迅速な対応
 - ・国関与による高度な技術による復旧の実現
- 事業費等 (未定)
- 完了時期 令和 2 年度



③ 田子川・谷川の復旧・改良工事の実施

- 取組主体 県 / 市
- 発生要因 常和地区内を貫流する田子川、入澤地区内を貫流する谷川において、河川の断面不足による越水、河川氾濫が生じた。
- 解決に向けた取組 河川の復旧工事と併せて、河川拡幅、河道掘削を実施する。また、河川沿いへの河川管理用通路の新設や、それを利用した市道整備、橋梁の集約を行う。
- 取組効果
 - ・河川流下能力の向上による河川氾濫の抑制
 - ・維持管理・水防活動の機能向上
 - ・橋梁の集約による通水断面の確保
- 事業費等 (未定)
- 完了時期 令和元年度から概ね 5 年間



④ 滑津川・志賀川の復旧・改良工事の実施

- 取組主体 県
- 発生要因 中込地区内を貫流する滑津川、志賀地区内を貫流する志賀川において、河川氾濫による越水、護岸脆弱箇所の部分破堤が生じた。
- 解決に向けた取組 部分破堤した滑津川護岸の改良復旧工事や、志賀川護岸の質的改良を伴う復旧工事の実施により、再度災害の防止を図る。
- 取組効果
 - ・護岸能力の向上による再度災害の防止
- 事業費等 (未定)
- 完了時期 令和元年度から概ね3年間



⑤ 災害復旧工事の円滑な施工に向けた協力体制の構築

- 取組主体 県 / 市 / 長野県建設技術センター / UR都市機構
- 発生要因 膨大な復旧工事の発注により、生コン・コンクリート2次製品等の供給不足や施工業者の不足による災害復旧の停滞化が生じるおそれがある。
- 解決に向けた取組 災害復旧に工事に関する発注計画や発注ロット等に関し、関係機関4者のパートナーシップ協定により調整を図る。
- 取組効果
 - ・災害復旧工事の効率的かつ効果的な発注
 - ・工事間調整による安全監理や、円滑な復旧工事の推進
- 事業費等 100,000千円
- 実施時期 令和元年度～

(2) 今後発生しうる被害の要因を除去する取組

① 市が管理する河川の緊急自然災害防止対策

- 取組主体 市
- 必要性 市管理河川等の線形不良や断面不足により、増水時に越水等のおそれがある。
- 解決に向けた取組 比較的小規模な改修に活用できる「緊急自然災害防止対策事業」により、水路線形や河川断面拡幅等の改良工事(本沢川・月明川・山田川等)を行う。
- 取組効果
 - ・排水機能や通水機能の向上による越水の防止、護岸浸食の軽減
 - ・住居、河川、周辺道路等の保全
- 事業費等 829,700千円
- 実施時期 令和元年度～4年度

② 県・市が管理する河川の堆積土の緊急しゅん濇※

- 取組主体 県 / 市
- 必要性 県、市が管理する河川の土砂堆積による河床上昇により河川の断面が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 解決に向けた取組 度重なる浸水被害等を踏まえ、時限的に新設された「緊急浚濇推進事業債」を活用し、河川への堆積土のしゅん濇を推進する。
- 取組効果 ・河川断面の確保による河川氾濫の抑制
- 事業費等 10,000 千円
- 実施時期 令和2年度～

③ 河川堆積土のしゅん濇の推進に向けた協力協定の締結

- 取組主体 県 / 市
- 必要性 県管理する河川の土砂堆積による河床上昇により河川の断面が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 解決に向けた取組 市域内の河川堆積土しゅん濇や、災害復旧工事により発生する土砂の搬出を推進するため、2者間の協力体制の構築を目的とした協定の締結を行う。協定により、県は一層の堆積土しゅん濇の事業推進を図り、市は市民安全の確保のため、しゅん濇土搬出場整備により、しゅん濇事業推進を後押しする。
- 取組効果 ・河川断面の確保による河川氾濫の抑制
・年間しゅん濇量の増加、しゅん濇事業コストの削減
- 事業費等 —
- 実施時期 令和元年度～

④ 緊急対策の早期推進のためのしゅん濇土搬出場の整備

- 取組主体 市
- 必要性 川に堆積する土砂のしゅん濇により河床上昇の解消を図る必要があるが、大量に発生するしゅん濇土の搬出先がなく、速やかな施工が行えないため、しゅん濇事業の円滑な推進に支障が生じるおそれがある。
- 解決に向けた取組 佐久市域内の河川堆積土のしゅん濇の一層の推進を図るほか、災害復旧工事で発生する土砂の受入先として、しゅん濇土の搬出場整備を行う。
- 取組効果 ・河川断面の確保
・しゅん濇工事の効率化、コスト縮減
- 事業費等 164,800 千円
- 実施時期 令和2年度～

※ しゅん濇（しゅんせつ）： 河川などの底面をさらって土砂等を取り去ること

⑤ 千曲川洪水ハザードマップの作成・佐久市防災マップの修正

- 取組主体 県 / 市
- 必要性 近年多発する自然災害に対し、自分が居住する地域の災害リスクの認識が不足することで、被災が甚大化するおそれがある。
- 解決に向けた取組 千曲川における想定最大規模(1000年確率)の浸水想定区域図を、河川管理者である県が作成・公表する。これを受け、市において洪水ハザードマップを作成し、市民に周知を図る。また、これに併せ、佐久市防災マップの修正も行う。
- 取組効果 ・ 想定最大規模(1000年確率)降雨時、計画規模(100年確率)降雨時の浸水想定区域の周知の推進、避難行動の的確化
- 事業費等 1,325千円
- 完了時期 令和2年9月

⑥ 市内一級河川のハザードマップの作成

- 取組主体 県 / 市
- 必要性 近年多発する自然災害に対し、自分が居住する地域の災害リスクの認識が不足することで、被災が甚大化するおそれがある。
- 解決に向けた取組 浸水想定区域図が未作成である市内の一級河川について、河川管理者である県が想定最大規模(1000年確率)の浸水想定区域図を作成・公表する。これを受け、市においてハザードマップを作成し、市民に周知を図る。
- 取組効果 ・ 想定最大規模降雨時の浸水想定箇所の周知の推進、避難行動の的確化
- 事業費等 (未定)
- 完了時期 令和4年度

⑦ 防災重点ため池のハザードマップの作成

- 取組主体 市
- 必要性 近年多発する自然災害に対し、全国的にも「ため池」が決壊するなどの災害が発生している。自分が居住する地域の災害リスクの認識が不足することで、被災が甚大化するおそれがある。
- 解決に向けた取組 ため池ハザードマップを作成(対象ため池：57か所)し、関係する地区に配布、周知する。
- 取組効果 ・ 浸水想定箇所の周知の推進、避難行動の的確化
- 事業費等 3,520万円
- 完了時期 令和3年度

⑧ 市内一級河川監視カメラの設置

- 取組主体 県
- 必要性 流域住民の安心・安全や、常に危険と隣り合わせで昼夜問わず警戒を行う水防団(消防団)員の安全を確保する必要がある。
- 解決に向けた取組 河川の増水状況を遠隔でリアルタイムに監視できるよう、市内 30 河川中、14 河川(18 箇所)に監視カメラを設置する。
- 取組効果 ・迅速で正確な状況把握と避難判断の的確化
- 完了時期 令和 2 年度

⑨ 雨量計観測システムの増設

- 取組主体 市
- 必要性 状況把握や適切な避難指示に当たっては、災害の原因となる降雨量をより正確に把握する必要がある。
- 解決に向けた取組 市では、現在市内 7 か所に雨量計を設置しているが、これに加え、新たに 6 か所に設置する。
- 取組効果 ・迅速で正確な状況把握と避難判断の的確化
- 事業費等 11,200 千円
- 完了時期 令和 2 年度

⑩ 農地の保水(湛水)機能の維持向上

- 取組主体 国 / 県 / 市 / 地域 / 農業者等
- 必要性 耕作されていない農地の増加により、降雨時の保水(湛水)機能が低下し、河川・水路等の急激な増水を誘引している。
- 解決に向けた取組 市独自事業である「耕作放棄地発生予防事業」や、国・県も含めた「中山間地域等直接支払交付金制度」、「多面的機能支払交付金制度」等を活用しながら、優良農地の維持や耕作放棄地の発生予防・再生を図る。
- 取組効果 ・農地の保水(湛水)機能の維持向上による防災・減災
- 事業費等 76,376 千円 (R2 予算額)
- 実施時期 毎年度



2 災害に強い生活・産業空間の形成

① 下水道管理センターの機能維持

- 取組主体 県 / 市
- 発生要因 近接する滑津川の堤防の決壊により、佐久市下水道管理センターが浸水し、下水の処理機能が停止した。
- 解決に向けた取組 県が行う滑津川堤防決壊箇所の災害改良復旧工事等による堤防の強靱化とともに、市では下水道管理センターの開口部の防水化(止水板等設置など)を実施する。
- 取組効果
 - ・堤防の強靱化による滑津川の越水防止
 - ・下水道管理センター施設への浸水防止や浸水時の防水力の強化
- 事業費等 18,420 千円 (再度災害対策分)
- 完了時期 令和3年度



② 下水道施設耐水化計画の策定

- 取組主体 市
- 必要性 市内各所の下水道施設の被災を受け、災害時においても確実に下水道機能を維持・確保するため、施設の耐水化を図る必要がある。
- 解決に向けた取組 下水道施設浸水対策を含む、災害時業務継続計画(BCP)の見直しを行うとともに、対策浸水深や対策箇所の優先順位を明確にしたうえで、下水道施設の耐水化計画を策定する。
- 取組効果
 - ・被災時の下水道機能維持の確実化
- 事業費等 (未定) ■実施時期 令和2年度～

③ コスモホール・白田図書館の電気・機械設備の移転復旧

- 取組主体 市
- 発生要因 コスモホール南東側の用水が溢水したことなどにより大量の水が敷地内に流入し、地下室にある電気・機械設備が損壊した。これにより施設の利用が不能となった。
- 解決に向けた取組 電気・機械設備の一部または全部の地上階への移設や、開口部の防水化等を行うとともに、大雨の際の周辺雨水等の排水方法についても検討を進める。
- 取組効果
 - ・指定避難所でもある同施設の機能強化
 - ・市民の安全・安心な施設の使用
- 事業費等 555,134 千円
- 完了時期 令和 2 年度



④ 佐久市災害廃棄物処理計画の策定

- 取組主体 市
- 必要性 被災時に大量に発生する災害廃棄物について、行政、市民の双方に混乱が生じるおそれがある。
- 解決に向けた取組 災害で発生する廃棄物の迅速で適正な処理を実施するため、災害廃棄物仮置場の候補地選定、廃棄物の処理方法、人員・資機材の必要数や手配手法等を明確化した「佐久市災害廃棄物処理計画」を策定する。
- 取組効果
 - ・被災時の災害廃棄物に係る行動の明確化
- 事業費等 —
- 実施時期 令和 2 年度～

⑤ まちの^{いっすい}溢水に係る緊急自然災害防止対策

- 取組主体 市
- 必要性 排水機能が脆弱なため、まとまった降雨の際に溢水、冠水等のおそれがある。
- 解決に向けた取組 「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく「国庫補助事業」や、比較的小規模な改修に活用できる「緊急自然災害防止対策事業」により、周辺住宅等への溢水や冠水が発生し、又は発生のおそれがある箇所の改良工事を行うことにより、市民生活に支障を来す溢水への対応を図る。
- 取組効果
 - ・住居、河川、周辺道路等の保全
- 事業費等 483,100 千円
- 実施時期 令和 2 年度～4 年度

⑥ 災害に強い林道づくり

- 取組主体 市
- 発生要因 林道の側溝の土砂堆積や、水切りの未設置により、流水による路面洗掘や法面崩壊の被害が発生した。
- 解決に向けた取組 森林環境譲与税を財源に、「災害に強い林道づくり事業」として、今後森林整備の計画等がある森林に接した林道の側溝に堆積した土砂等の撤去及び水切り等の設置を行い、災害を未然防止する。
- 取組効果
 - ・強靱な基盤の復旧・維持
 - ・森林の持つ土砂災害防止、土壌保全などの多面的機能の発揮
 - ・林業経営の効率化や森林管理の適正化の促進
- 事業費等 3,000 千円(令和 2 年度) ■実施時期 令和 2 年度～

⑦ 高齢者施設等の非常用自家発電装置の整備

- 取組主体 事業者
- 必要性 台風等に伴う停電の発生により、長期間にわたって電力が途絶した際、施設機能の維持に課題がある。
- 解決に向けた取組 災害時に停電が発生しても施設機能やサービスの提供を維持するため、必要な電力を確保すべく、地域の高齢者施設等が非常用自家発電装置を設置する。その経費に対しては、国の「地域介護・福祉空間整備施設交付金」により支援する。
- 取組効果
 - ・災害弱者である高齢者等の安心・安全の確保
- 事業費等 1 台当たり最大 15,400 千円
- 実施時期 令和 2 年度から随時

3 地域防災機能のパワーアップ

① 区の機能強化や地域間連携の創出

- 取組主体 市 / 区
- 必要性 人口減少・少子高齢化の進行や社会情勢の変化などにより、地域コミュニティの活力の低下や繋がりの希薄化が懸念され、災害時の住民避難等で最も効果的な力を発揮する「地域共助」の継続に懸念がある。
- 解決に向けた取組 人口減少社会においても地域コミュニティの機能の将来への継続性を高めるため、次の取組を展開する。
 - 地域コミュニティの機能を高める取組を行うモデル地区を選定・支援し、その活動を水平展開
 - 新たな区と区、地域と地域の連携機能を創出(合致する取組への支援制度を検討)
 - 区の活動拠点となる公会場の機能強化を図る改修に対する補助制度を検討
 - 区の活動拠点となる公会場への佐久ケーブルテレビ視聴環境整備に対し、補助制度を創設
 - 区の代表である区長に対し、スマートフォンを貸与(3-⑥に詳細)
- 取組効果
 - ・地域コミュニティから育まれる共助体制の確立
 - ・区への情報提供や連携の確保による、地域の防災機能の強化
- 事業費等 10,447 千円 (令和2年度) ■実施時期 令和2年度～ (新支援制度は令和4年度～)

② 「さくの絆」作戦の拡充による自主防災組織や消防団の活動支援

- 取組主体 市 / 区(自主防災組織・消防団)
- 必要性 人口減少・少子高齢化の進行や社会情勢の変化などにより、地域コミュニティ活力の低下や地域内の繋がりの希薄化が進み、災害時の住民避難等で最も効果的な力を発揮する「地域共助」の継続に懸念がある。
- 解決に向けた取組 平時から消防団と区で災害想定箇所を確認(地域内リスクを把握)しておくことで情報共有し、より重要となる初動対応を確実化する「さくの絆」作戦の拡充策として、次の取組を展開する。
 - 区ごとの「タイムライン」の作成による地域特有の状況を踏まえた初動体制の確立と、それに基づく実践訓練を促進
 - 全地区に対し、防災・減災に係る「プッシュ型出前講座」を開催
 - 総合防災訓練における台風第19号災害を踏まえた新たな合同訓練を実施
 - 消防団組織の強化に向けた、新たな活動体制構築や補助制度を検討
- 取組効果
 - ・災害時の適切な活動の促進
 - ・自主防災組織拠点の機能強化
- 事業費等 (未定) ■実施時期 令和2年度～(新補助制度は令和3年度～)

③ 防災等に係る情報発信の強化

- 取組主体 市
- 必要性 発災時に、地域住民や、災害対応を行う行政をはじめとした様々な主体へ適切な情報提供・共有がなされないと、生命に関わる危険が及んだり、適切な災害対応行動が図られなかったりするおそれがある。
- 解決に向けた取組 これまでの防災行政無線やホームページ、SNS 等による情報発信に加え、次の取組を展開する。
 - スマートフォン等を利用した行政手続等連携サービスにおいて、災害状況のマップ上への図示により情報提供・共有を展開
 - 「さくネット」による情報配信媒体へ LINE を追加
 - 「AI 防災協議会」の活動による SNS 上の情報収集・共有システムの活用を検討
- 取組効果 ・情報共有による最善の行動、活動の促進
- 事業費等 (未定) ■実施時期 令和2年度～

④ 地域コミュニケーションシステムの構築

- 取組主体 市
- 必要性 人口減少・少子高齢化の進行や社会情勢の変化などにより、地域コミュニティ活力の低下や地域内の繋がりの希薄化が進み、災害時の住民避難等で最も効果的な「共助・近助」の継続が危惧される。
- 解決に向けた取組 スマートフォン等の端末を活用し、行政⇄地域、地域⇄地域の双方向コミュニケーションが図れるシステムを開発・導入する。
- 取組効果
 - ・「市の情報ポータル」として、様々な情報発信や受信が可能
 - ・防災行政無線の補完として、スマートフォンや携帯電話などの端末へ防災行政無線の情報を「音声」や「文字」で発信することにより、屋内外や遠方でも情報の受信が可能
 - ・地域コミュニティの活性化による共助・近助の促進
 - ・現在佐久を離れている方にも情報発信することにより、ふるさとで暮らす家族等への避難の喚起を促進
- 事業費等 6,600 千円 ■実施時期 令和2年度

⑤ 防災無線（無料）テレホンサービスの提供

- 取組主体 市
- 必要性 悪天候時など、市が防災行政無線により行っている放送内容が聞き取りづらいたくがあり、必要な情報受信や避難行動に支障を来すおそれがある。
- 解決に向けた取組 防災行政無線の放送内容を電話により確認できるサービスを実施する。
フリーダイヤル：0120-71-1120
- 取組効果 ・情報の確実な伝達による最善の行動、活動の促進
- 実施時期 令和2年6月1日サービス開始

⑥ 区長へのスマートフォンの貸与

- 取組主体 市 / 区
- 必要性 災害が発生した際、地元区の区長が住民避難の先導役となるが、固定電話しか所有していない、携帯電話の番号が分からないなどにより、連絡手段が限定的となり、適時の情報共有が困難となるケースがある。
- 解決に向けた取組 災害時はもとより、平時からの区長への連絡手段として、市で購入したスマートフォンを全区へ貸与する。
- 取組効果 ・区との情報共有の確実化
- 事業費等 1,571 千円 ■実施時期 令和2年10月1日

⑦ 消防団活動の強化

- 取組主体 市 / 消防団
- 必要性 住民の安全確保を図るため、令和元年東日本台風被害での消防団活動の経験から、更なる消防団活動の強化を図る必要がある。
- 解決に向けた取組 これまでの消防団活動に加え、新たに次の活動に取り組む。
 - 「消防団初動活動マニュアル」の作成
 - 危険個所等の発見時の表示板の設置
- 取組効果 ・消防団活動の更なる強化
・水防等に特に重要な消防団の初動活動の確実化
・危険個所等の周知による二次災害の未然防止
- 事業費等 5,300 千円 ■実施時期 令和2年度

⑧ 「防災士」の活動支援の強化

- 取組主体 市
- 必要性 社会の様々な場で防災力を高める活動を行うために必要な十分な意識や一定の知識・技能を有する「防災士」資格取得のため、自主防災組織に対し補助を行い、拡充に取り組んできたが、災害現場で周囲から防災士であることの認知が図られなかった。
- 解決に向けた取組 資格取得時の補助制度(補助率 2/3)を一層周知し、有資格者の拡充を図るとともに、災害現場において防災士であることを標示するベスト・ヘルメットを貸与する。
- 取組効果 ・地域の防災士の増加と活動の活発化
- 事業費等 150 千円 ■実施時期 令和2年度

⑨ 避難所の運営及び避難所における感染症対策

- 取組主体 市
- 必要性 新型コロナウイルス感染症への感染が全世界で拡大している。避難所は3密(密閉・密集・密接)になりやすい環境であり、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念した住民の避難が遅れる可能性がある。
- 解決に向けた取組 感染症対策のため、次の取組を行う。
 - 「避難所における感染症対策マニュアル」の作成
 - 全避難所で一定の対応が図れるよう、「避難所運営マニュアル」を作成
 - 避難者間の密接を避けるパーティション(間仕切り)等の備蓄の拡充や、各種協定を活用した必要物品等の配備
 - 事前避難、分散避難の促進
 - 佐久市ホテル旅館組合との協定の締結に基づく避難場所の拡充
- 取組効果 ・災害時に住民が安心して避難できる環境の整備
- 事業費等 11,500 千円(令和2年度) ■実施時期 令和2年度～

⑩ 要支援者に対する災害時の避難支援

- 取組主体 市
- 必要性 指定避難所等に避難した障がい者や高齢者等の方々の中で、特別な支援や配慮が必要となるケースがある。
- 解決に向けた取組 指定避難所等において、要支援者が個別の部屋等を利用できる体制を整える。
- 取組効果 ・特別な支援や配慮を必要する方と、その家族に対する負担軽減や安心・安全の確保
- 事業費等 (未定) ■実施時期 令和2年度～

⑪ 外国人に対する災害時の支援の強化

- 取組主体 市
- 必要性 言語の障壁やコミュニケーション不足等により、災害に対する知識不足や被災時の孤立が懸念される。
- 解決に向けた取組 外国籍住民に対する支援として、次の取組を展開する。
 - 台風第19号災害における課題・問題点について実態把握
 - 実態把握結果を基にした必要とされる支援策の検討
 - 外国籍住民に対する防災についての研修会の開催
- 取組効果 ・外国人の適切な避難行動等の促進
・誰一人取り残さない社会の実現
- 事業費等 (未定) ■実施時期 令和2年度～

⑫ FTTH化(光回線化)による情報通信施設の耐災害性の強化

- 取組主体 市 / 佐久ケーブルテレビ(株)
- 必要性 現在の HFC 方式の情報通信網では、緊急性の高い災害情報の確実かつ安定的な伝達の確保に支障が生じる。
- 解決に向けた取組

市内の HFC 方式情報通信施設をケーブルテレビ光ケーブル施設整備事業により FTTH 方式へ整備するとともに、地域 BWA・ローカル 5G の導入により無線アクセス網を整備する。

また、FTTH回線を活用した被災時の佐久ケーブルテレビ株式会社の情報提供として、次の内容を配信する。

 - ケーブルテレビの防災専用チャンネルから常時情報を配信
 - 災害対策本部から最新の防災情報を配信
 - 定点カメラによる危険度の高い河川などの映像を常時配信
 - 公民館、避難所、消防団詰所等に FTTH 回線で災害本部の情報を伝達
 - 防災行政無線放送内容を FTTH 回線で各家庭に配信
- 取組効果
 - ・行政情報の早く確実な伝達
 - ・住民や各種団体等が積極的に参加可能な地域密着型の地域コミュニティインフラを構築
- 事業費等 1,500,000 千円
- 実施時期 令和 2 年度～4 年度

地域災害情報の発信



災害時、災害対策本部にカメラを設置し、防災専用チャンネルから、情報を配信することができる。

公民館、避難所、消防団詰所等に FTTH 回線で災害本部の情報を伝達し、情報収集が円滑に行うことができる。



③ 千曲川流域市町村連携「復興花火」の実施

- 取組主体 県 / 市 / 他千曲川流域 11 市町村
- 必要性 甚大な被害を受けたことにより、農業、商工業、観光業など多岐にわたる風評被害や、特に被害が多かった地域の活力の低下が懸念される状況が発生している。
- 解決に向けた取組 千曲川沿いの被災地を復興の「花火」で繋げ、災害復旧・復興に継続的に関わっているボランティア等へ感謝の気持ちを表すとともに、復興に向けた希望の象徴とする。
- 取組効果
 - ・市全体、県全体の一体感の醸成
 - ・閉塞感や停滞感の払しょくによる市民の元気や勇気の再興
- 事業費等 4,000 千円
- 実施時期 令和 2 年 11 月 3 日

④ 復興支援シンボルマークの作成・活用

- 取組主体 佐久市観光協会
- 必要性 被災の物的・心的影響により、市民活動等に閉塞感・停滞感が見受けられる。
- 解決に向けた取組 「佐久市復興支援シンボルマーク」を作成し、復興に向けたシンボルとして市内施設等へ掲示していくほか、被災された方々を応援するための販売グッズ(ポロシャツ、フリース、クリアファイル等)のデザインとして活用する。
- 取組効果
 - ・市民一丸となった復興への一体感の醸成
 - ・支援したいけれど何ができるか分からない人への復興支援の受け皿(エシカル消費)
 - ・グッズ購買による義援金として被災者支援
- 事業費等 4-①の事業費内で実施
- 実施時期 令和 2 年度



⑤ 収入保険制度の加入促進

- 取組主体 市 / 長野県農業共済組合
- 必要性 気象条件に左右されやすい農業においては、自然災害といった不慮の事象により生業の継続や生活の安定に大きな支障を来すおそれがある。
- 解決に向けた取組 自然災害や価格低下による売上げの減少の一部を補填する「収入保険制度」について周知活動を強化し、低い加入率の改善を図る。
- 取組効果
 - ・農家の生活の安定
 - ・農業離れの防止
- 事業費等 -
- 実施年度 令和元年度～

6) 教訓を踏まえた 対策パッケージ

* 令和元年東日本台風の
教訓を踏まえた
対策パッケージ

令和2年7月



佐久市

佐久市は、令和元年10月12日に上陸した令和元年東日本台風による記録的な豪雨により、市内の河川は極めて短時間で増水し、尊い人命が犠牲となり、複数箇所で氾濫等も発生するなど、大きな被害がありました。

こうした中で、全国の多くの皆様から、物心両面で心温まる支援をいただき、市としても復旧・復興に向けて全庁体制で取り組んでいます。

この度、いただいた支援金等を活用して、令和元年東日本台風の検証を踏まえた対策に取り組むため、以下の事業に取り組んでいきます。

1 地域防災力の向上

●佐久市防災マップ修正・千曲川ハザードマップ作成事業

佐久市で想定されている災害を事前に確認するため、平成30年3月に全戸配布した防災マップを修正し、再度全戸配布する。
また、千曲川のハザードマップは、令和2年3月に1000年確率のマップが県により作成されたことを受けて作成し、流域の住民に配布する。

経費：1,324千円（危機管理課）
令和2年4月24日に契約済

●地域コミュニケーションシステム構築事業

気象条件によって、防災行政無線が聞こえにくいという課題に対応するため、住民が所有するスマートフォン等で防災行政無線の音声を確認できるシステムを導入。将来的には、当該区長のスマートフォン等から当該区民への情報発信も可能とする。

経費：6,600千円（危機管理課・広報広聴課・総務課）
うち、特定財源 5,000千円（元気づくり支援金）

●防災無線（無料）テレホンサービス事業

防災行政無線の放送が聞き取りにくかった際に、通話料無料（フリーダイヤル）で放送内容を確認できるサービスを開始する。

フリーダイヤル：0120-71-1120

令和2年6月1日よりサービス開始

経費：通話料（危機管理課・財政課）

●区長業務等対策移動通信機導入事業

地域の発展には、市とのパイプ役になる区長との連携が重要かつ必要不可欠である。平時は市との各種業務における連絡手段として、また、災害時の緊急連絡手段としても活用できるスマートフォンを区（区長）へ貸与する。

経費：8,700千円（危機管理課）

●区長業務等対策移動通信機導入に伴う区等活動費交付金

市と区（区長）との連絡手段として貸与するスマートフォンにかかる月額使用料などの維持費を補助するため、区等活動費交付金に当該維持費分を配分。（総務課）

●消防団初動活動マニュアル作成事業

地域防災の中核となる消防団活動を展開していくため、消防団の心得や安全管理をはじめ、火災・水害・行方不明者の捜索など、消防団の初動対応をまとめた携帯用マニュアルを作成・配布する。

経費：2,600千円（危機管理課）

●消防団活動標示板作成事業

災害時の、消防団員や避難者の二次災害防止のため、地域の警戒において消防団員が発見した危険箇所を周知する「立入制限」の標示板を設置することで、危険回避と消防団員の負担軽減を図る。

経費：2,700千円（危機管理課）

●公会場等ケーブルテレビ視聴環境整備事業

令和元年東日本台風の教訓から、避難者が市内の情報を収集・活用するにあたり、区の自主避難場所として利用される公会場に佐久ケーブルテレビの視聴環境整備を促進するため、区に対する補助制度を創設する。

経費：3,000千円（総務課・情報政策課）

●防災士地域活動用被服購入事業

各区における防災力をより高めるため、防災活動等に関する知識を有する「防災士」を地域の防災リーダーとして、活動の展開を図るため、地域の防災士であることの標示として、ベスト・ヘルメットを貸与する。

経費：120千円（危機管理課）

2 情報収集力の強化

●雨量観測システム設置事業

現在、市内の雨量計は、国（3箇所）・県（9箇所）・市（7箇所）合わせて19箇所あるが、総面積が広大であるという地域性や、令和元年東日本台風を踏まえ、起因となる降雨の状況を確認し、避難判断のための情報をより正確に収集・発信するため、新たに6箇所へ設置する。

経費：11,900千円（危機管理課）

3 避難所の開設・運営を迅速に対応

●避難所運営マニュアル作成事業

令和元年東日本台風において避難所を開設・運営した際の課題を踏まえ、職員誰もが、どこの避難所へ行っても一定の対応が図れるよう、マニュアルを作成する。

経費：1,500千円（危機管理課）



10月13日 野沢

令和元年東日本台風（台風第19号）
災害対応報告書

令和3年（2021年）3月

発行 佐久市

編集 総務部危機管理課

〒385-8501

長野県佐久市中込3056

